

中野区子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年（2015 年）3 月

中野区

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	1
4	調査の実施	2
5	策定体制と点検・評価	2
6	基本理念と実現するための視点	3
7	基本目標	3
8	計画体系	5

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

1	人口と世帯の推移	6
2	少子化の状況	8
3	子どもの状況	1 3
4	子育て家庭の状況	1 8

第3章 各目標における取組みの柱と主な取組み

目標Ⅰ すこやかに育つ子どもたち

(取組の柱) 1	すこやかな妊娠・出産の支援	2 9
2	子どもの健康増進	3 3
3	子どもへの虐待の未然防止と適切な対応	3 7
4	障害や発達に課題がある子どもへの支援	4 0
5	家庭の子育て力の向上	4 3

目標Ⅱ 充実した教育や支援に支えられる子育て家庭

(取組の柱) 1	多様で質の高い教育・保育の提供	4 6
2	ニーズに応じた子育て支援サービスの推進	5 2

目標Ⅲ 地域に生まれ豊かに育つ子どもたち

(取組の柱) 1	子どもや子育て家庭と地域の連携の強化	5 7
2	子どもの安全を守る活動の充実	6 1

第4章 需要見込みと確保方策

1	需要見込みと確保方策	6 5
2	幼児期の学校教育・保育の需要見込みと確保方策	6 7
3	地域子ども・子育て支援事業の需要見込みと確保方策	7 1

巻末資料 資料1 各指標の出典一覧

8 4

資料2 用語の意味（本文中＊印のある用語）

8 5

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

急速な少子化の進行は、今後のわが国の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えることが懸念されています。区では、次代の社会を担う子どもがすこやかに生まれ、かつ育成される環境を整備するため、平成17年に「次世代育成支援行動計画(前期)」を、平成22年に「次世代育成支援行動計画(後期)」を策定し、子どもと家庭を支える地域づくりと子育てしやすい環境の整備に向けた取組みを進めてきました。しかし、少子化や核家族化の傾向は続き、児童虐待の増加、障害や発達に課題がある子どもや保育施設に入所できない子どもの増加など、子どもと家庭を取り巻く環境には多くの課題があります。

これらの課題や新たな区民ニーズに的確に対応するため、平成24年8月に制定された子ども・子育て関連3法*を踏まえ、次世代育成支援行動計画でのこれまでの取組みを検証し、子どもと子育て家庭への支援に関する総合的な計画として、「中野区子ども・子育て支援事業計画」を策定します。本計画のさまざまな取組みを着実に推進していくことで、すべての子どもに良質な子育て環境を等しく保障し、各家庭や子どもの状況に応じた妊娠・出産期からの切れ目ない支援と子どもと家庭を支える地域づくり、子育てしやすい環境の整備を進めていきます。

2 計画の位置付け

- (1) この計画は、子ども・子育て支援法第61条で定める中野区の「子ども・子育て支援事業計画」として位置付けます。また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に定める「次世代育成支援行動計画」、及び厚生労働省通知に基づく母子保健計画としても位置付け、区の子育て支援に関する総合的な計画とします。
- (2) 現在改定中の「中野区基本構想」や「新しい中野をつくる10か年計画」との整合性を図ります。

3 計画の期間

この計画は、平成27年度を初年度とし、平成31年度までの5年間を一期として策定します。

4 調査の実施

計画策定に先立ち、乳幼児及び小学生の保護者の子育ての実態や幼稚園、保育施設、子育て支援等に関するニーズ、日常生活等の実態を把握し、計画の基礎資料とするため、「中野区子ども・子育てアンケート調査」を実施しました。調査の概要は、下記のとおりです。

【調査の概要】

1. 調査対象

平成 25 年 4 月 1 日現在の年齢が 0～5 歳の乳幼児の保護者、6～8 歳(小学校 1～3 年生)の児童の保護者

2. 調査期間

平成 25 年 10 月 16 日～11 月 7 日

3. 調査対象者数・回収調査票数等

	乳幼児保護者	小学生保護者
調査対象者数	2,530 件	1,570 件
回収調査票数	1,544 件	950 件
回収率	61.0%	60.5%

4. 内 容

子どもの人数、父母の就労状況、保育サービス・学童クラブ・児童館・子育て支援サービス等の認知度・利用度・利用意向、子育ての悩み等について

5 策定体制と点検・評価

計画の策定にあたっては、区長の附属機関である「中野区子ども・子育て会議」(平成 25 年 8 月設置)において、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な事項等について意見を伺うとともに、広く区民等から意見・提案を聴取しました。

本計画に基づく施策の各年度における実施状況等については、「中野区子ども・子育て会議」において点検・評価を行い、その結果を公表します。

6 基本理念と実現するための視点

この計画は、次の基本理念の実現を目指して策定します。

基本理念

**「子どもたちがのびのびとすこやかに成長し、
子どもを育てる喜びを感じながら、安心して子育てができるまち」**

すべての子どもが自分らしさを大切にして、のびのびと育ち、自立した大人へと成長していくことは、私たちだれもの願いです。そのためには、子ども一人ひとりの幸せを考え、各々の成長や家庭の状況に応じた切れ目ない支援を行い、すべての子育て家庭が安心して子育てができる環境を整えていくことが必要です。

そして、安心して子育てができる環境を整えていくことで、子どもをもつ人々が増え、子どもたちの姿があふれた活気のある地域になっていきます。

子育ての第一義的責任は親・家庭にあります。しかし、子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、家庭としての機能も弱体化しています。一方、将来の社会の担い手となる子どもの育ちと子育て家庭を支えることは、社会全体で取り組むべき課題でもあります。地域全体で子どもの育ちと子育て家庭を支えていくことを通じて、子育てに対する喜びや生きがい地域が結びつき、世代を越えた豊かなふれあいが生まれてきます。また、地域のつながりの中で、子どもたちはさまざまな体験をすることで、心豊かに成長することができます。

「このまちで、子育てをして本当に良かった」とだれもが互いに喜びあえ、「子どもを産み育てたい」との希望を持つ人々が集う中野のまちを目指します。

基本理念を実現するための視点

- ◆一人ひとりの子どもの幸せを最優先に考えます
- ◆地域全体で力を合わせて子どもの育ちと子育てを支援します
- ◆妊娠・出産期からの切れ目ない多様な支援を行います

7 基本目標

基本理念に基づき、今後5年間で目指す目標を次のように定めます。

目標Ⅰ すこやかに育つ子どもたち

【目指す姿】

妊娠中からの健康管理や出産に対する支援が行われ、安心して出産に臨むことのできる環境が整い、子どもを産み育てることへの意欲とともに子どもをもつ喜びを実感しています。

また、身近な地域で子どもの発達段階に応じた切れ目ない支援や相談が行われ、子どもたちが豊かに成長し、保護者は孤立することなく肯定感をもって子育てをしています。

【目標を実現するための取組みの柱】

- 1 すこやかな妊娠・出産の支援
- 2 子どもの健康増進
- 3 子どもへの虐待の未然防止と適切な対応
- 4 障害や発達に課題がある子どもへの支援
- 5 家庭の子育て力の向上

目標Ⅱ 充実した教育や支援に支えられる子育て家庭

【目指す姿】

多様な保育サービスが整えられ、保育を必要とする家庭が安心して子どもを預けることができます。また、保育施設を利用する家庭だけでなく、すべての子育て家庭が子どもや家庭の事情に応じて、必要な子育て支援サービスが受けられ、安心して暮らしています。

保護者の就労、利用施設の種類や設置主体の区別なく、すべての子どもが幼児期に質の高い教育・保育を等しく受けられる環境が整っています。

【目標を実現するための取組みの柱】

- 1 多様で質の高い教育・保育の提供
- 2 ニーズに応じた子育て支援サービスの推進

目標Ⅲ 地域に育まれ豊かに育つ子どもたち

【目指す姿】

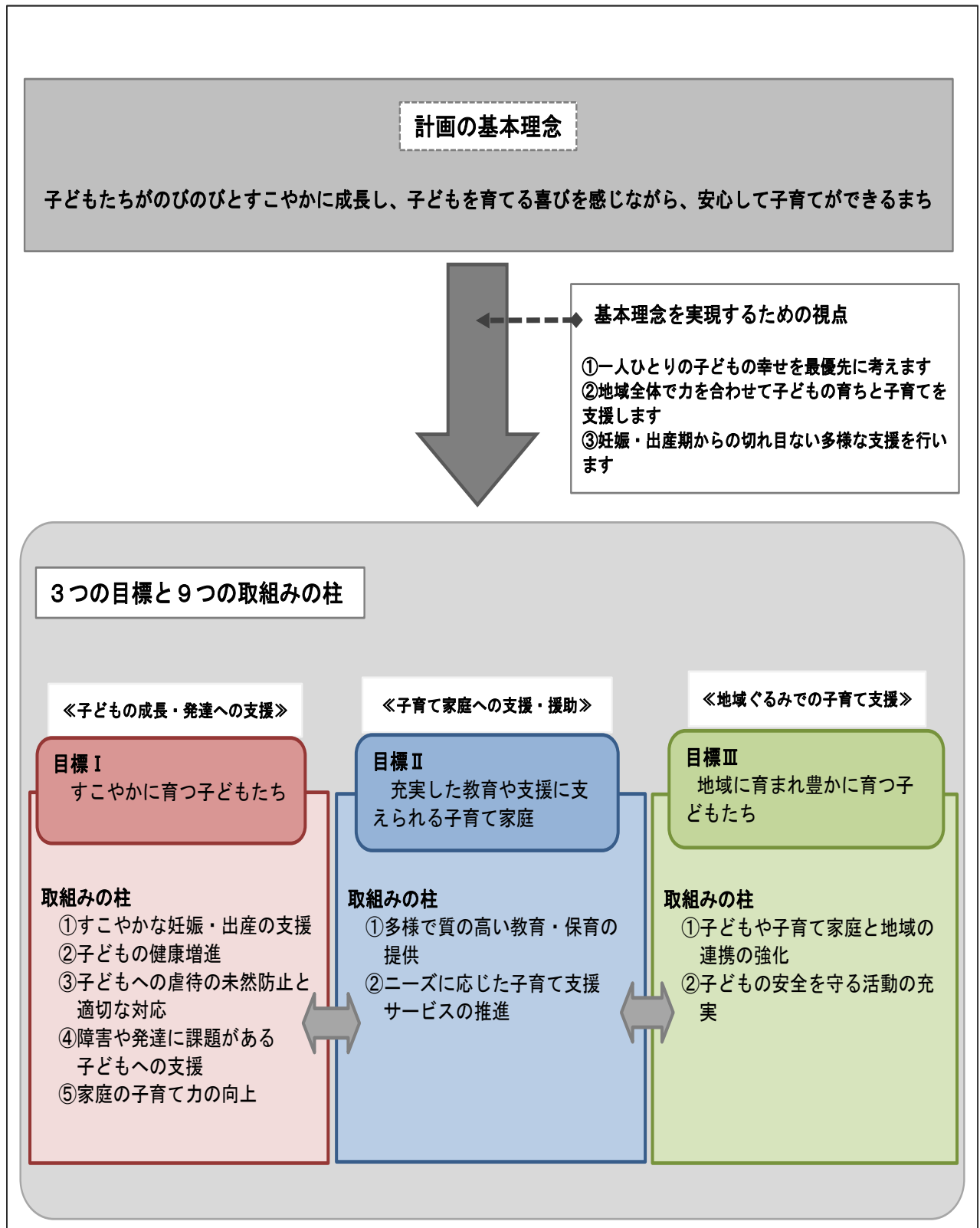
地域におけるさまざまな子どもの育成活動が家庭や学校、行政と連携して行われ、子育て家庭は、安心して子どもを育てています。

子どもたちも、地域と関わりながら、さまざまな世代の人との交流や豊かな体験を通じて成長し、次代の担い手として育っています。

【目標を実現するための取組みの柱】

- 1 子どもや子育て家庭と地域の連携の強化
- 2 子どもの安全を守る活動の充実

中野区子ども・子育て支援事業計画 基本理念・実現に向けた視点・目標と取組みの柱



第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

※出典の明記がないグラフ・表のデータは、「中野区子ども・子育てアンケート調査（平成25年度実施）」の結果から引用したものです。

※グラフ・表の「%」（回答比率）表記は、端数処理をしているため、合計が100%にならないことがあります。

1 人口と世帯の推移

【単独世帯の増加と子どもがいる世帯の減少】

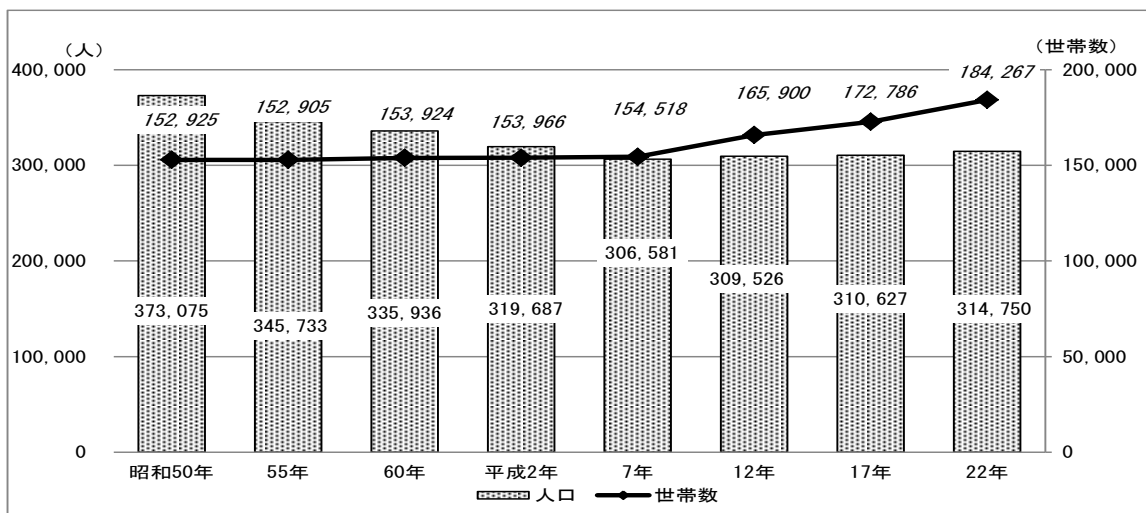
区の人口は減少傾向が続き、平成7年（1995年）には306,581人となりましたが、以降微増傾向となり、平成22年（2010年）には314,750人となっています。今後、中野のまち全体の活力が高まることに伴い、人口が増加していく可能性が考えられます。

世帯数は、昭和50年（1975年）には152,925世帯となり、平成7年（1995年）まではほぼ横ばい状態でしたが、それ以降は増加に転じ、平成22年（2010年）には184,267世帯となり、昭和50年（1975年）から平成22年（2010年）までの35年間で1.2倍に増加しています（図1参照）。また、1世帯あたりの人員は、昭和50年（1975年）で平均2.4人でしたが、平成22年（2010年）には平均1.7人に減少しています。

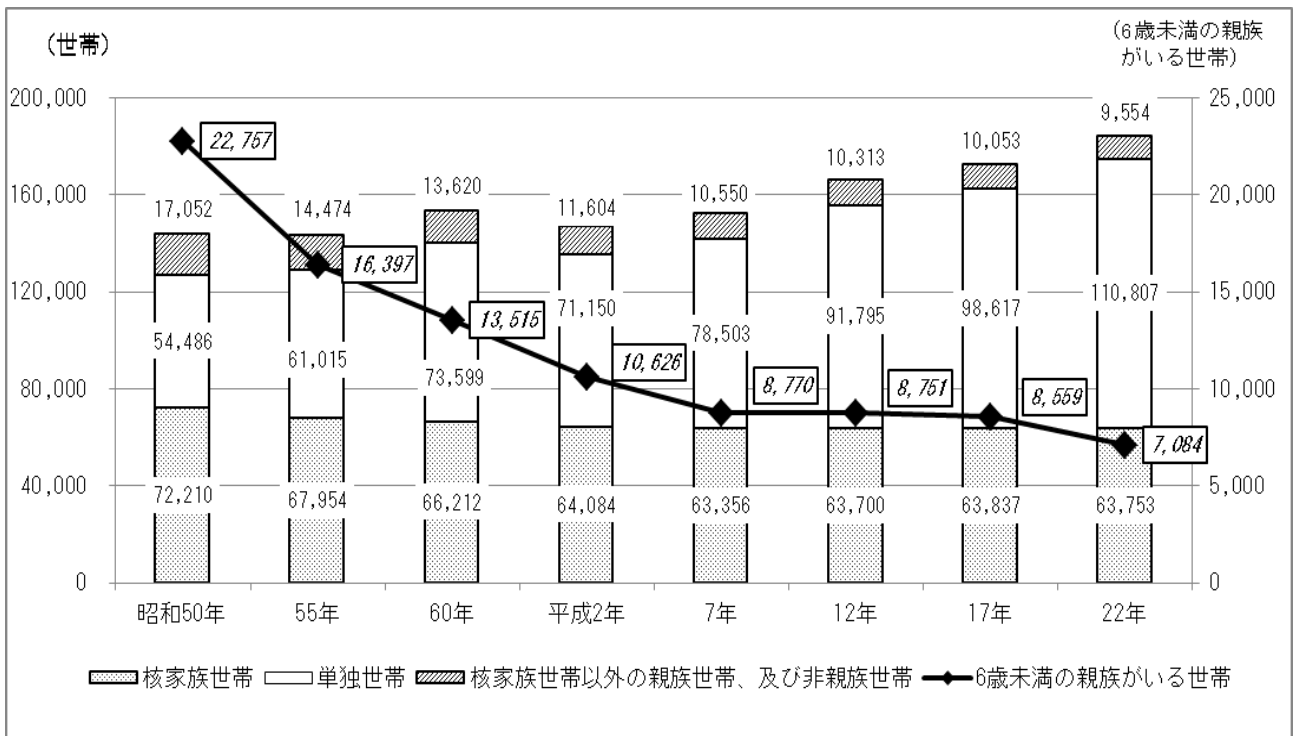
単独世帯（注・7ページ・図2参照）については、昭和50年（1975年）の54,486世帯から、平成22年（2010年）には110,807世帯と倍増し、一般世帯（注）に占める割合は、平成22年（2010年）においては60.2%にもなっています。これに対して核家族世帯（注）は、昭和50年（1975年）には72,210世帯でしたが、平成22年（2010年）には63,753世帯と減少傾向にあり、一般世帯に占める割合は34.6%となっています。

また、子どもがいる世帯の減少傾向は大きく、6歳未満の親族がいる世帯は、昭和50年（1975年）には22,757世帯でしたが、平成22年（2010年）には7,084世帯に減少しています。

【図1 区の人口と世帯数の推移（国勢調査）】



【図2 区における世帯の推移(国勢調査)】



(注)

○世帯の種類には、「一般世帯」と「施設等の世帯」があります。**一般世帯**とは、①住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えている単身者、②上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者、③会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者をいいます。また、施設等の世帯とは、寮・寄宿舍の学生・生徒、病院・療養所の入院者、社会施設の入所者、自衛隊の営舎内居住者、矯正施設の入所者などをいいます。

○世帯の家族類型については、一般世帯をその世帯員の世帯主との続き柄により、「親族世帯」「非親族世帯」「単独世帯」に区分してあります。親族世帯とは、2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯です。非親族世帯とは、2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員がいない世帯です。**単独世帯**とは、世帯人員が一人の世帯です。なお、**核家族世帯**とは、親族世帯のうち、①夫婦のみの世帯②夫婦と子どもからなる世帯③男親と子どもからなる世帯④女親と子どもからなる世帯をいいます。

○世帯類型が不詳のものを数値に含めていないため、6ページの図1の世帯数とは数字が異なります。

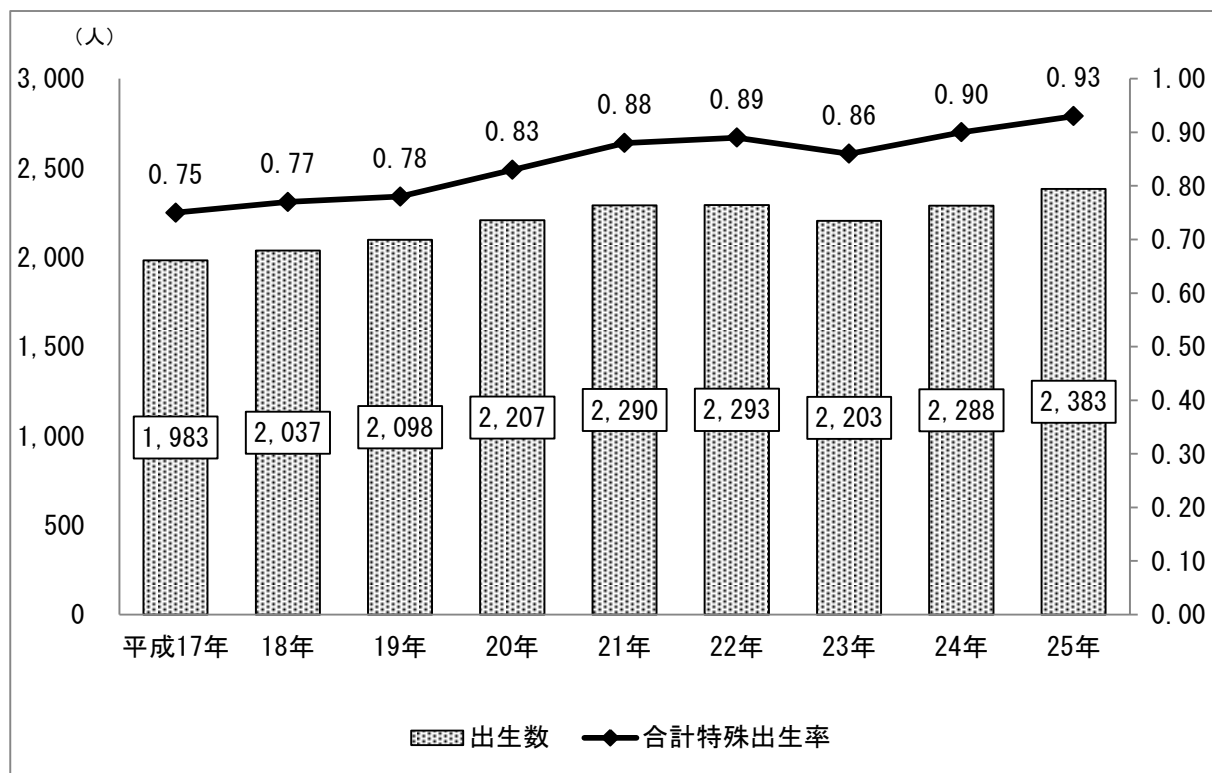
2 少子化の状況

【出生数と合計特殊出生率の推移】

これまで、区における出生数は減少傾向にあり、平成 17 年（2005 年）には 1,983 人、合計特殊出生率も 0.75 まで低下しましたが、その後、出生数、合計特殊出生率ともに微増が続いています（図 3 参照）。

母親となる年齢（合計特殊出生率対象年齢 15～49 歳）の女性の割合は、平成 26 年（2014 年）までは横ばいで推移しています（9 ページ・図 4 参照）。

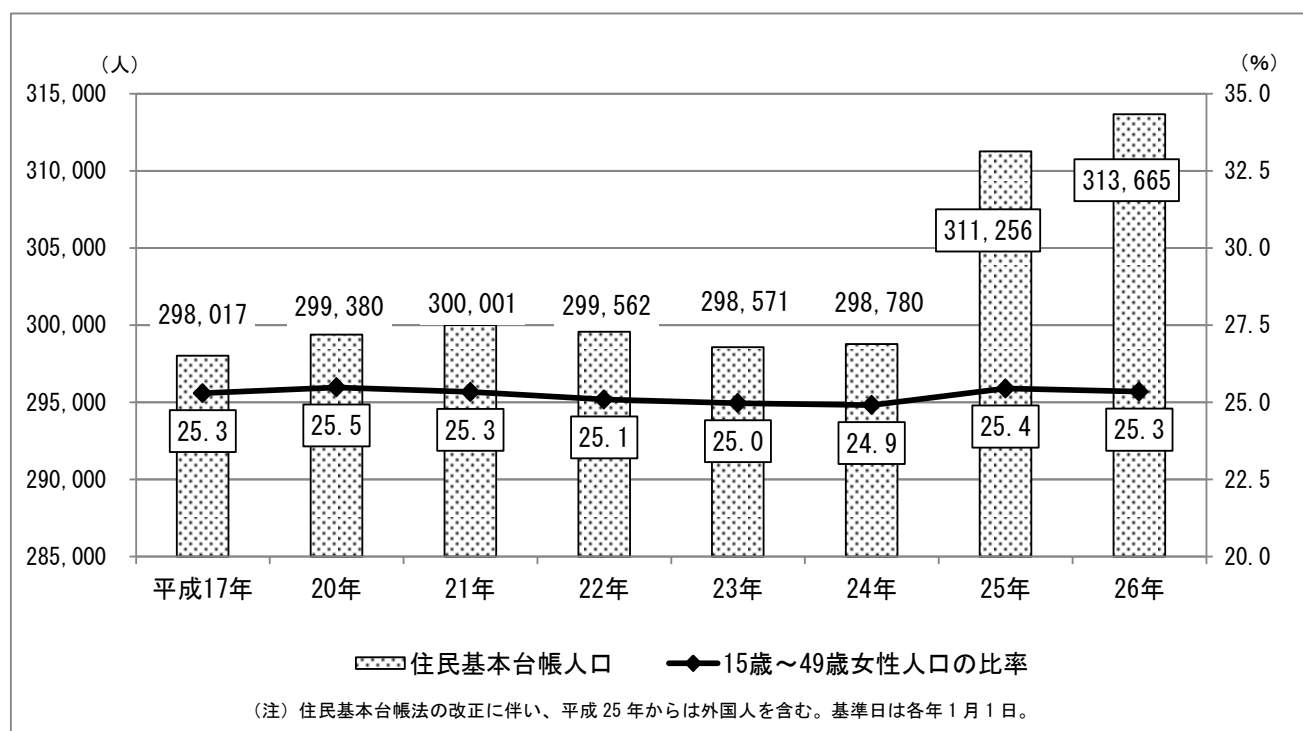
【図 3 区における出生数と合計特殊出生率の推移（人口動態統計）】



※合計特殊出生率（15～49 歳の女性の年齢別出生率の合計）

一人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを産むとした場合の子どもの数を表す。

【図4 区の人口及び合計特殊出生率対象年齢（15～49歳）女性の人口の割合（住民基本台帳）】

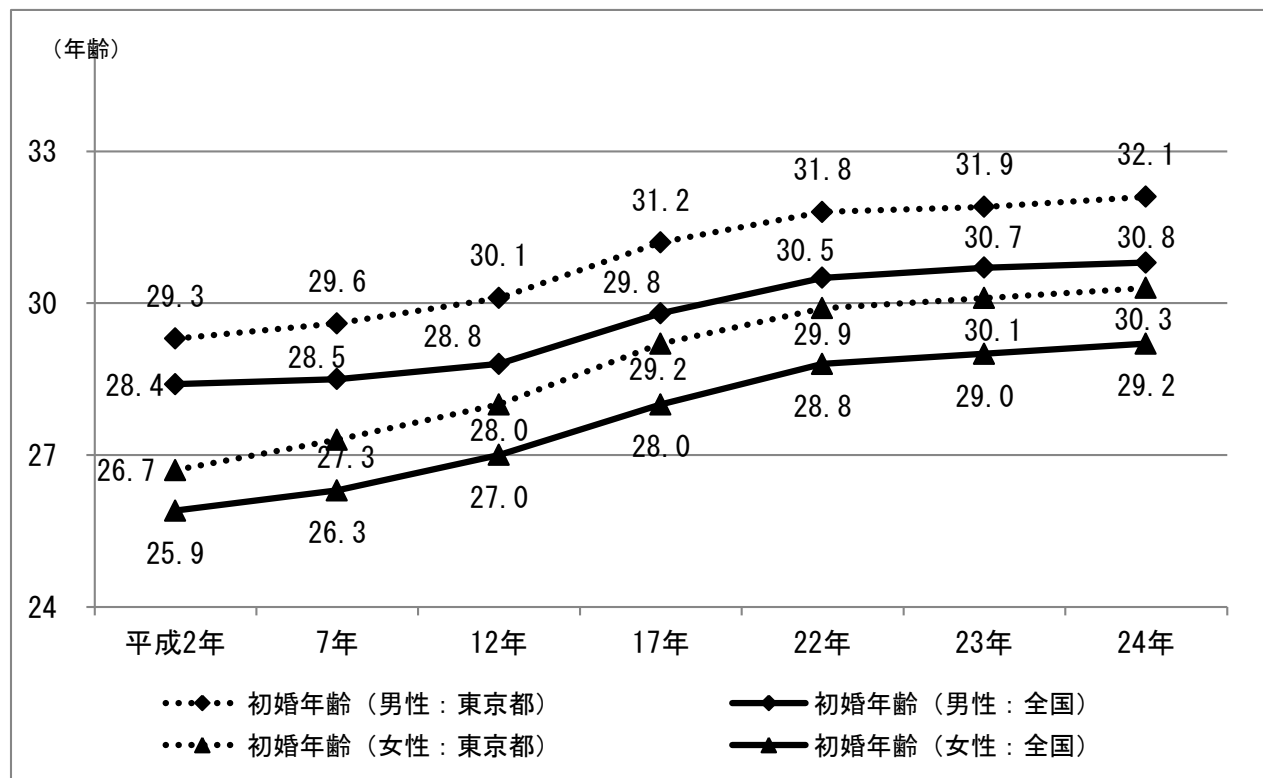


【晩婚化の進行】

初婚年齢は、全国、東京都ともに年々高くなっています。

東京都は全国よりさらに晩婚化が進んでいますが、ほぼ同じようなカーブを描いて上昇しています。東京都の初婚年齢は、平成2年（1990年）には女性は26.7歳、男性は29.3歳でしたが、平成24年（2012年）には、女性は30.3歳、男性は32.1歳となりました（図5参照）。

【図5 全国・東京都における初婚年齢の推移（人口動態調査）】

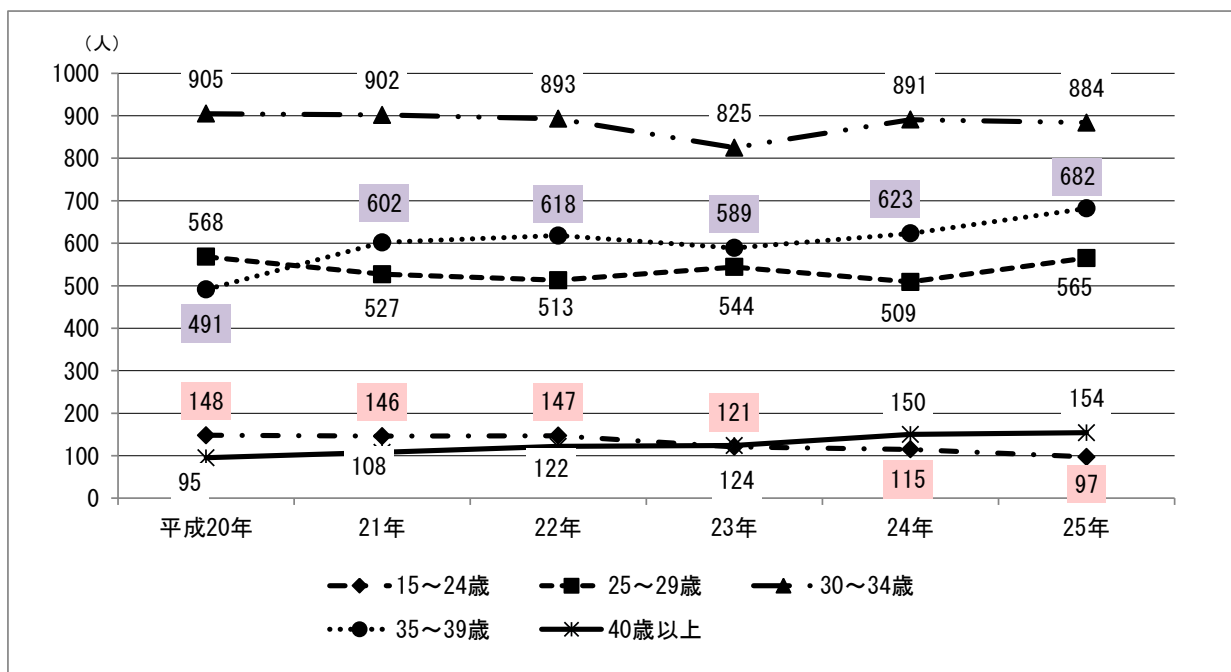


【晩産化の進行】

区の母親の年齢別出産状況は、平成 20 年（2008 年）以降、30～34 歳で出生した母親が最も多くなっています。平成 20 年（2008 年）までは 25～29 歳で出産した母親が 2 番目に多く、続いて 35～39 歳で出生した母親の順でしたが、平成 21 年（2009 年）以降は 35～39 歳が 2 番目に多くなり、25～29 歳での出産は 3 番目となっています。

また 15～24 歳での出産については、平成 23 年（2011 年）以降は 40 歳以上を下回り、最下位となりました（図 6 参照）。

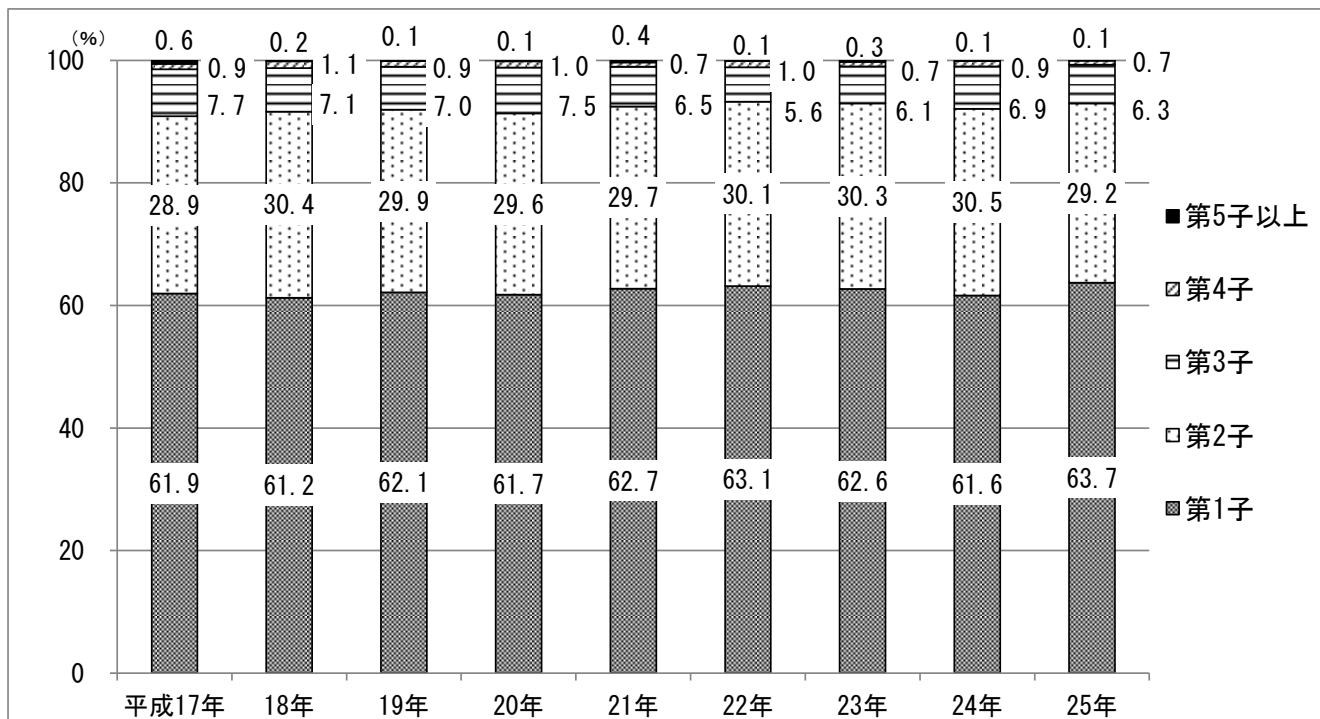
【図 6 区における母親の年齢別出産状況の推移（健康福祉部統計）】



出生順位別の状況をみると、いずれの年も第1子が全体出生率の60%以上を占めており、平成25年（2013年）では63.7%となりました。

第2子は全体出生数の30%前後で、第3子は5～7%で推移しており、平成17年（2005年）から大きな変化は見られません（図7参照）。

【図7 区における出生順位別の状況（健康福祉部統計）】

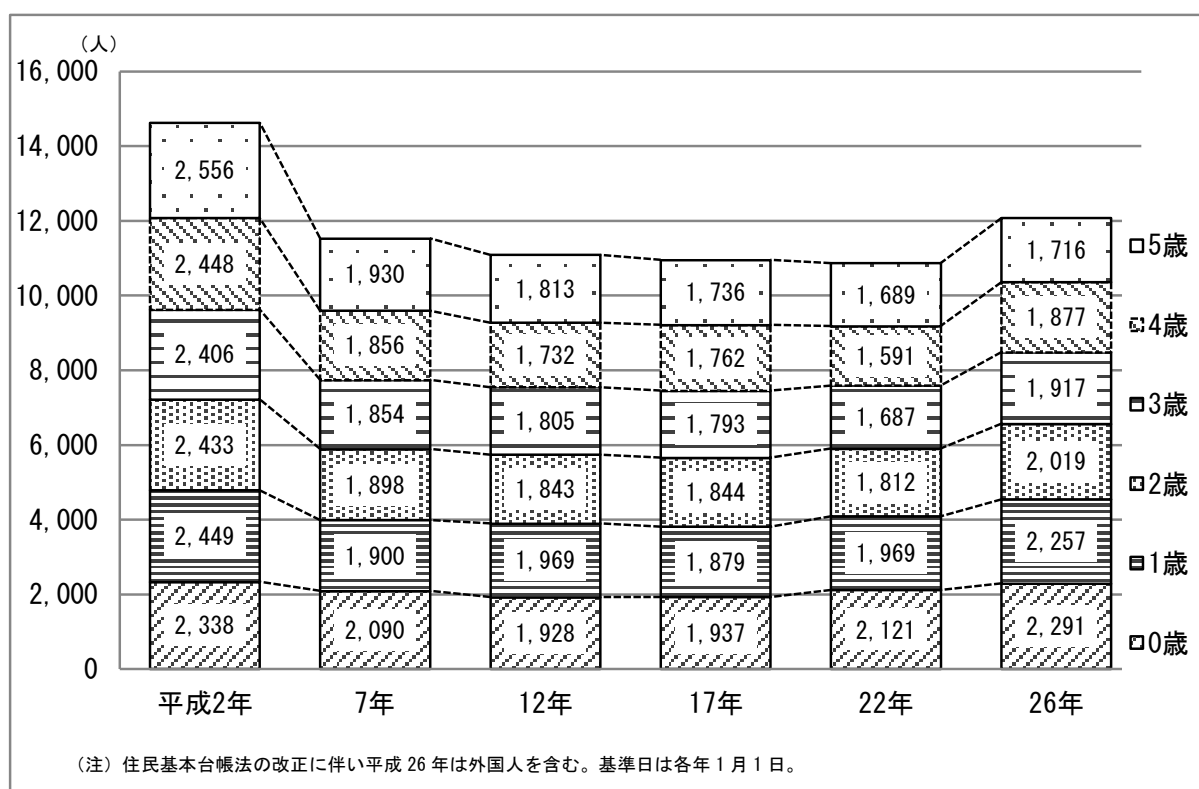


3 子どもの状況

【未就学児の状況】

区における0～5歳の子どもの人口については、平成2年（1990年）から平成7年（1995年）にかけて、いずれの年齢においても大幅に減少しています。その後、平成22年（2010年）までは、概ね横ばいで推移していましたが、平成26年（2014年）には、いずれの年齢においても増加しており、0歳では2,291人、1歳では2,257人、2歳では2,019人、3歳では1,917人、4歳では1,877人、5歳では1,716人となりました（図8参照）。

【図8 区における未就学児人口の推移（住民基本台帳）】



【教育・保育施設の現状】

区には、私立と区立あわせて 24 の幼稚園（教育施設）があります。また、私立のうち 2 園が認定こども園*（幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園）となっています（表 1 参照）。

【表 1 区内の幼稚園】

（平成 26 年度末）

施設区分	施設数	定員
私立幼稚園	22	3,752
区立幼稚園	2	160
合計	24	3,912

※私立幼稚園の定員には、幼稚園型認定こども園の長時間利用児を含む。

また、私立と区立あわせて 39 の保育園（私立のうち 1 園が幼保連携型認定こども園）及び 19 の認証保育所*があります。また、保育士・看護師の資格を持っている方や必要な研修を修了し、区の認定を受けた方が保育する家庭福祉員やグループ型家庭的保育事業*、幼稚園型認定こども園の認可外保育施設などがあります（表 2 参照）。

【表 2 区内の保育施設】

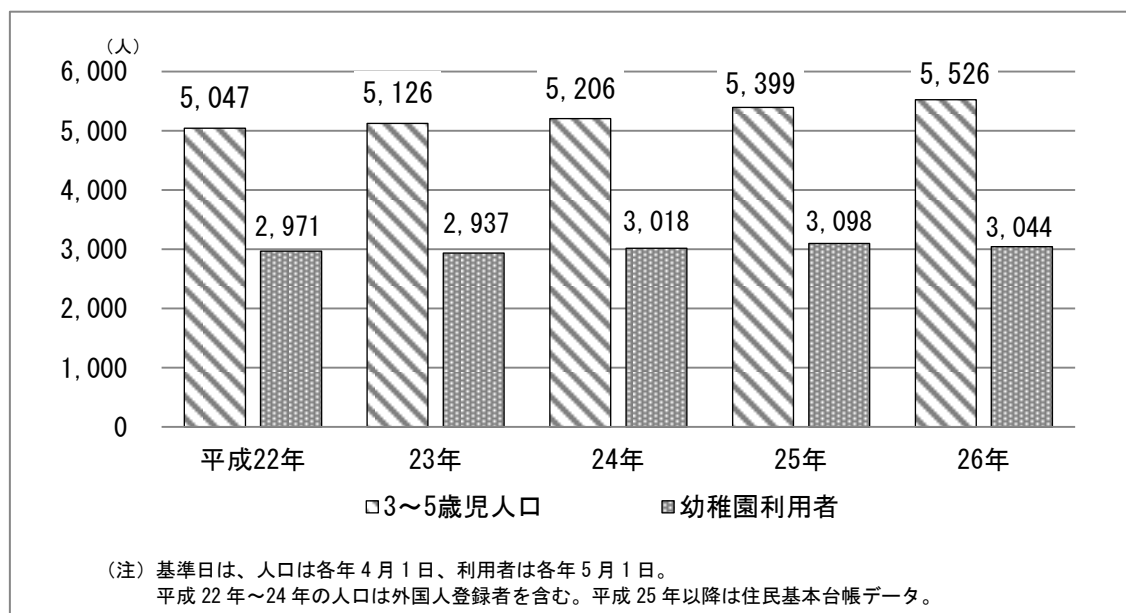
（平成 26 年度末）

施設区分	施設数	定員
保育園	39	3,714
私立	17	1,576
区立	22	2,138
認証保育所	19	638
家庭的保育事業（家庭福祉員）	12	40
グループ型家庭的保育事業	4	36
幼稚園型認定こども園（認可外保育施設）	1	21
保育室	1	60

【幼稚園の利用状況】

区の 3～5 歳児の人口は年々増加しているものの、区内在住の幼稚園利用者は、平成 22 年（2010 年）から平成 26 年（2014 年）まで概ね横ばいで推移しています。平成 26 年（2014 年）は 3,044 人で平成 25 年（2013 年）の 3,098 人から 54 人の減少となりました（15 ページ・図 9 参照）。

【図 9 区内在住の幼稚園利用者※区外利用含む（子ども教育部統計）】



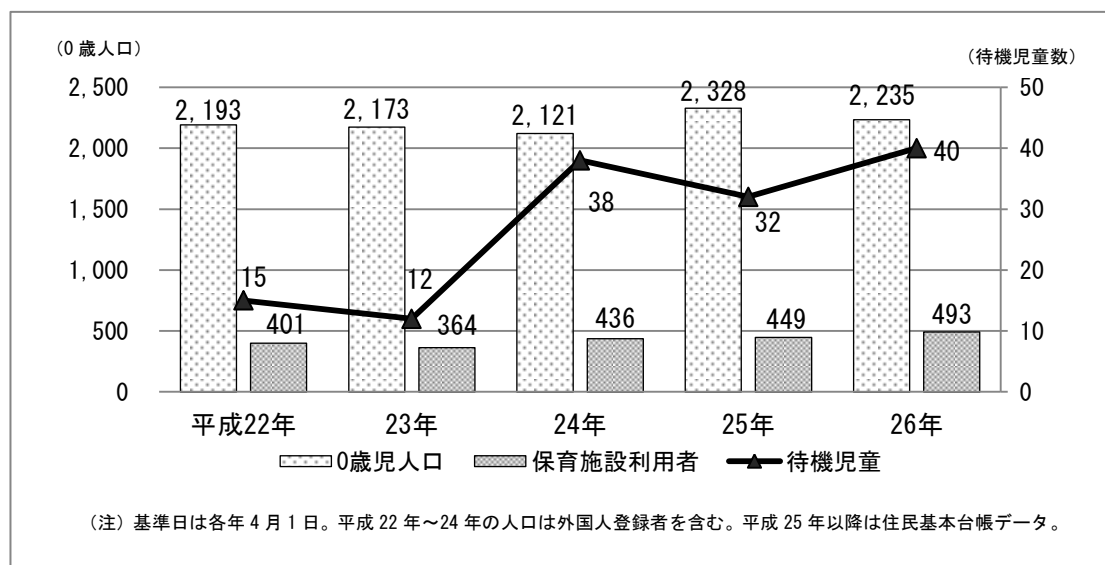
【保育施設の利用状況】

区内在住の未就学児童の保育施設利用者は、いずれの年齢においても増加傾向にあり、平成22年（2010年）と平成26年（2014年）を比べると、0歳児では401人から493人、1・2歳児では1,325人から1,721人、3～5歳児では1,793人から2,263人と大幅な増加となりました（図10、16ページ・図11・12参照）。

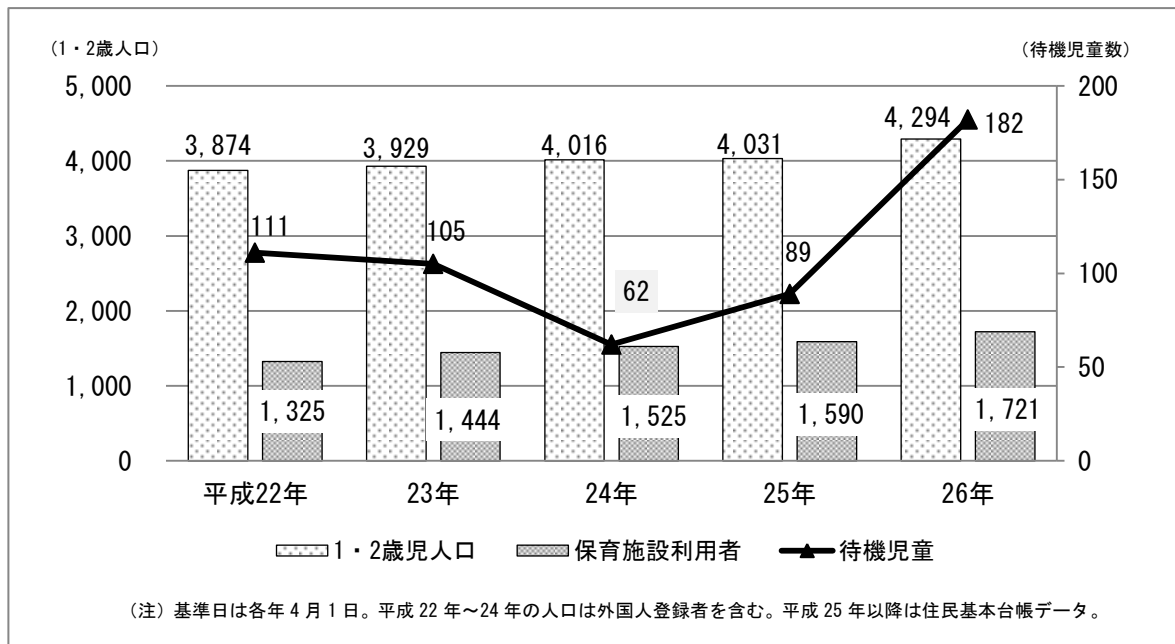
また、待機児童については、保育施設の定員を増やしているものの、保育を希望する人の増加により、平成22年（2010年）と平成26年（2014年）を比べると、いずれの年齢においても増加しています。

特に、1・2歳児においては、平成25年（2013年）から平成26年（2014年）にかけて、89人から182人と約2倍の増加となりました。

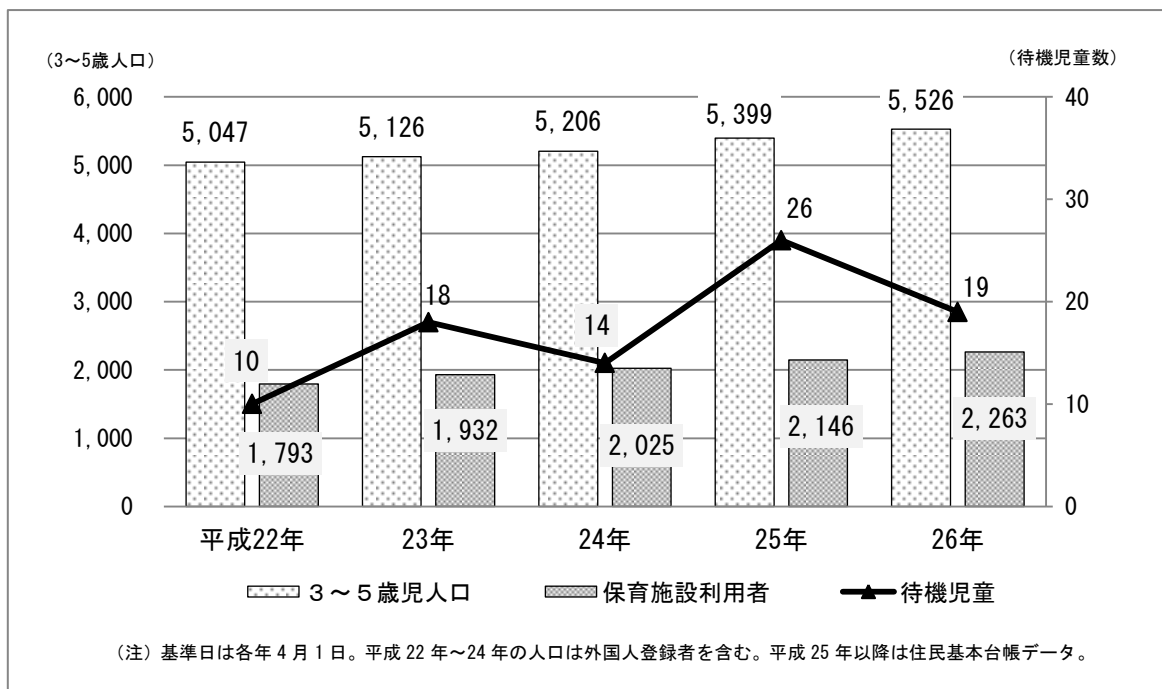
【図 10 0歳児の保育施設利用者の推移（子ども教育部統計）】



【図 11 1・2 歳児の保育施設利用者の推移（子ども教育部統計）】



【図 12 3～5 歳児の保育施設利用者の推移（子ども教育部統計）】



【区立小中学生の状況】

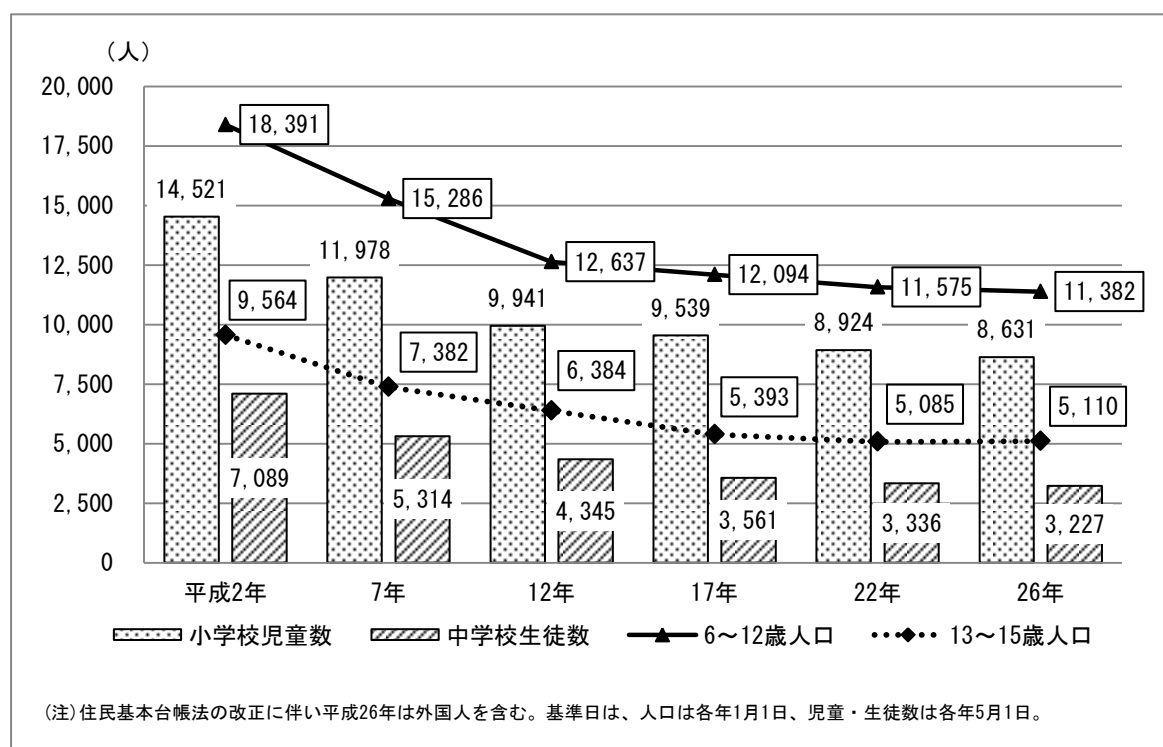
区における6～15歳の人口は減少傾向にあります。平成26年（2014年）には6～12歳は11,382人、13～15歳は5,110人となっており、平成2年（1990年）と比べると6～12歳では7,009人（38.1%）、13～15歳では4,454人（46.6%）減少しています。

区立小学生の数は平成2年（1990年）には14,521人でしたが、平成26年（2014年）には8,631人となり、平成2年（1990年）の59.4%にまで減少しています。

また、区立中学生の数は平成2年（1990年）には7,089人でしたが、平成26年（2014年）には3,227人となり、平成2年（1990年）の45.5%にまで減少しています（図13参照）。

【図13 区における6～15歳人口及び区立小学校児童数、中学校生徒数の推移

（住民基本台帳及び平成26年度教育委員会事務局統計）】



4 子育て家庭の状況

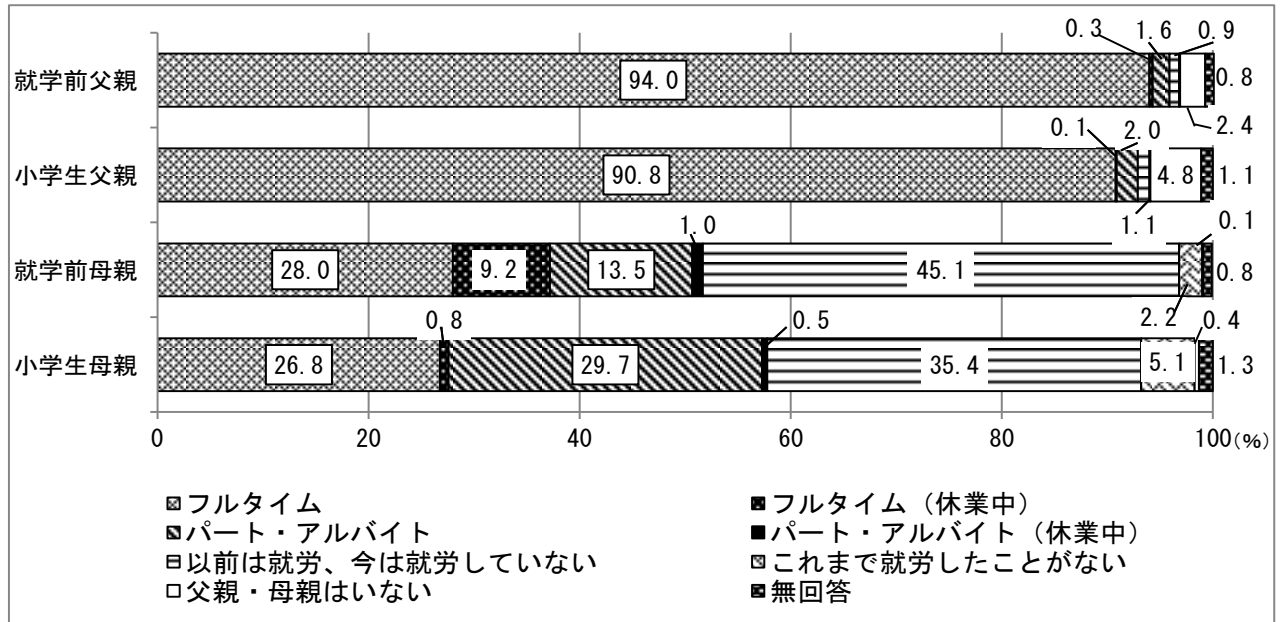
【父母の就労状況】

子育て家庭における父母の就労状況について、「中野区子ども・子育てアンケート調査」によると、父親の就労状況は、90%以上（就学前 94%・小学生 90.8%）がフルタイムの就労です。一方、就学前の母親は、フルタイム就労が約 28%で、パートやアルバイト、休業中を含めると約 51.7%が就労しています。小学生家庭の母親はフルタイム就労が 26.8%、パートやアルバイト、休業中を含めると 57.8%が就労しています（19 ページ・図 14 参照）。そして、現在就労していない母親のうち、就学前 72.2%、小学生 65.1%が就労の希望を持っています（19 ページ・図 15 参照）。

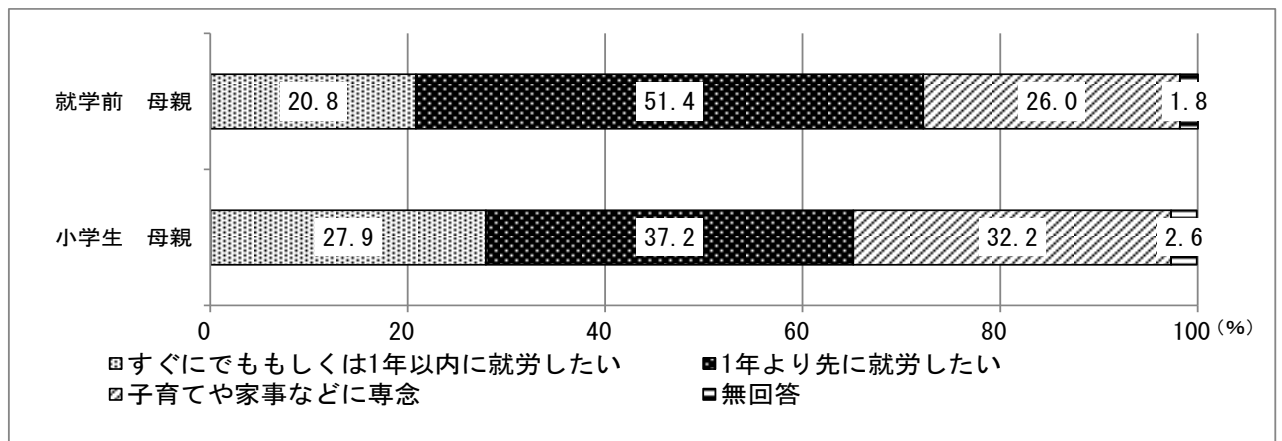
また、父親の一日あたりの就労時間は 10 時間以上が最も多く、就学前で 61.5%、小学生家庭では 55.9%となっています（19 ページ・図 16 参照）。帰宅時間については、およそ 4 分の 1（就学前 25.4%・小学生 21.3%）が 22 時以降となっています（20 ページ・図 18 参照）。母親の一日あたりの就労時間は 8 時間以上 10 時間未満が最も多く、就学前で 40.9%、小学生家庭で 31.1%となっています（20 ページ・図 17 参照）。帰宅時間については、いずれも 20 時台が最も多く、就学前 34.5%、小学生家庭で 28%となっています（21 ページ・図 19 参照）。

また、平日に子どもと接する時間をみると、父親は「ほとんどない」が 22.5%と最も多く、次いで「1 時間ぐらい（21.3%）」「2 時間ぐらい（18.7%）」となっています。母親は「4 時間以上」が 82.6%を占め、次いで「3 時間ぐらい（12.2%）」となっています。これらのことから、父親よりも母親に子育ての負担がかかっていることがわかります（21 ページ・図 20・21 参照）。

【図 14 父母の就労状況】

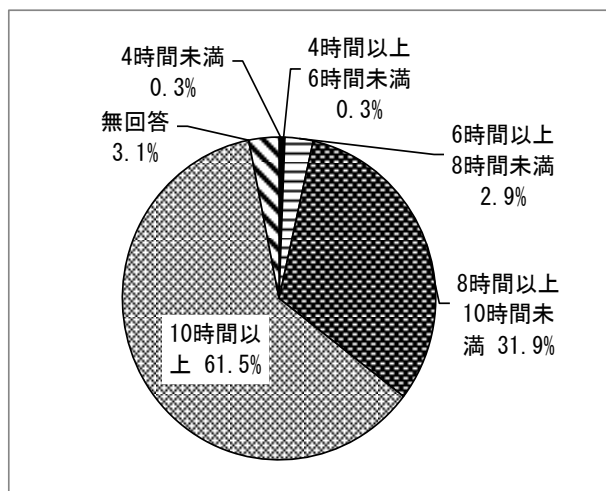


【図 15 現在、就労していない母親の就労希望】

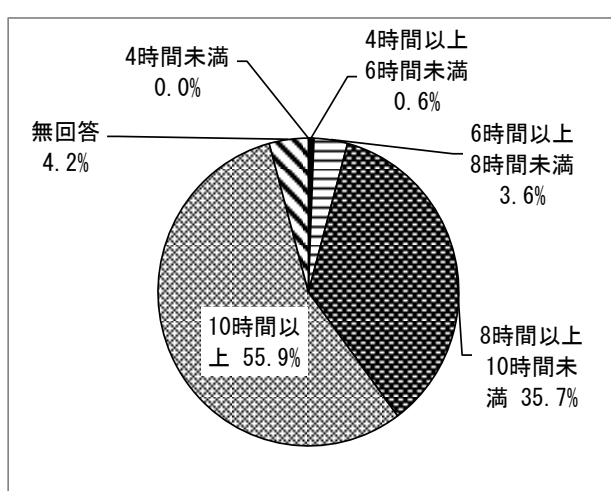


【図 16 父親の1日あたりの就労時間】

◆就学前

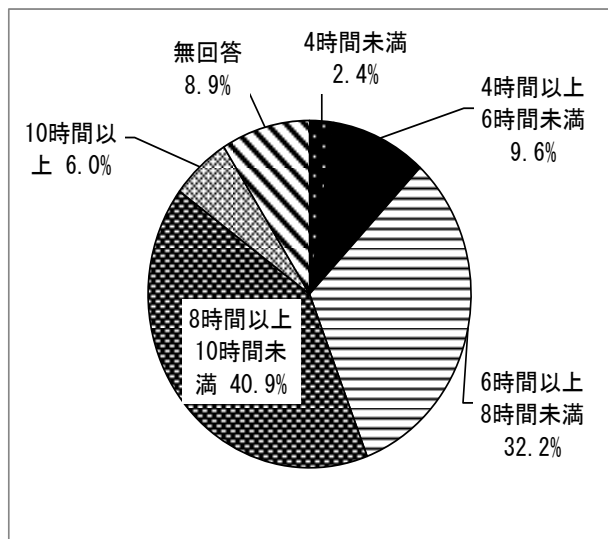


◆小学生

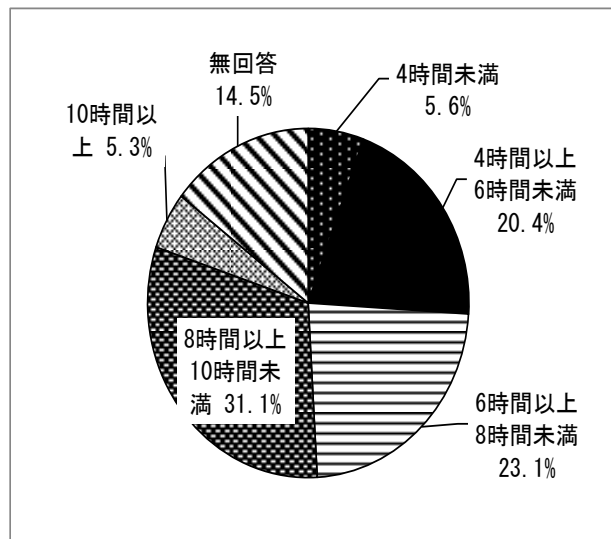


【図 17 母親の1日あたりの就労時間】

◆就学前

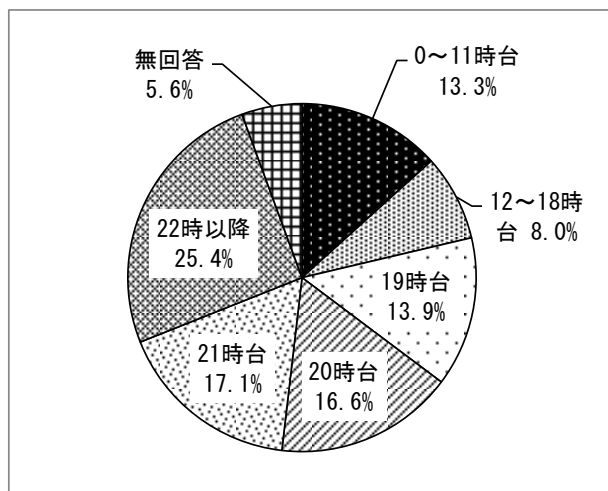


◆小学生

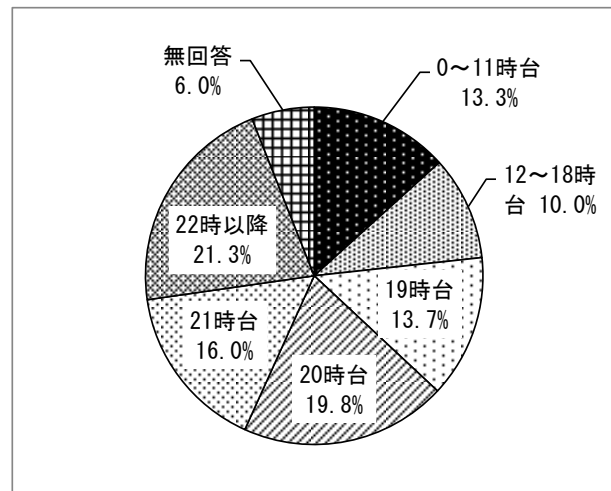


【図 18 父親の帰宅時間】

◆就学前

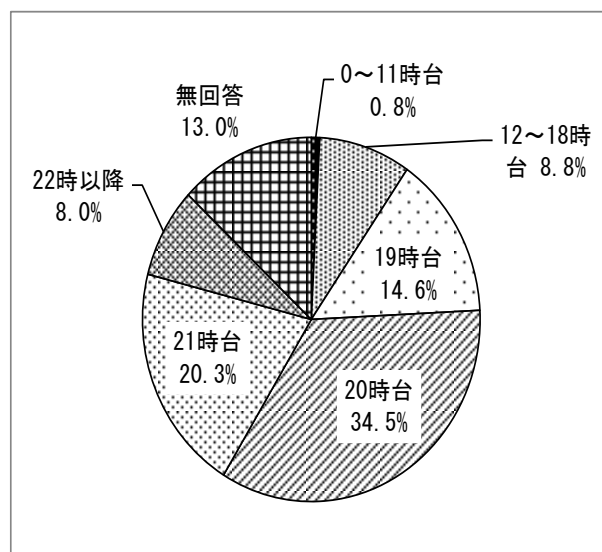


◆小学生

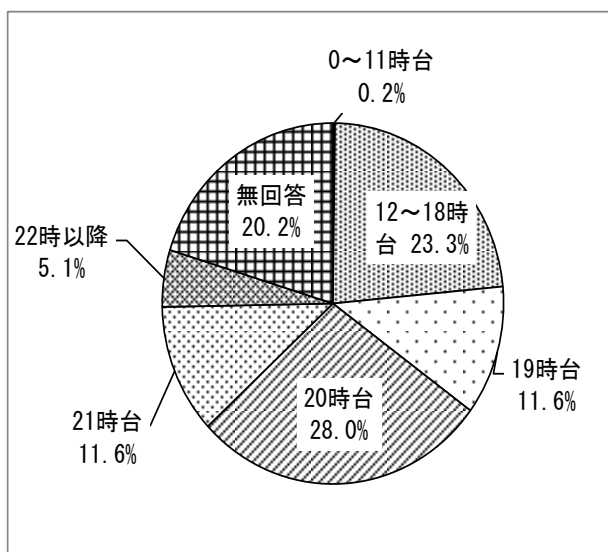


【図 19 母親の帰宅時間】

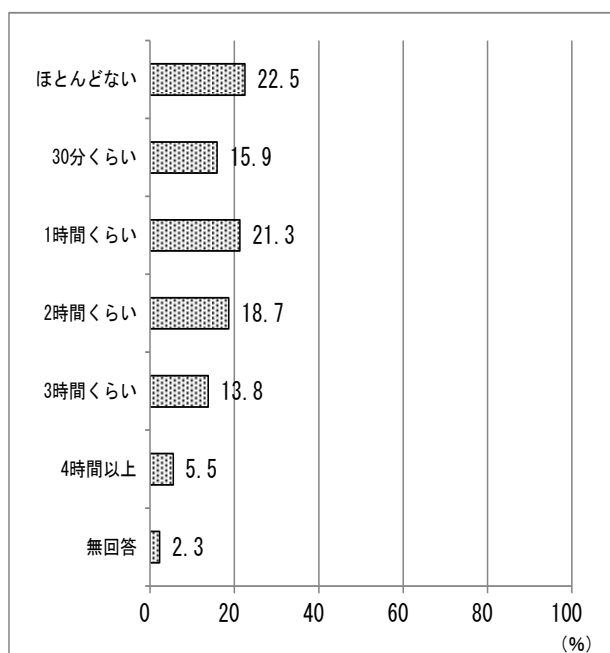
◆就学前



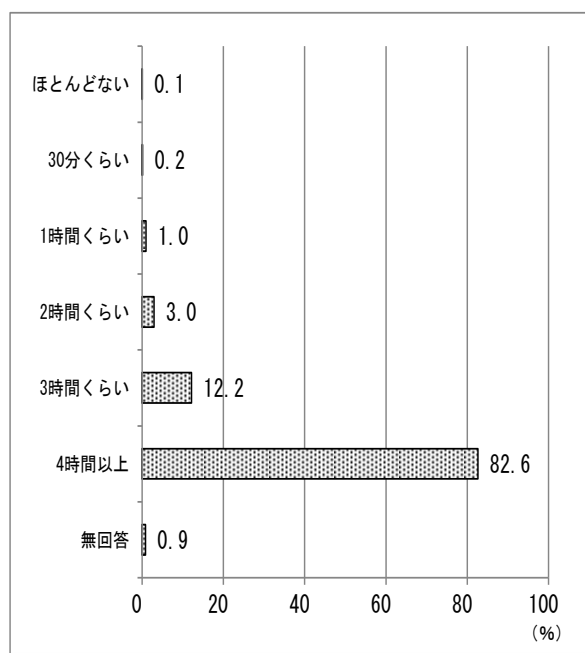
◆小学生



【図 20 父親が平日子どもと接する時間】



【図 21 母親が平日子どもと接する時間】

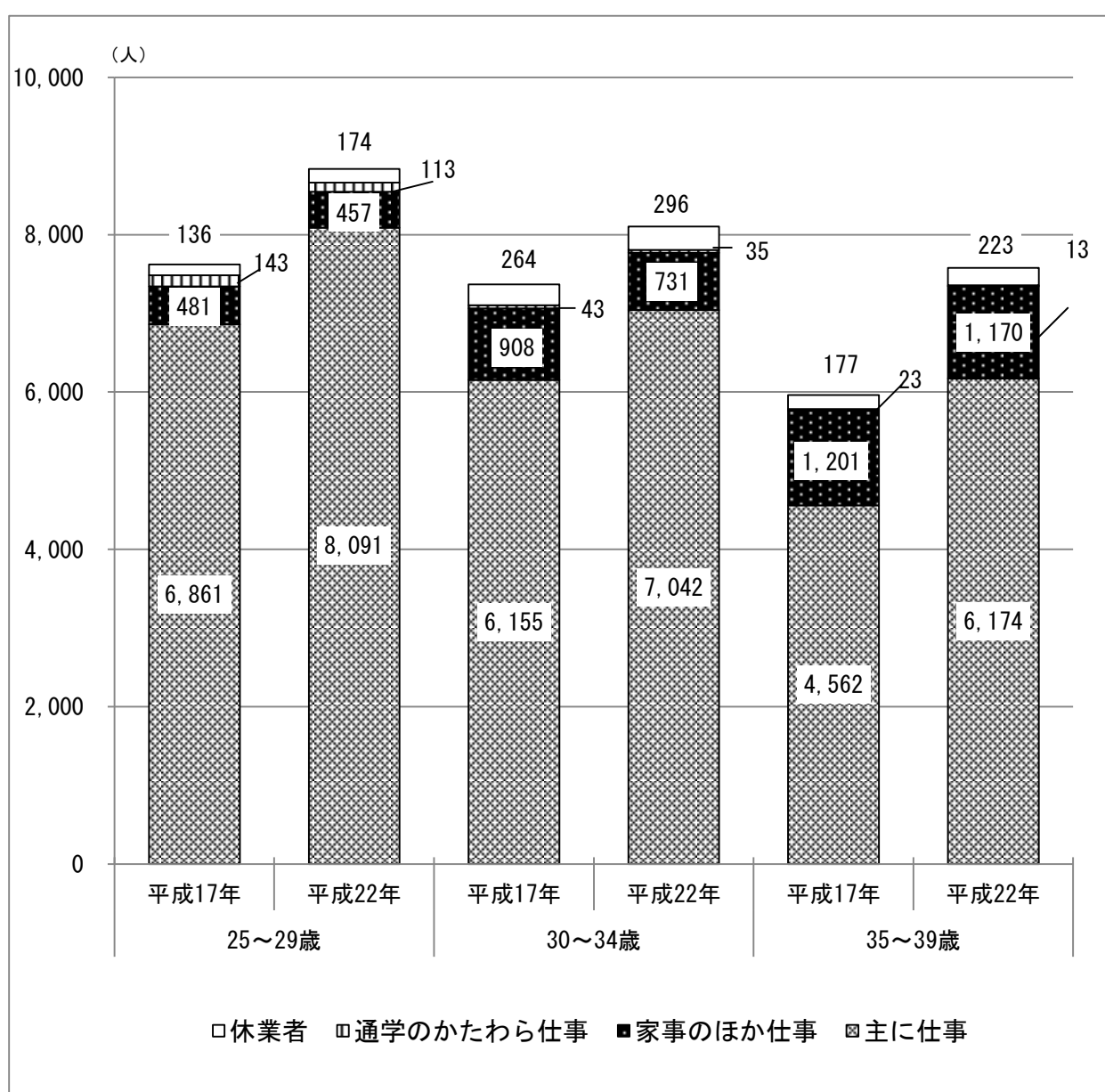


【女性の就業者の変化と育児休業制度*、看護休暇制度*など】

区における女性の就業状態についてみると、平成17年（2005年）には子育ての中心世代と考えられる25～39歳の就業者数（注）は、20,954人でしたが、平成22年（2010年）には24,519人と増加しています。また、5歳ごとの年齢別に就業状況の内訳をみると、主に仕事、休業者はどの年齢においても増加しています（図22参照）。

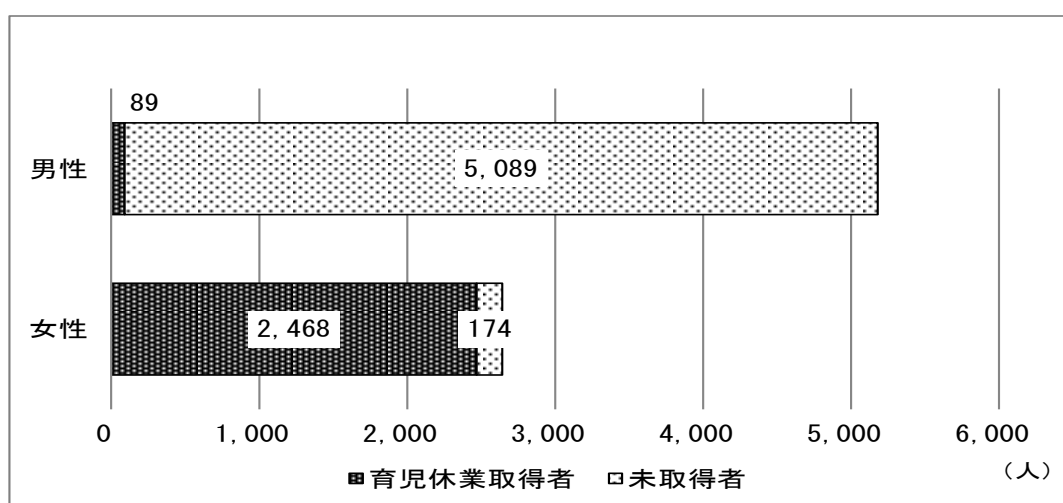
（注）「就業者数」は、主に仕事、家事のほか仕事、通学のかたわら仕事、仕事を休んでいた人の合計数です。

【図22 区における女性の就業状況（25～39歳）（国勢調査）】

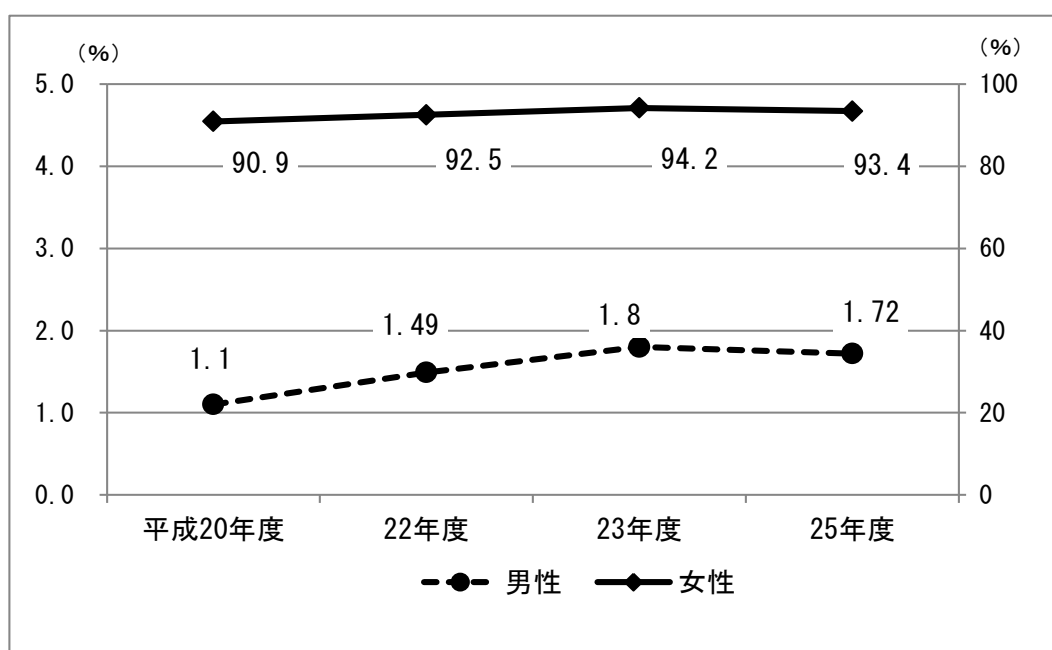


また、東京都内全域の従業員規模 30 人以上の事業所及び当該事業所の従業員を対象に実施した、東京都の「均等法、育児、介護休業法への対応等企業における男女の雇用管理に関する調査」によると、平成 25 年度に育児休業を取得した男性が 89 人、女性が 2,468 人となっています（図 23 参照）。女性の実際の育児休業取得率が 90%以上で推移している一方、男性の実際の育児休業取得率は近年上昇傾向にありましたが、平成 25 年度は 1.72%と減少しています（図 24 参照）。

【図 23 東京都における育児休業取得者の有無（男女別）（平成 25 年度企業における男女の雇用管理に関する調査）】



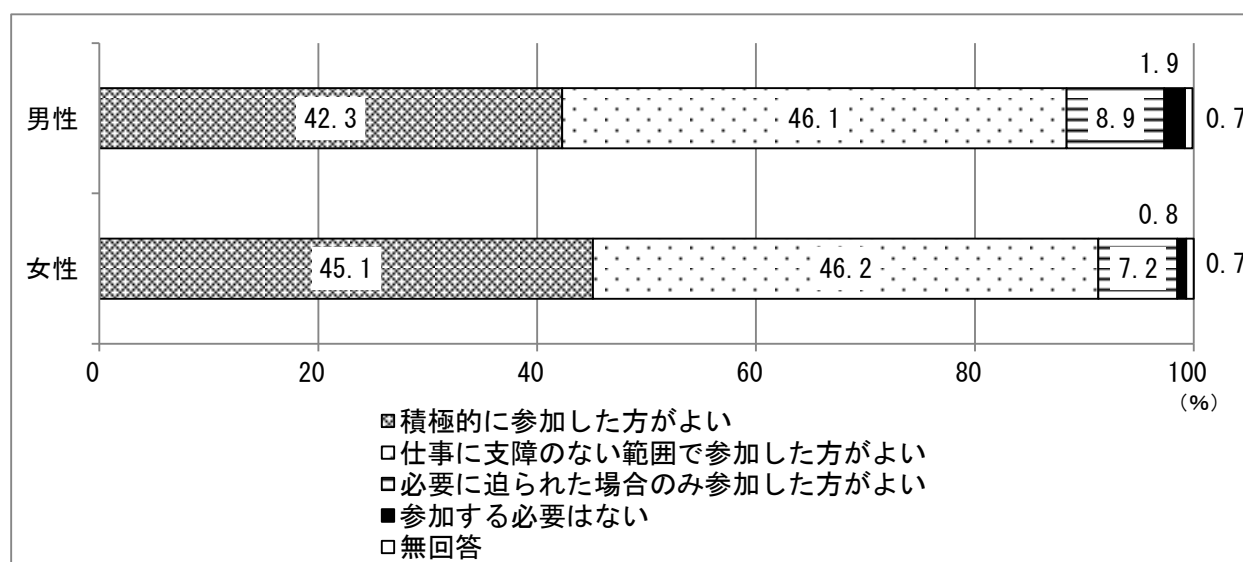
【図 24 東京都における育児休業取得率の推移（男女別）（平成 25 年度企業における男女の雇用管理に関する調査）】



男性の育児参加に対する考えについて、「積極的に参加した方がよい」と考えている従業員は男性 42.3%、女性 45.1%となっています（図 25 参照）。

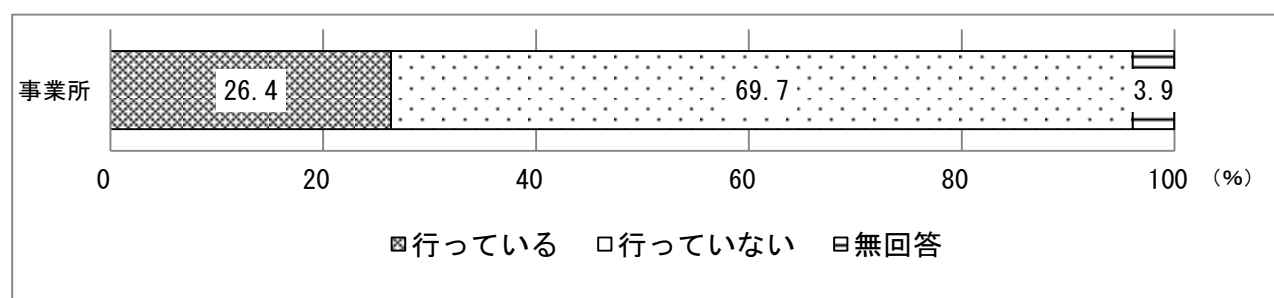
一方、事業所における男性従業員の育児休業取得促進の取組みは 26.4%と割合が低くなっており（図 26 参照）、従業員の意識と事業所の取組みに違いが見られます。

【図 25 男性の育児参加に対する考え（平成 25 年度東京都企業における男女の雇用管理に関する調査）】



【図 26 都内の事業所における男性の育児休業取得促進の取組み

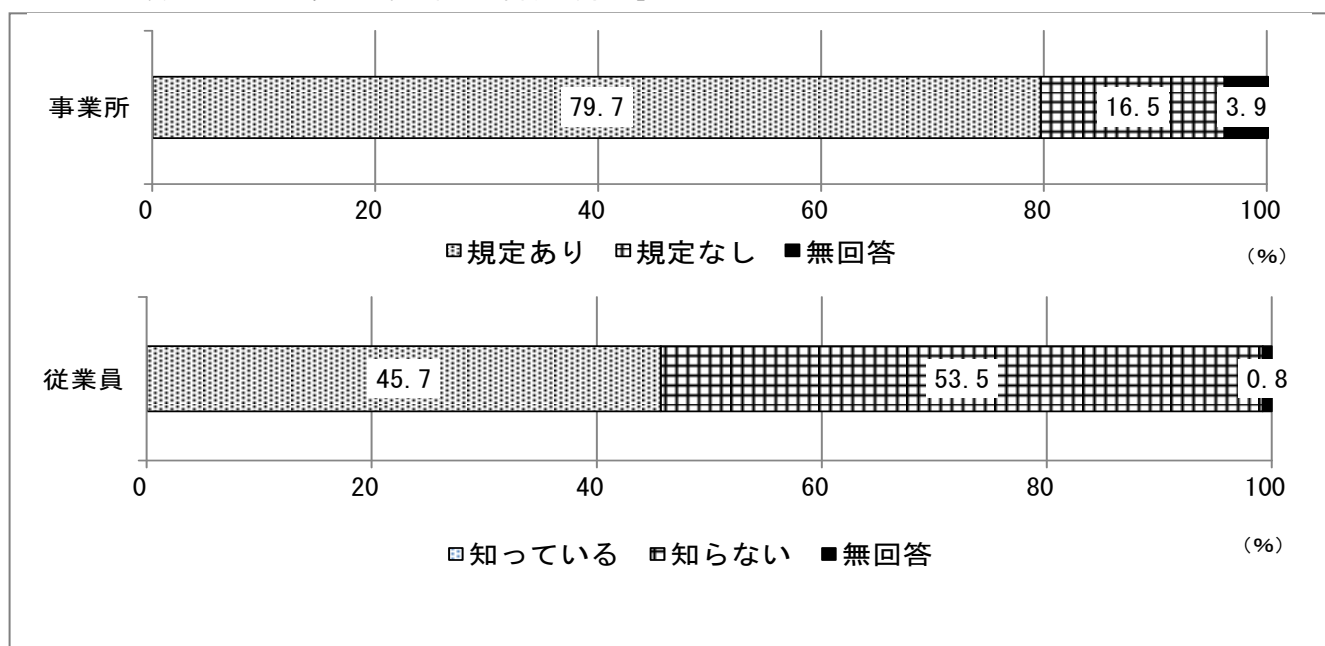
（平成 25 年度企業における男女の雇用管理に関する調査）】



子どもの看護のための休暇について、規定がある事業所は79.7%ですが、制度が法に定められていることを知らない従業員は53.5%と半数以上となっています（図27参照）。また、男女別でみると男性は57.2%、女性は50.1%が、制度が法に定められていることを知らないと答えています（図28参照）。

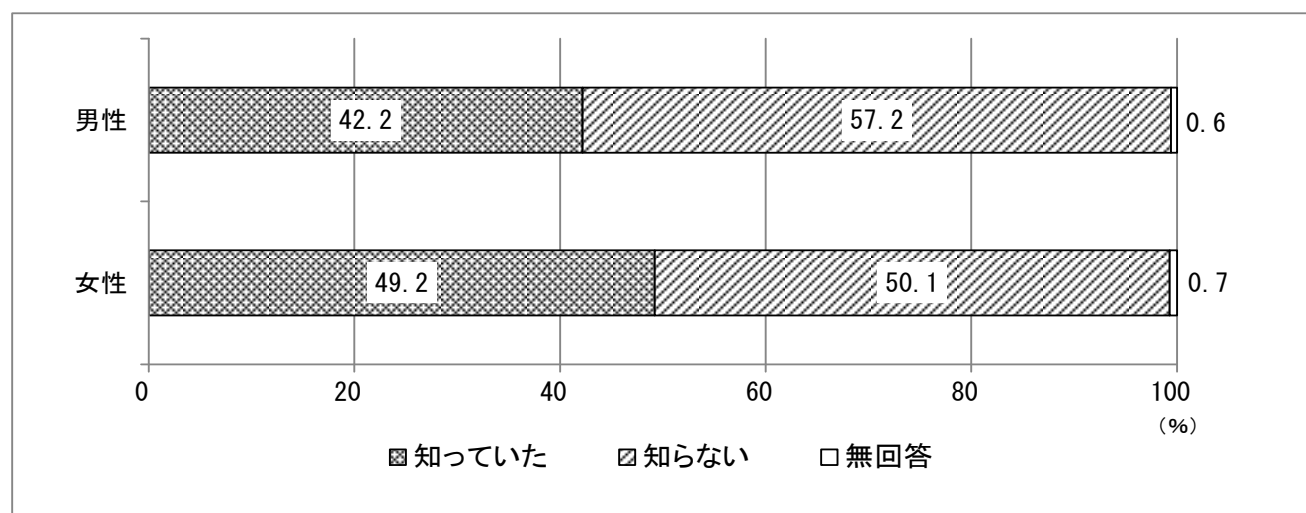
【図27 東京都における子どもの看護休暇規定の有無と従業員の認知度

（平成25年度企業における男女の雇用管理に関する調査）】



【図28 東京都における子どもの看護休暇制度の男女別認知度

（平成25年度企業における男女の雇用管理に関する調査）】

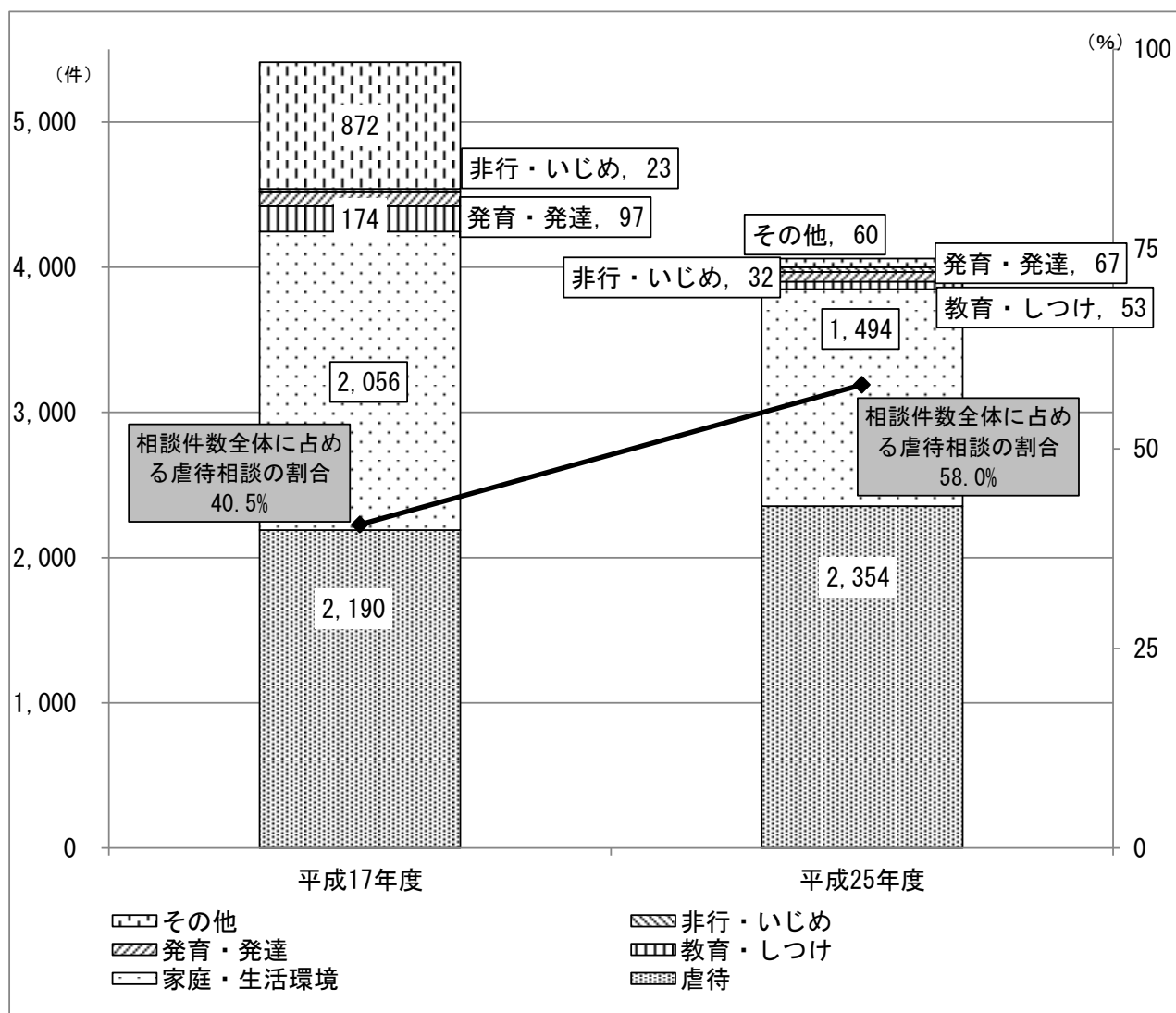


【児童虐待の状況】

区では、18 歳未満の子どもとその家庭に関するあらゆる相談に対応し、必要な助言・指導など子育ての総合的な支援を実施する子ども家庭支援センターを平成 12 年(2000 年)6 月に開設しました。

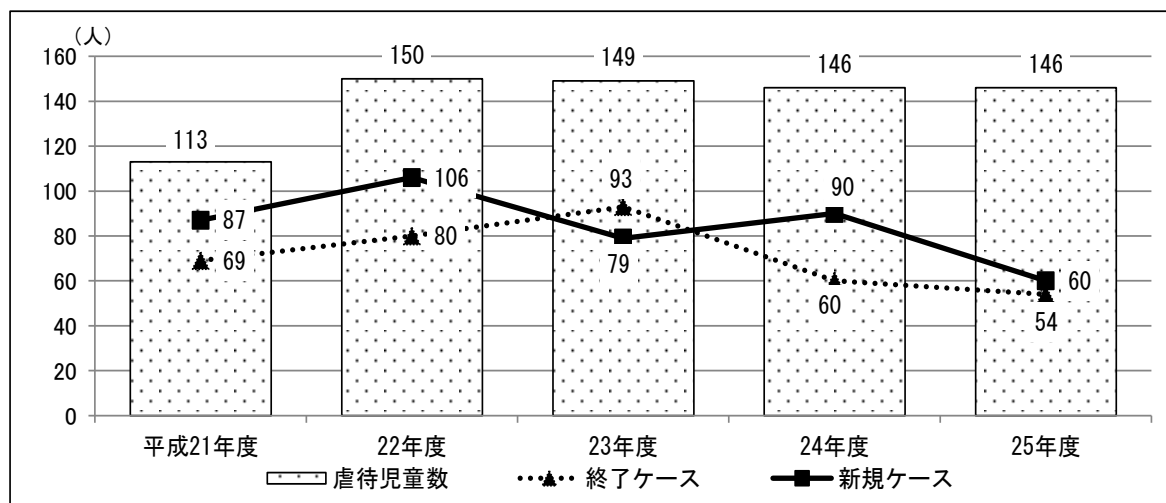
平成 25 年度の相談件数(延件数)は 4,060 件で、平成 17 年度の 5,412 件から 1,352 件の減少となりました。虐待についての相談件数は、平成 17 年度の 2,190 件に比べて平成 25 年度は 2,354 件と増加しています。全体に占める割合は 40.5%から 58%と大幅に増加しています。また、いずれの年度においても相談内容のうち、虐待に関する相談の割合が最も高くなっています(図 29 参照)。

【図 29 子ども家庭支援センターの相談内容内訳の推移(子ども教育部統計)】



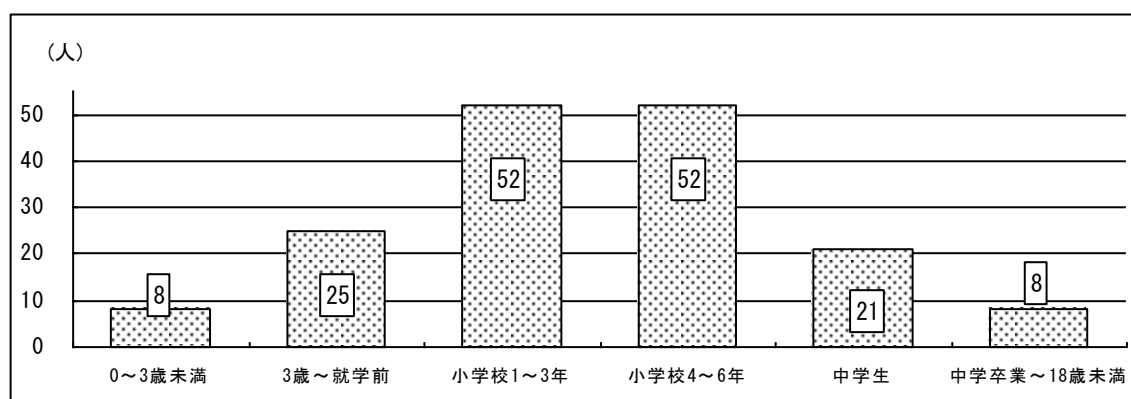
区における児童虐待は、平成 21 年度から 25 年度までの 5 年間で 113 人から 146 人に増加したものの、新規ケースについては平成 22 年度をピークに減少傾向にあり、平成 25 年度には 60 人にまで減っています（図 30 参照）。

【図 30 区における虐待件数の推移（子ども教育部統計）】



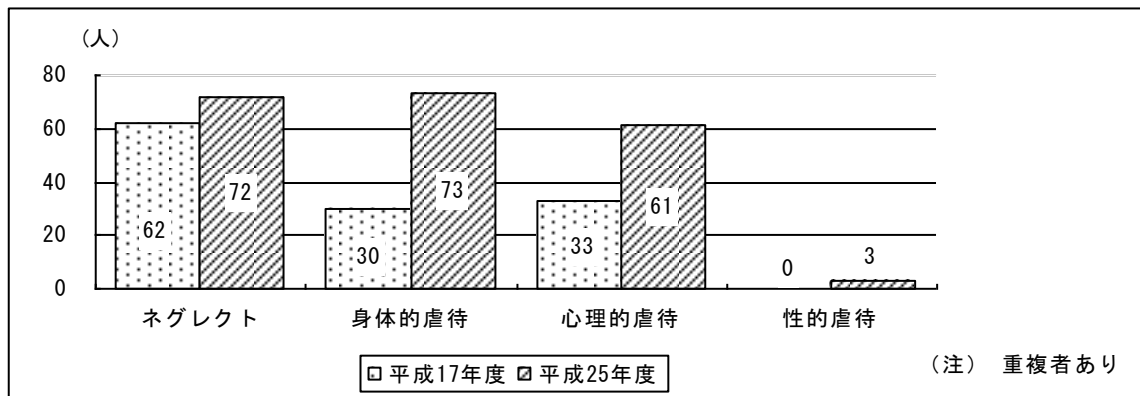
虐待を受けた子どもの年齢別の状況では、小学校 1～3 年生及び小学校 4～6 年生が最も多く、いずれも 52 人で合わせると全体の 62.7%を占めています。続いて 3 歳～就学前が 25 人（15.1%）、中学生が 21 人（12.7%）と続いています（図 31 参照）。

【図 31 虐待を受けた子どもの年齢（平成 25 年度子ども教育部統計）】



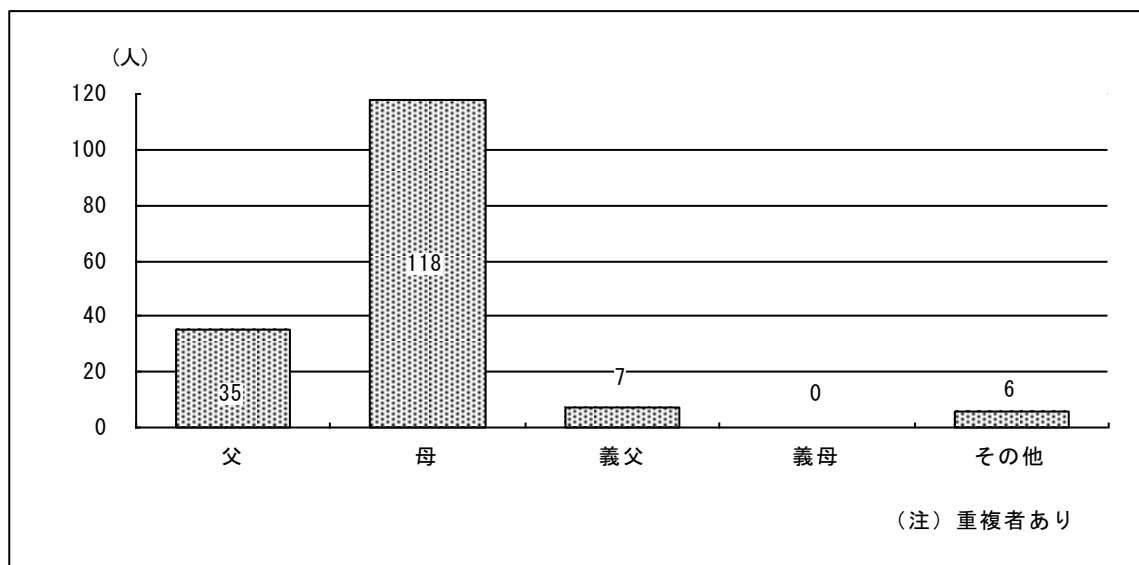
平成 17 年度から 25 年度における虐待の種類別の推移をみると、ネグレクト（養育の放棄または怠慢）が 62 人から 72 人、性的虐待が 0 人から 3 人と若干増加しているのに対し、身体的虐待は 30 人から 73 人、心理的虐待は 33 人から 61 人と約 2 倍に増加しています（28 ページ・図 32 参照）。

【図 32 虐待の種類別の推移（子ども教育部統計）】



子どもから見た虐待者の関係では、母親が一番多く 118 人で全体の 71.1%、続いて父親が 35 人で全体の 21.1%となっています（図 33 参照）。

【図 33 子どもから見た虐待者の関係（平成 25 年度子ども教育部統計）】



第3章 各目標における取組みの柱と主な取組み

※出典の明記がないグラフ・表のデータは、「中野区子ども・子育てアンケート調査（平成25年度実施）」の結果から引用したものです。

※グラフ・表の「%」（回答比率）表記は、端数処理をしているため、合計が100%にならないことがあります。

目標Ⅰ すこやかに育つ子どもたち

取組みの柱

- 1 すこやかな妊娠・出産の支援
- 2 子どもの健康増進
- 3 子どもへの虐待の未然防止と適切な対応
- 4 障害や発達に課題がある子どもへの支援
- 5 家庭の子育て力の向上

取組みの柱 1

すこやかな妊娠・出産の支援

■ 現状と課題

全国的に晩産化の傾向が続いています。区においても母親の第1子出産年齢の上昇傾向が見られ、35歳以上での第1子出産の割合は、平成15年では16.7%でしたが、平成25年では28.7%とこの10年間で大きく増えています。出産年齢の高齢化に伴い、妊婦の親世代も高齢となり、妊娠や出産に向けての支援を受けにくい状況にあります。

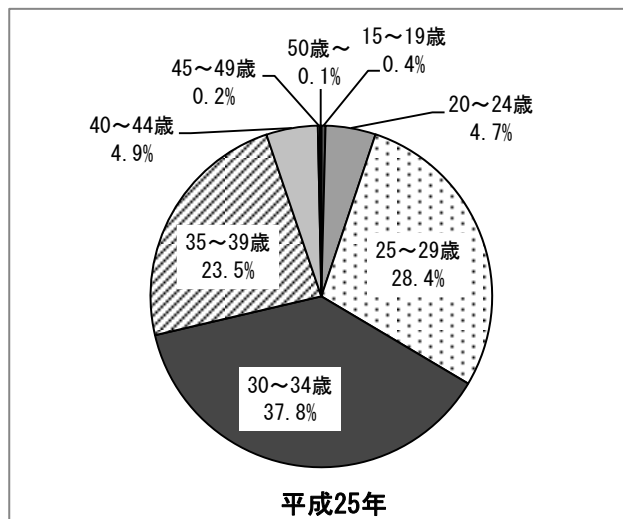
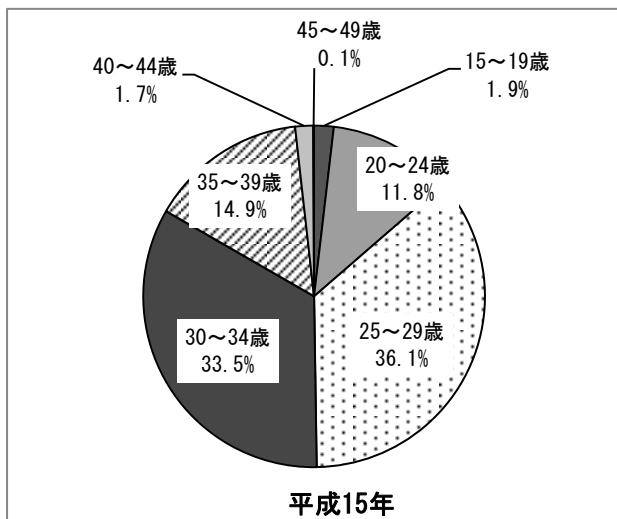
一方で、若い世代の妊娠・出産も一定割合見られ、妊娠や出産の知識不足から生じるリスクへの対応も必要なことから、妊婦の年齢や状況に応じた支援が必要となっています。

区の合計特殊出生率は、近年増加傾向にあるものの、東京都や23区平均よりも低く、少子化が進行しています。また、都市部特有の核家族化や地域コミュニティの希薄化の傾向も依然として続いており、孤立した環境の中で子どもを産み育てることによる不安感や困難さを感じやすい状況にあります。

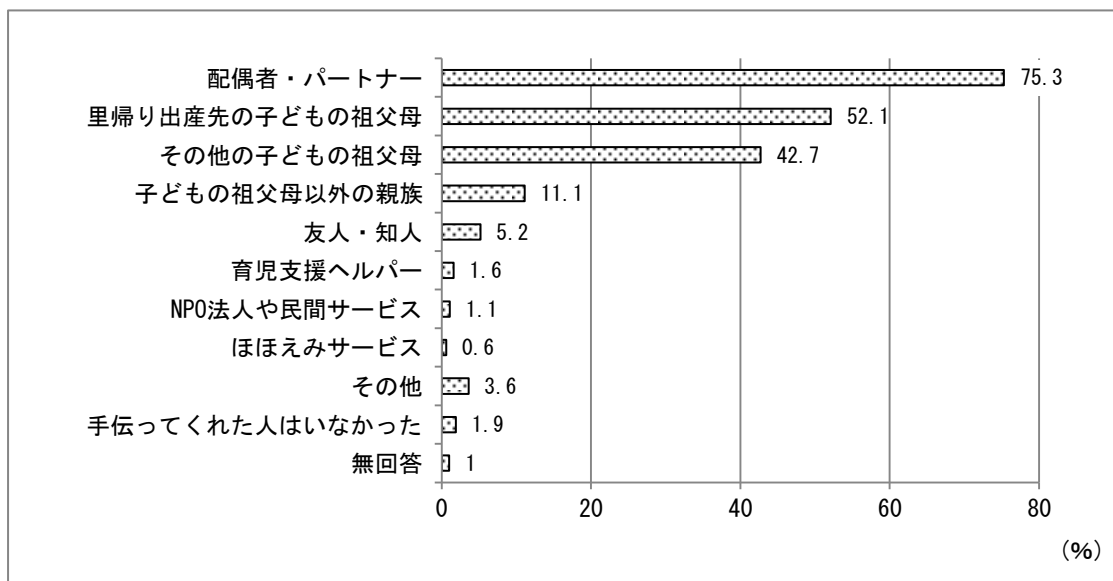
「中野区子ども・子育てアンケート調査」においても、区に進めてほしい子育て支援策として、出産・退院後に家事や育児への支援を望む割合が、平成20年度の調査時よりも増加しており、安心して出産・育児をするための支援の拡充が求められてい

ます。また、親が妊娠や出産、育児に喜びを感じ、育児の不安や困難さに伴うストレスが子どもに影響しないように支援を進めることが重要です。

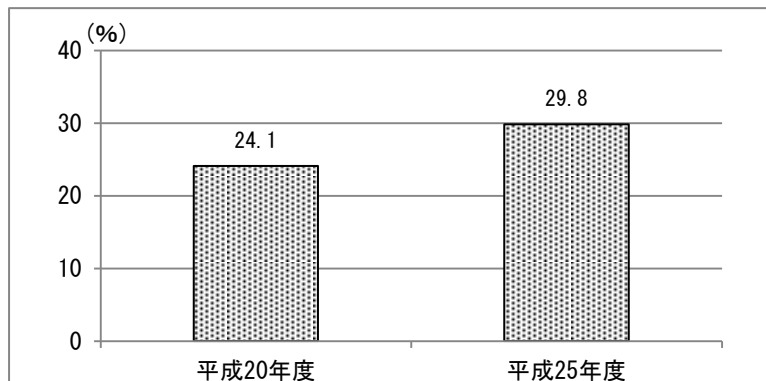
【母親の第1子出産年齢の割合(健康福祉部統計)】



【出産直後に子育てや家事を手伝ってくれた人等の有無＜複数回答＞】



【区に進めてほしい支援策として「出産退院後の家事・育児支援」と答えた乳幼児保護者の割合】



■ 目指す姿

- ・ 妊娠期からの切れ目ない支援により、妊娠期間をすこやかに過ごすとともに、安心して出産に臨むことができます。
- ・ 育児不安の解消に向けた予防的支援を行い、育児の不安や困難さに伴うストレスが解消され、肯定感を持って子育てをしています。

■ 目標達成に向けた主な取組み

(1) 妊娠期からの切れ目ない相談・支援機能の充実

①すこやか福祉センターにおける相談・支援（★1）

新規・拡充

【地域ケア分野、子育て支援分野】

すこやか福祉センターにおいて、妊婦や子育て家庭の健康と養育環境を把握し、妊娠中から出産育児期へと切れ目ない相談・支援を行います。

乳幼児を育てている保護者に対して交流の場を提供し、子育て相談や子育てに関する講座等を実施することで、子育て家庭の孤立感や子育ての負担感の解消を図ります。これらの支援を通じて子育て家庭の養育環境の把握に努め、継続的に支援を必要とする家庭については個別相談・支援を行います。

また、妊娠期からの情報を一元管理し、身近な地域で一貫した支援が行えるよう、コーディネート機能を強化します。

②妊娠期における健康診査や保健指導（★2）

【地域ケア分野、子育て支援分野】

全妊婦を対象に、14回分の妊婦健康診査受診票を交付し、一定金額を上限として助成します。また、歯科疾患にかかりやすい妊婦や産後1年までの産婦を対象とした歯科健康診査と保健指導を区内の指定医療機関において無料で行います。

妊娠期間中に保健師や助産師等の専門的なフォローアップを実施し、相談・支援を行うとともに、母子保健に係ることや出産から産後にかけてのさまざまな支援についての情報提供等により、安心して出産に臨めるよう一人ひとりの状況に応じたサポートを継続的に行います。

③産後支援の充実（★3）

新規・拡充

【地域ケア分野、子育て支援分野】

こんにちは赤ちゃん訪問（新生児と産婦の家庭を生後 4 か月までの間に訪問し、相談支援する事業）を出産後早期に実施し、新生児のいる区内全家庭の養育環境等を把握するとともに、相談や子育て支援サービスに関する情報提供を行います。継続的な支援が必要な家庭に対しては、地域の関係機関と連携しながら支援していきます。

産前産後の家事や育児について、家族等の援助が受けられず日常生活に支障がある方を対象に、家事や育児等の援助や母親に対するケアを行うヘルパーを派遣し、在宅における産前産後の子育て家庭を支援します。また、助産院等を活用した産後ケア*（ショートステイ・デイケア）を実施します。

④育児不安・困難を抱える母親に対する取り組み

【地域ケア分野】

育児不安・困難を抱える母親のグループミーティングや医師や保健師等の専門職員による相談事業を行います。また、こんにちは赤ちゃん訪問時と 3 か月児健康診査時に、産後うつアンケート（母親のメンタルアンケート）を行い、ハイリスク者には保健師による個別相談及び心理相談員、医師による専門相談により、母親への支援を実施します。

成果指標と目標値

指標	平成 25 年度 実績	平成 31 年度 目標値
《指標 1》 3 か月児健康診査での産後うつアンケートにおけるハイリスク者*の割合	7.6%	減少

★印のある項目は、子ども・子育て支援法に定められた事業です。第 4 章（65 ページ～）において、需要見込みと確保方を定めています。

〈目標 I 取り組みの柱 1 における子ども・子育て支援法に定められている事業〉

★1 利用者支援事業【71 ページ】、地域子育て支援拠点事業【72 ページ】

★2 妊婦健康診査【73 ページ】

★3 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）【74 ページ】

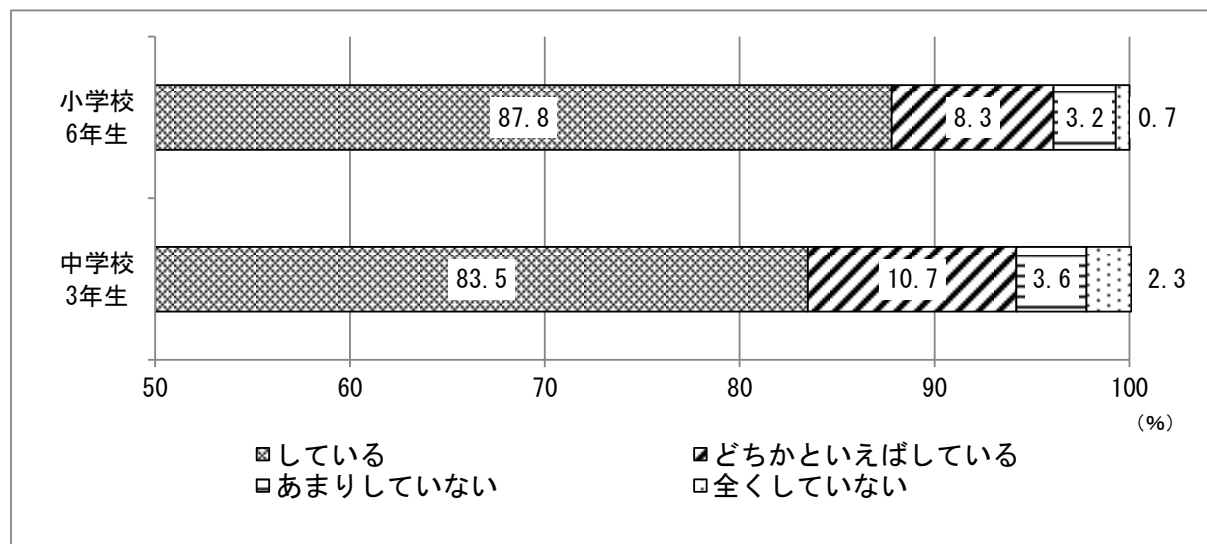
現状と課題

健康の維持・増進は、子どもたちがすこやかに成長・発達し、将来自立して幸せな生活を営んでいくためには欠かせません。特に子どもころの生活習慣は、将来の生活の基礎となり、生涯にわたる健康づくりの基盤を築くうえで大切です。

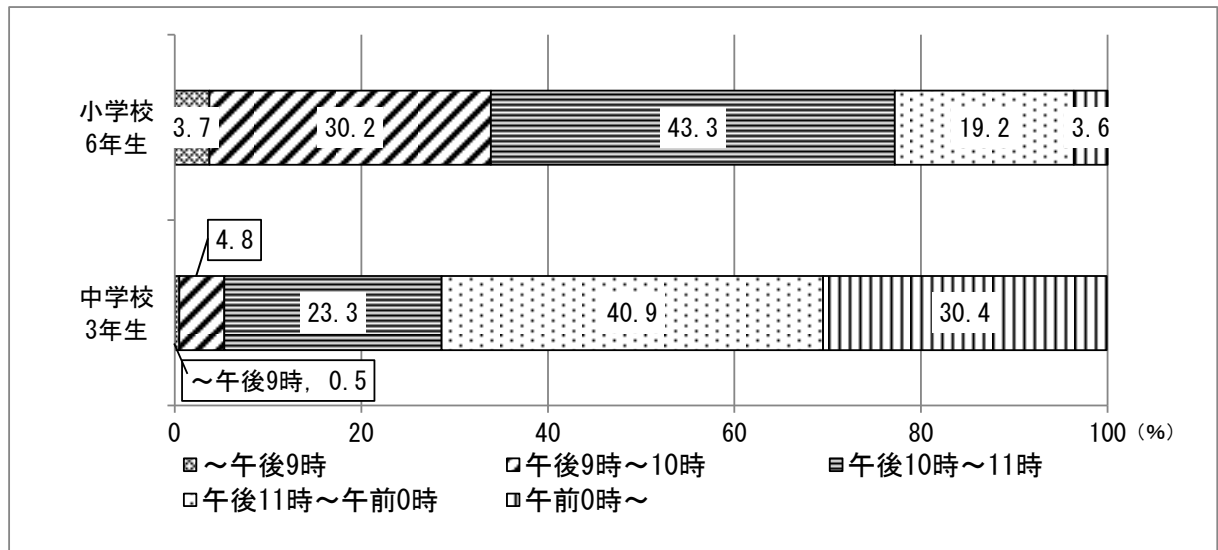
しかし、近年、朝食の摂食率の低さや就寝時間の遅さなどの生活習慣の乱れによる子どもたちの健康状態の悪化が懸念され、子どもの生活習慣の改善が求められてきています。特に食生活については、食をめぐる環境の変化に伴って、食に対する意識や理解が薄れつつある状況です。このため、食事の大切さを認識し、食に対する安全や栄養等の正しい知識と習慣を身につけることが必要です。そのほか、アレルギー疾患や麻疹等の感染症をはじめ、子どもの健康に関する課題が社会的にも問題になっています。

健康診査での結果などから、子どもたちの健康上の問題を早期に発見し、保護者も子どもも健康づくりに対する知識を深め、子育て家庭が自主的に健康管理を行っていくことが大切です。

【区における朝食を毎日食べている児童・生徒の割合（平成 25 年度全国学力・学習状況調査）】



【区における児童・生徒の平日の就寝時間（平成 25 年度全国学力・学習状況調査）】



【乳幼児健康診査における各健康診査結果（地域支えあい推進室統計）】

健康診査名	項目		平成 20 年度		平成 25 年度	
3 か月児健康診査	受診者数（受診率）		2,090 人（95.2%）		2,289 人（94.9%）	
	有所見率		41.2%		40.9%	
	所見内容の割合	1 位	皮膚	22.0%	皮膚	24.5%
		2 位	発育	13.3%	発育	13.0%
		3 位	発達・神経	11.9%	発達・神経	11.4%
3 歳児健康診査	受診者数（受診率）		1,537 人（89.5%）		1,849 人（95.9%）	
	有所見率		52.9%		54.2%	
	所見内容の割合	1 位	皮膚	9.0%	眼	11.9%
		2 位	眼	8.9%	言語	10.6%
		3 位	耳鼻・咽喉、言語	8.3%	耳鼻・咽喉	7.9%
3 歳児歯科健康診査	受診者数（受診率）		1,531 人（89.2%）		1,825 人（94.1%）	
	う歯罹患率		15.3%		14.5%	

■ 目指す姿

- ・健康づくりに関する必要な支援を受け、健康に対する理解や健康づくりの大切さを認識するとともに、子育て家庭が自主的に健康管理を行いながら、健康で安全な生活を送っています。

■ 目標達成に向けた主な取組み

(1) 子どもの健康管理の充実

①乳幼児健康診査の充実

【地域ケア分野】

乳幼児健康診査を実施し、子どもの疾病や障害の早期発見、早期治療に結びつけ、子どもの健康の向上を目指します。また、育児不安などの相談に応じ、必要な場合は継続的な支援を行います。さらに、子育てサービスの情報を提供するなど地域の関係機関と連携した乳幼児健康診査の充実を図ります。

②子どもの歯と口の健康づくり

【地域ケア分野、子育て支援分野】

歯科健康診査を実施するとともに、関係機関との連携を進め、口腔機能の育成期となる乳幼児期の子どもの歯と口の健康づくりを推進していきます。

子どもの口腔機能の発達に応じたケアなど、健康づくりについて相談できる「かかりつけ医師」を持つよう、妊産婦歯科健康診査等により啓発を行います。

また、甘味飲料の摂取に関する正しい知識の普及を図るなど、生活習慣改善の指導や歯科健康教育、個々の状況に応じた相談を行います。

③感染症等の予防対策

新規・拡充

【保健予防分野、地域ケア分野】

保護者が予防接種の受診について適切に判断できるよう、こんにちは赤ちゃん訪問時などに基本的な情報を提供し、予防接種を勧奨します。

また、MR*（風しん・麻疹）の接種期間を過ぎてしまった場合の予防接種費用、及び任意予防接種である流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）ワクチン接種の費用を助成し、発病または重症化とともに流行の拡大を防止します。

④アレルギーへの対応

【地域ケア分野、学校教育分野、保育園・幼稚園分野】

乳幼児を持つ保護者を対象に喘息やアレルギー疾患の予防についての教室を開催します。

また、保育施設や小・中学校での給食については、保護者や医師等からの情報を確実に共有し適切に対応することで、食物アレルギーによる事故を防止します。

(2) 健康づくりのための生活習慣確立に向けた支援

① 保育施設・幼稚園等における実践に基づく身体づくり

【保育園・幼稚園分野】

子どもの運動能力の維持・向上に寄与するため、子どもたちが身体を活発に使って遊ぶ楽しさを学べるよう、区の子どもの実態調査に基づき策定した「中野区運動あそびプログラム*」の保育施設・幼稚園等への普及を図ります。

② 健康的な生活習慣の確立支援

【学校教育分野】

学校における体育・健康に関する指導の充実を図り、健康的な生活習慣の確立を目指します。特に、児童・生徒の体力については、体力調査を毎年実施し、体力向上に向けた指導の工夫・改善に活かしていきます。

また、子どもの体力や規則正しい生活習慣の重要性についての理解や認識を深めてもらうために、親子元気アップ事業*を継続して実施し、保護者への啓発を図ります。

③ 食生活習慣の改善に向けた取組み

【地域ケア分野、地域支援分野、学校教育分野】

すこやか福祉センターにおいて、食育講習会をはじめ、健康づくりを推進するための講座等を実施し、栄養改善の知識の普及と食生活習慣の改善の支援を図ります。

小・中学校においては、学校給食で食に対する指導を行うとともに、教科や学校活動の中に食育*を位置付けて推進します。

成果指標と目標値

指標	平成 25 年度 実績	平成 31 年度 目標値
《指標 1》 3 歳児健康診査における「う歯」（むし歯）罹患率	14.5%	減少
《指標 2》 生活習慣病予防健康診査（中学校 1 年生）における要指導生徒の割合	26%	20%未満

現状と課題

一般世帯に占める核家族世帯の割合は依然として高く、近隣関係の希薄化ともあわせて、子育て家庭が孤立しやすく、子育てに対する不安を感じやすい状況にあります。

また、父親が平日に子どもと接する時間がほとんどなく、母親への育児負担が大きくなっています。

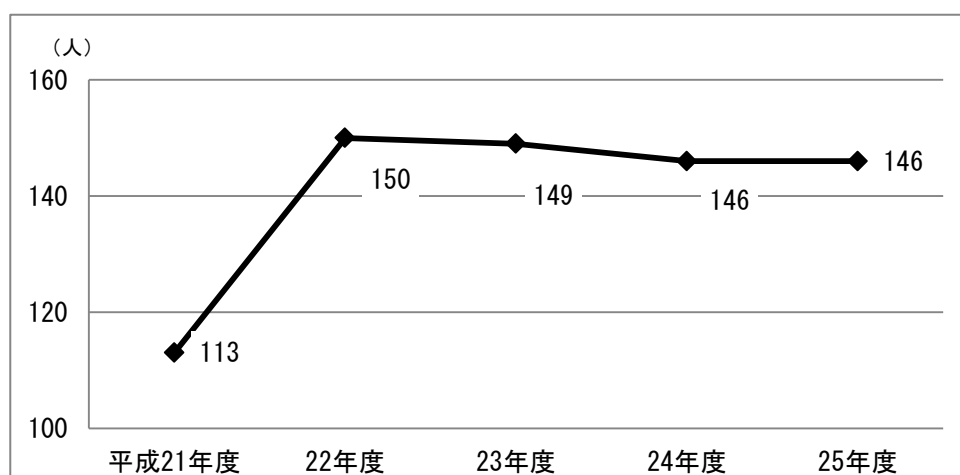
区における虐待対応人数は、平成 21 年度から 22 年度にかけて増加し、以降平成 25 年度までほぼ横ばい状態となっており、なかなか減少しない状況です。

虐待を引き起こす要因は、子育てに関する不安や悩みだけでなく、配偶者からの暴力によるもの、保護者の疾病によるものなど複雑化しています。

虐待を未然に防ぎ、早期対応を図るためには、出生後間もない時期から、養育状況を把握し、母親の育児不安の早期解消や養育支援を行うことが必要です。特に、支援が必要となる子育て家庭については、妊娠期からの関わりも必要であり、行政や関係機関によるアプローチが非常に重要です。

今後、児童相談所業務の区への移管にあわせ、一貫した児童相談・支援体制を構築し、虐待への対応を一層強化することが求められています。

【子ども家庭支援センターにおける虐待対応人数の推移(子ども教育部統計)】



■ 目指す姿

- ・ 出生後間もない乳児期における育児相談の体制と訪問活動の充実により、保護者の孤立感や子育てに対する不安が解消しています。
- ・ 乳幼児健康診査などあらゆる機会において虐待が早期に発見され、適切かつ迅速な対応により子どもが守られています。

■ 目標達成に向けた主な取り組み

(1) 虐待の未然防止、早期発見・対応に向けた施策の充実

① 虐待の未然防止と早期発見

新規・拡充

【地域ケア分野、子育て支援分野(子ども家庭支援センター)】

こんにちは赤ちゃん訪問や乳幼児健康診査など、子育て家庭と接するあらゆる機会の活用や子ども施設との連携により、子育て家庭の状況を把握し、適切な相談・支援につなげていきます。

特に乳幼児健康診査未受診の家庭などについては、家庭訪問などを行い、所在不明の子どもや子育て家庭の状況把握に努めます。

すこやか福祉センターをはじめ、子育て家庭の親子が集える身近な場で地域子育て支援拠点事業を実施し、保護者が交流できる場を提供するとともに、子育て相談や子育てに関する講座等を実施することで、子育て家庭の孤立感や子育ての負担感の解消を図ります。これらの事業を通じて継続的に支援を必要とする家庭の早期発見に努め、個別相談・支援を行います。

子ども家庭支援センター及びすこやか福祉センターでの子育て相談、巡回育児相談、地域育児相談会などにより、必要な支援を行います。

② 保護者や区民に対する虐待防止・早期発見のための広報活動の充実

【子育て支援分野(子ども家庭支援センター)】

子育て家庭を見守り、子どもへの虐待防止・発見につなげるため、保護者や区民に対する啓発を継続的にを行います。

③ 養育支援訪問事業 (★4)

【地域ケア分野、子育て支援分野(子ども家庭支援センター)】

養育支援が特に必要と判断された世帯を保健師等が訪問して子どもの養育に関する指導・助言を行うとともに、養育・育児支援ヘルパー*を派遣して養育環境の維持・改善を図ります。

④虐待対応体制の推進（★5）

【子育て支援分野(子ども家庭支援センター)】

子ども家庭支援センターに配置している虐待対策コーディネーター*により、関係機関との連携強化及び虐待対応ケースの進行管理を行います。子ども家庭心理専門支援員による保育園等職員への保護者支援の研修、児童相談所への職員派遣研修を実施し、職員の虐待対応力・相談能力の向上を図るとともに、児童相談所移管に向け、障害児や非行など子どもや子育てに関するあらゆる相談に対応できるよう、人材の確保と育成を行い、虐待に対する取組みの強化を図ります。

⑤虐待防止ネットワークの充実（★6）

【子育て支援分野(子ども家庭支援センター)】

中野区要保護児童対策地域協議会を活用し、学校や幼稚園、保育園、児童相談所、医療機関などの関係機関と連携して支援が必要な家庭の把握に努め、子どもへの虐待の未然防止に取り組むとともに、要保護児童を早期に発見し、迅速かつ適切な支援を行います。特に虐待ケースについての進行管理を行い、地域における支援状況等の確認・把握に努め、適切な支援につなげます。

⑥育児不安・困難を抱える母親に対する取組み（1-1 再掲）

成果指標と目標値

指標	平成 25 年度 実績	平成 31 年度 目標値
《指標 1》 1 年間に新たに発生する虐待の件数	60 件	減少
《指標 2》 子育てに困難さを感じている乳幼児の保護者の割合	－	20%

★印のある項目は、子ども・子育て支援法に定められた事業です。第 4 章（65 ページ～）において、需要見込みと確保方策を定めています。

〈目標 I 取組みの柱 3 における子ども・子育て支援法に定められている事業〉

★4・5・6

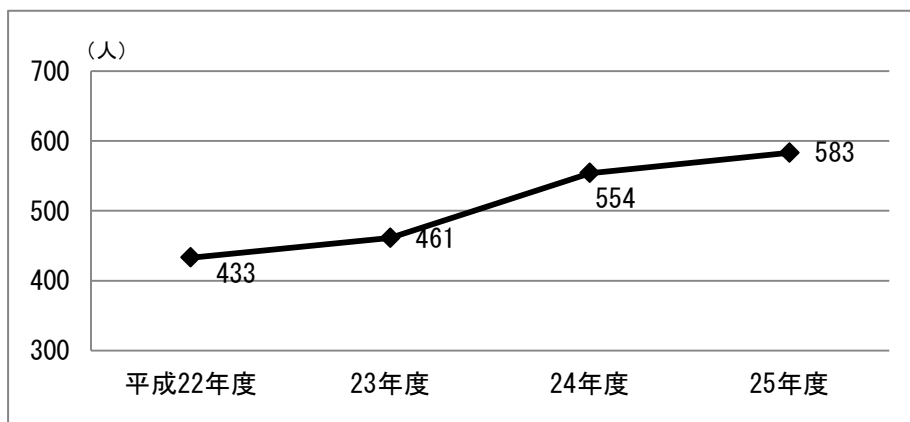
養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）【75 ページ】

現状と課題

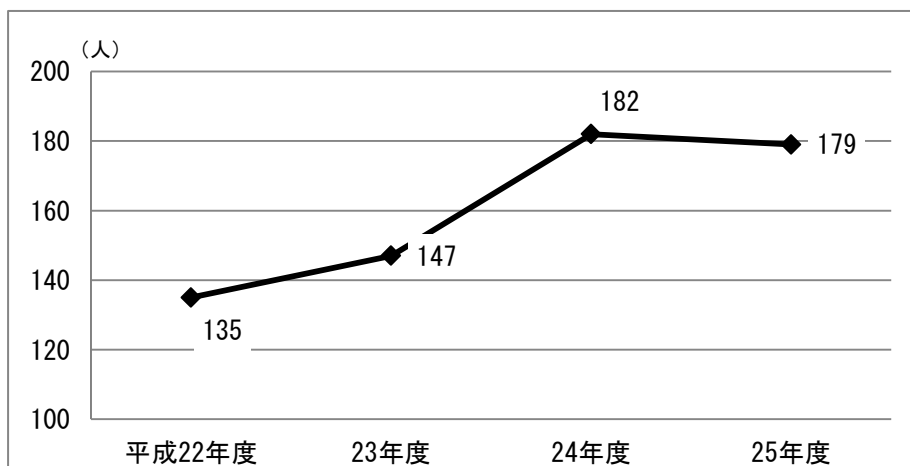
療育センターアポロ園における療育相談などの専門相談窓口だけでなく、身近な子育て相談の場であるすこやか福祉センターなどでも、子どもの心身の発達に関する相談が増えています。また、保育園や幼稚園、小・中学校、学童クラブにおいても、特別な支援を必要とする子どもが増加している状況です。特に発達に課題がある子どもの増加傾向が顕著となっています。

発達について支援を必要としている子どもが、住み慣れた地域ですこやかに成長していくためには、子ども自身はもとより、親や家族にとっても地域での支えが不可欠です。子ども一人ひとりに応じた支援を一貫して行っていくとともに、地域全体に心身の発達支援を必要としている子どもへの理解や障害に関する知識の浸透を図っていく必要があります。また、すべての子どもが等しく教育・保育を受けられるようにするという子ども・子育て支援法の観点を踏まえた新たな対応も求められています。

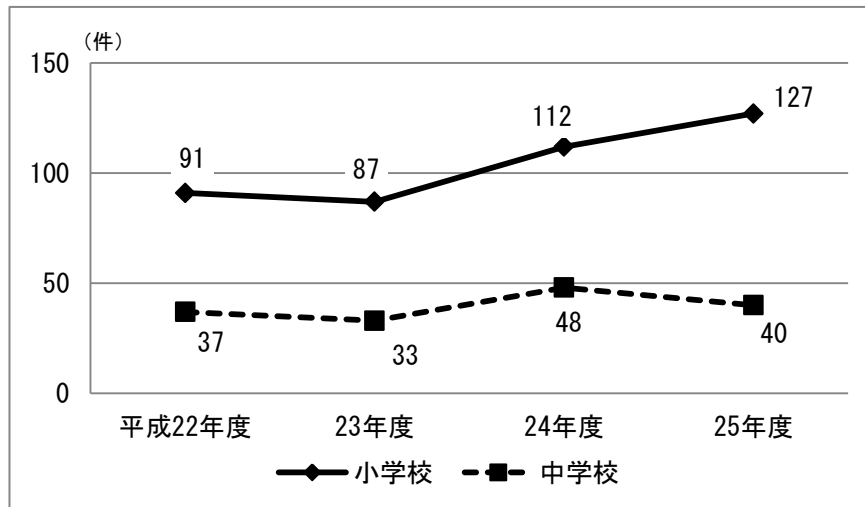
【療育センターアポロ園による保育園等巡回訪問支援対象児童数の推移(子ども教育部統計)】



【区内学童クラブにおける特別な支援が必要な児童受入人数の推移(子ども教育部統計)】



【区の就学相談(就学・転学・通級)件数の推移(教育委員会事務局統計)】



■ 目指す姿

- ・ 障害の特性に応じた支援とともに、成長過程に沿った継続的な支援の充実や環境整備が行われ、身近な地域で一貫した療育支援を受けています。

■ 目標達成に向けた主な取組み

(1) 成長過程に応じた、一貫した療育・発達支援対策

①成長過程を通じて一貫した発達支援対策の推進

【子育て支援分野】

初期相談からの継続した支援を行うために、保護者の相談や関係施設との連携を必要とする子どもへの支援課題の整理や、成長を綴っていくサポートファイルの作成、成長ステージごとの移行支援会議*や個別支援計画*の調整を行います。また、発達支援の推進会議により、連携支援課題を整理していきます。

②障害児支援施策の推進

新規・拡充

【子育て支援分野、障害福祉分野】

療育センターアポロ園のほか、重度・重複障害児通所支援施設や知的・発達等障害児通所支援施設による通所支援事業、一時保護事業を行います。平成 28 年度には区南部に障害児通所支援施設を整備し、南部地域利用者の利便性の向上を図り、支援施策の基盤整備を進めます。

指定医療機関において機能の回復に必要な医療の給付(育成医療給付)、ホームヘルプ、短期入所など障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの給付(介護給付・訓練等給付)や児童福祉法に基づく児童発達支援事業*や放課後等デイサービス事業*などの障害児通所支援給付を行います。また、緊急一時保護事業や、通学の移動支援事業(地域生活支援事業)も実施します。

③発達相談の充実

【地域ケア分野、子育て支援分野】

子育ての悩みの身近な相談場所として、すこやか福祉センターや療育センターアポロ園で発達相談を行うほか、保育園・幼稚園などを訪問し、発達についての初期相談を行います。また、アポロ園では、保護者の集いやニュース発行による保護者同士の交流及び情報提供等を行い、支援します。平成 28 年度に開設する区南部の障害児通所支援施設においても発達相談を実施し、南部地域利用者の利便性の向上を図ります。

④障害児対応の推進（★7）

新規・拡充

【保育園・幼稚園分野、地域ケア分野】

保育園や幼稚園、学童クラブ等での障害児の受け入れ体制の整備を図ります。また、集団保育が困難な乳幼児が自宅で保育を受けられる居宅訪問型保育事業により、保育サービスの提供を進めます。

⑤特別支援教室への巡回指導の実施

新規・拡充

【学校教育分野】

区立小学校に特別支援教室*を整備し、情緒障害等特別支援学級*を拠点として巡回指導を行います。平成 27 年度にモデル事業を開始し、平成 28 年度からは全区立小学校において実施します。

成果指標と目標値

指標	平成 25 年度 実績	平成 31 年度 目標値
《指標 1》 発達に支援を必要とする児童が、適切な相談・支援が受けられたと考える保護者の割合	72.7%	100%
《指標 2》 発達の心配があっても、安心して保育園や教育施設などに子どもを通わせている保護者の割合	81.3%	100%

★印のある項目は、子ども・子育て支援法に定められた事業です。第 4 章（65 ページ～）において、需要見込みと確保方を定めています。

〈目標 I 取り組みの柱 4 における子ども・子育て支援法に定められている事業〉

★7 幼児期の学校教育・保育（居宅訪問型保育事業）【67～70 ページ】

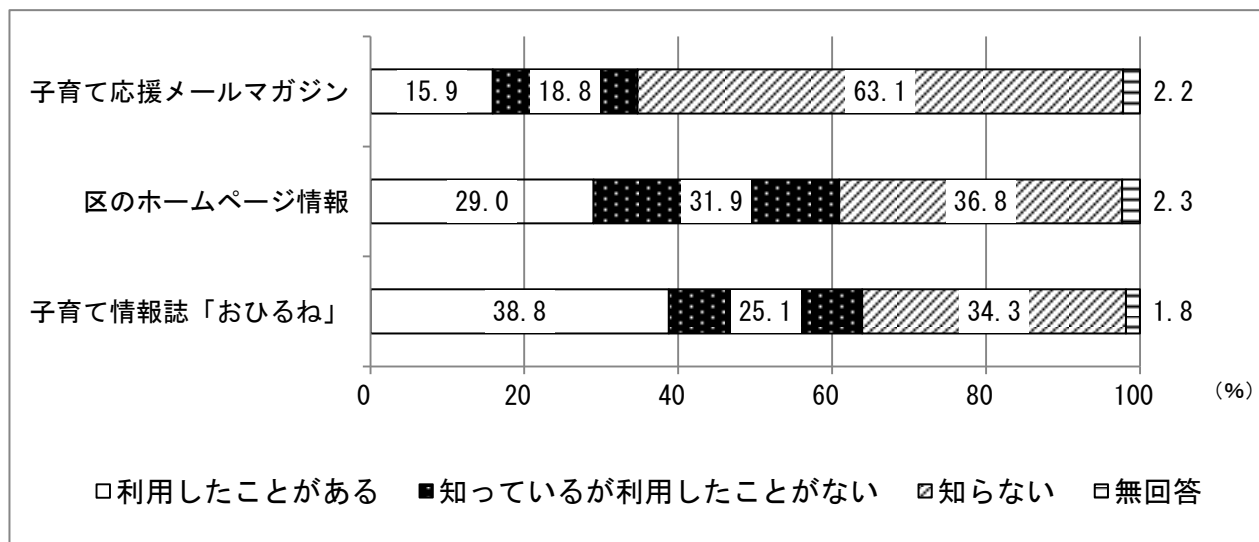
現状と課題

少子化の進行とともに、兄弟姉妹の数も少なくなり、乳幼児とふれあう機会や子育ての知識を学ぶ機会が不足しています。そのため、育児体験に恵まれないまま親になる人が少なくありません。次代の親となる若い世代の人々が、子育ての楽しさや喜びを体験する機会が増え、経験を通じて、子どもを産み育てることの意義や家庭の大切さについての理解を深めることが不可欠です。

家庭は子どもにとって生活の場であり、基本的な生活習慣や倫理観などを身につける場です。母親のみならず、父親も含め家庭が確かな養育力を身につけ、自信と責任感を持って子どもを育て、子どもの成長に生きがいと喜びを感じられるよう、地域の中で親自身が成長していけるための支援を進めていくことも必要となります。そのため、男女が共に子育てに向き合えるよう、ワーク・ライフ・バランス*が図られた雇用環境の整備も求められます。

また、家庭の子育て力の向上のためには、子育て家庭のニーズに対応した十分な情報を提供していく必要があります。

【子育て支援に関する情報提供サービスの認知・利用状況】



■ 目指す姿

- ・子育てに関する十分な情報と学習の機会が提供され、親は子育てについての責任を自覚するとともに、子どもの成長に喜びを感じながら子どもを育てています。
- ・体験や学習の機会が提供され、次代の親となる人々は、子育ての意義や家庭の大切さに対する理解を進めています。

■ 目標達成に向けた主な取組み

(1) 子育て支援情報の提供体制の充実

①さまざまな情報媒体を使用した子育て支援情報の提供

新規・拡充

【子ども教育経営分野】

子育て支援ハンドブックの内容を充実し、子育て中の保護者やこれから出産を迎える区民が必要とする情報を提供します。また、民間事業者や自主団体の活動内容もあわせて掲載することにより、団体活動の支援も行います。

妊娠・出産・育児に関するアドバイスなどの情報をメール配信し、妊娠中から母親やその家族を支援します。また、区内で実施する子育て支援活動やイベント、子育て支援情報など子育て家庭が必要とする情報を提供します。さらに、区ホームページのコンテンツとしてデジタル地図内に区施設情報などを表示し、子育て家庭の外出を支援します。

②在宅乳幼児の保護者を対象とした保育園や幼稚園での子育て支援事業

【保育園・幼稚園分野】

保育園や幼稚園で子育て相談や子育て教室を実施し、育児のノウハウを在宅乳幼児の保護者に提供し、育児不安の解消等子育て支援を行います。

③保育体験の推進

【保育園・幼稚園分野、学校教育分野】

保育園での中高生の乳幼児ふれあい体験や幼稚園での小学生と園児の交流、区立中学校での保育体験を実施し、命の尊さや心身の発達に関する知識を学ぶことで将来の子育てに対する期待や意欲を育みます。

④すこやか福祉センターにおける親の学びの場の提供

【地域ケア分野】

子育て中の親に学びの場を提供し、抱えている悩みの軽減や参加者相互の交流を図ります。グループ討議を中心にした参加型講座を行うほか、子どもの成長に合わせた子育てや遊びの工夫などについて学びます。

⑤ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発の促進

【企画分野】

ワーク・ライフ・バランスをテーマとした講演会や区内事業主への働き方の提案研修などを行います。

⑥保護者同士の交流や相談事業の充実

新規・拡充

（利用者支援事業・地域子育て支援拠点事業の拡充等）（★8）

【地域ケア分野、地域活動推進分野】

すこやか福祉センター等において、乳幼児親子の交流の場を提供し、子育て相談や子育てに関する講座等を実施するほか、ニーズに応じた教育・保育や子育て支援サービスのコーディネートを行い、子育て家庭の孤立感や子育ての負担感の解消を図ります。また、地域住民が行う子育て支援活動を支援し、保護者や子どもが集い、交流できる場を整えます。

成果指標と目標値

指標	平成 25 年度 実績	平成 31 年度 目標値
《指標 1》 子育てに肯定感を持つ中高生等の割合	85%	90%
《指標 2》 大きな戸惑いを感じることなく、子育てをしている保護者の割合	94.1%	100%

★印のある項目は、子ども・子育て支援法に定められた事業です。第 4 章（65 ページ～）において、需要見込みと確保方策を定めています。

〈目標 I 取組みの柱 5 における子ども・子育て支援法に定められている事業〉

★8 利用者支援事業【71 ページ】、地域子育て支援拠点事業【72 ページ】

目標Ⅱ 充実した教育や支援に支えられる子育て家庭

取組みの柱

- 1 多様で質の高い教育・保育の提供
- 2 ニーズに応じた子育て支援サービスの推進

取組みの柱 1

多様で質の高い教育・保育の提供

現状と課題

子どもの出生数や合計特殊出生率は、区においても全国の傾向と同じように年々減少してきました。しかし、子どもの出生数は平成 17 年ごろを底として、現在増加傾向にあります。ただし、将来的には一層の少子化の進行が予測されています。

少子化により兄弟姉妹の数も少なくなり、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少していることから、集団生活による教育・保育は子どもの育ちにとって大切な経験となります。幼稚園、認定こども園、保育施設が質の高い幼児教育や保育を提供できるよう、多様なニーズに応じた教育・保育の環境整備を行っていく必要があります。

また、小学校入学時にこれまでの生活との違いに適応できない子どもたちも見られます。小学校への円滑な接続を図るため、幼稚園、認定こども園、保育施設と小学校が相互に理解を深め、より充実した連携を図る必要があります。

◆幼児教育の現状と課題

3 歳以上の子どものほとんどが、幼稚園や認定こども園、保育施設などの教育・保育施設を利用しています。

幼児期は子どもの心身が急速に成長する時期です。そのため、幼児教育には、子どもに人との関わりあいを深めさせ、人間形成の基礎や社会性を培う目的があります。就学後の教育との連続性についても十分配慮し、子どもたちが等しく、質の高い幼児教育を受けるため、幼稚園や保育施設は極めて重要な役割を担っています。

また、多様な施策展開が図られる各種保育サービスにおいても、養護と教育が一体的に展開され、乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられていくことが必要です。

そして、幼稚園、認定こども園、保育施設のいずれを利用した場合であっても、健

康、人間関係、環境、言葉、表現といった視点を大切にして、子どもが経験を積み重ねていく中で、生きる力の基礎を培っていく必要があります。

◆保育の現状と課題

保育園への申込み数をはじめ、保育の希望は増加傾向にあり、依然として待機児童がいることから、対策を講じることが重要な課題となっています。

区では、区立保育園の建替え・民営化の際に定員の拡大を図るとともに、保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育園における延長保育などの保育サービスだけでなく、認証保育所や家庭福祉員、グループ型家庭的保育事業の新規開設など、さまざまな保育サービスの拡充に努めてきました。

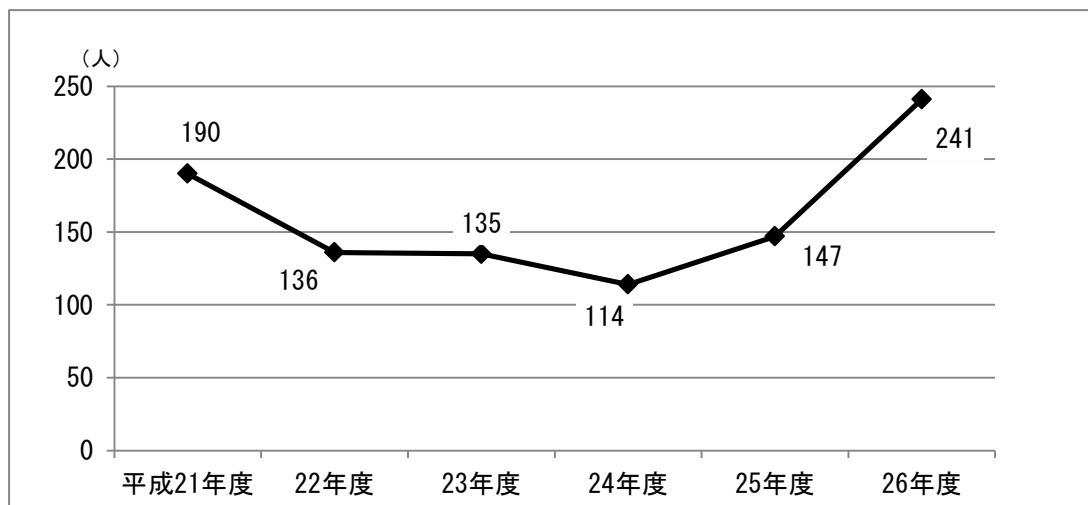
「中野区子ども・子育てアンケート調査」の結果をみると、定期的に利用したいと考える施設や事業では「認可保育所」が43.1%と最も多く、次いで「幼稚園(31.7%)」「幼稚園の預かり保育の定期利用(19.9%)」「認定こども園・保育園枠長時間利用(11.8%)」「ファミリー・サポート事業(11.1%)」「認証保育所(10.2%)」となっています。

今後は、子育て家庭が多様な選択肢の中から、自らのライフスタイルにあった保育サービスを選び、子どもが質の高い教育・保育を受けられるよう、保育園の定員拡大等の対策のみならず、新たに区の認可事業となった家庭的保育事業などの地域型保育事業*を展開、推進していく必要があります。

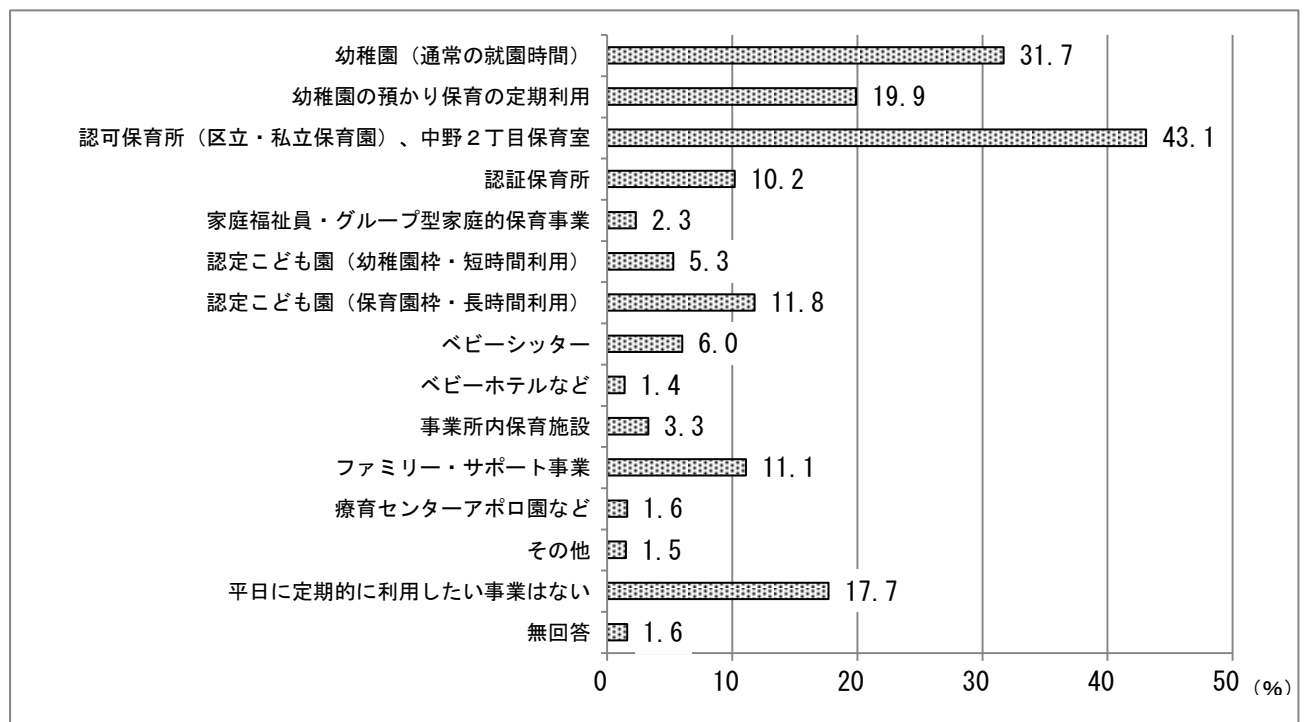
また、現在、区内のすべての私立幼稚園が、平日の教育時間前後や長期休業中において預かり保育を実施しています。子ども・子育て支援新制度*（以下、「新制度」という。）で実施される、幼稚園型の一時預かり事業を進め、子育て支援の充実を図っていく必要があります。

これまで、サービスの担い手として、民間活力の導入を進めたことにより、多様な保育サービスが展開され、区民ニーズへの対応が図られてきています。保育の質をより一層向上させるため、保育人材の確保や保育環境の適切な整備を進めるとともに、第三者評価制度*や苦情処理制度の仕組みを活用し、民間事業者が質の高い保育サービス等を提供できるよう支援を行っていきます。

【保育所待機児童数の推移（子ども教育部統計）】



【定期的に利用したいと考える施設・事業＜複数回答＞】



■ 目指す姿

- ・子ども一人ひとりが集団生活をととして、丈夫な体と豊かな心を育んでいます。
- ・多様な保育施設の整備により量的拡大を図ることで、子育て家庭がライフスタイルにあった保育サービスを選択し利用できています。
- ・合同研究や研修の充実により、質の高い幼児教育・保育が確保されています。
- ・幼稚園、保育施設、小学校の連携強化により、小学校教育への円滑な移行が進んでいます。

■ 目標達成に向けた主な取組み

(1) ライフスタイルに応じた教育・保育の選択

①私立幼稚園の新制度への移行と認定こども園への転換に向けた支援 (★9) 新規・拡充

【保育園・幼稚園分野】

新制度への移行や認定こども園への転換を希望する幼稚園について必要な支援を行います。

②私立幼稚園の一時預かり事業及び預かり保育事業補助 (★10)

新規・拡充

【保育園・幼稚園分野】

新制度で新たに創設される在園児を対象とした一時預かり事業（幼稚園型）を進めます。現在実施している私立幼稚園の預かり保育事業への支援も継続します。

③現行制度の私立幼稚園保護者への支援

【保育園・幼稚園分野】

現行制度の私立幼稚園を利用する保護者に対して補助を継続します。

④新制度の私立幼稚園等保護者への支援

新規・拡充

【保育園・幼稚園分野】

新制度の私立幼稚園等を利用する保護者に対しては、各園が幼児教育の質を向上させるために独自に保護者に負担を求める費用について、一定の基準で補助を実施します。

⑤区立保育園の民営化による保育環境の整備と定員の拡大 (★9) 【保育園・幼稚園分野】

区立保育園の民営化を進め、民間活力を活用し、多様な保育ニーズに対応するとともに定員の拡大を図ります。

⑥民間の保育園及び地域型保育事業の誘致、運営支援（★9）

新規・拡充

【保育園・幼稚園分野】

保育園及び地域型保育事業を誘致し、保育ニーズに合わせて、適切な整備を進めます。

⑦認可保育施設への転換に向けた支援（★9）

新規・拡充

【保育園・幼稚園分野】

認可外保育施設が、保育園または地域型保育事業へ転換する場合に必要な支援を行い、保育サービスの供給を増やします。

⑧認可外保育施設保護者への支援

新規・拡充

【保育園・幼稚園分野】

認証保育所等の利用者負担を軽減するため、認証保育所等保護者補助を引き続き実施します。また、認可外保育施設を利用する保護者のうち、認可保育施設の利用を希望し、待機している保護者に対して補助を実施します。

⑨休日保育

【子育て支援分野、保育園・幼稚園分野】

休日に保護者の就労や急な傷病や出産による入通院などにより家庭で保育ができない場合に、保育園で一時的に日中の保育を行います。

⑩延長保育（★11）

【保育園・幼稚園分野】

保育園全園にて、保護者の就労状況等による延長保育を行うとともに、今後新たに整備する保育園等においても実施します。

⑪病児・病後児保育、病児対応（ファミリー・サポート事業）（★12）

新規・拡充

【子育て支援分野】

病気回復期の乳幼児を日中預かる病後児保育、ファミリー・サポート事業での病児対応を行います。また、医療機関と連携した病児保育を行うための体制を整えます。

（２）質の高い教育・保育の提供推進

①幼稚園教諭及び保育施設等職員の研修・合同研究の充実による専門性の向上

【保育園・幼稚園分野】

職員の能力、専門性の向上を図り、幅広い対応力を身につけるため、区内の幼稚園や保育施設等の職員を対象とした研修を充実します。

②保幼小連絡協議会等の活用による連携事業の促進

【保育園・幼稚園分野】

保育施設と幼稚園、小学校を中心とした保幼小の連携を基盤に、多様な保育施設・事業との連携を進めます。子どもの発達と学びの連続性を踏まえた教育の連携を推進するための「中野区就学前教育プログラム」を活用し、保幼小の連携強化を進め、児童の小学校への円滑な移行を図ります。

③連携施設等の支援による保育サービスの質の向上

【保育園・幼稚園分野】

保育園や幼稚園が地域型保育事業の連携施設としての役割を担えるよう調整し、地域型保育事業の保育環境を整えます。また、連携施設間での合同保育の実施や区による保育施設への指導・監督により、保育内容の向上に努めます。さらに、保育施設が第三者評価を受審し、自ら保育サービスの質を向上させる取組みを進めます。

成果指標と目標値

指標	平成 25 年度 実績	平成 31 年度 目標値
《指標 1》 保育サービスの内容に満足している保護者の割合	95%	98%
《指標 2》 小学校 1 年生の担任から見た就学前の集団生活をとおして社会性の基礎が培われていると感じる子どもの割合（平均）	84%	95%

★印のある項目は、子ども・子育て支援法に定められた事業です。第 4 章（65 ページ～）において、需要見込みと確保方策を定めています。

〈目標Ⅱ 取組みの柱 1 における子ども・子育て支援法に定められている事業〉

★9 幼児期の学校教育・保育【67～70 ページ】

★10 幼稚園における一時預かり事業【78 ページ】

★11 延長保育事業【81 ページ】

★12 病児・病後児保育事業【82 ページ】

 現状と課題

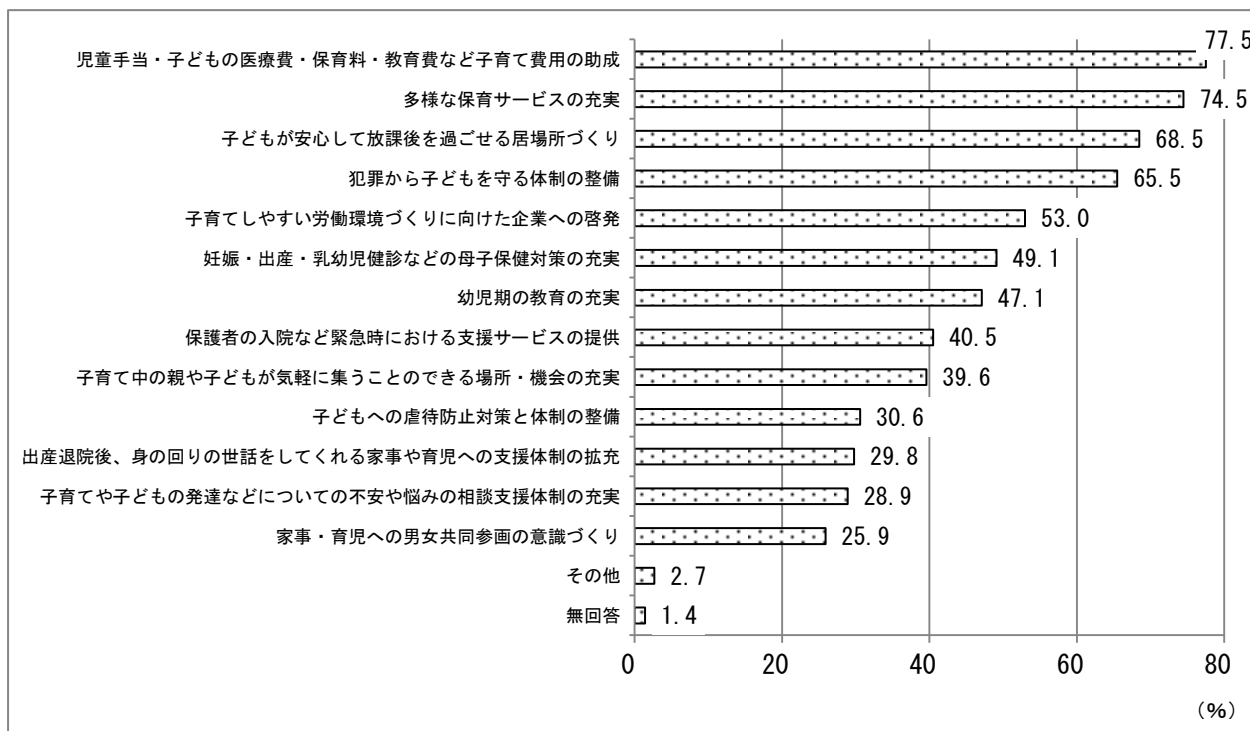
在宅で子どもを育てている保護者においては、育児疲れの解消などを理由として一時保育を利用するケースが年々増えている現状があります。このため、子育て家庭が孤立しない段階での早期発見・予防と、ライフスタイルの変化に対応した子育て支援サービスの充実が求められています。

学齢期の子どもをもつ保護者からは、放課後、子どもが安全に過ごせる場、安心して預けることができる場があることが求められています。このため、共働き世帯が安心して子どもを預けられるように、保護者の就労形態の多様化に対応した放課後の児童の活動場所を確保することが必要です。

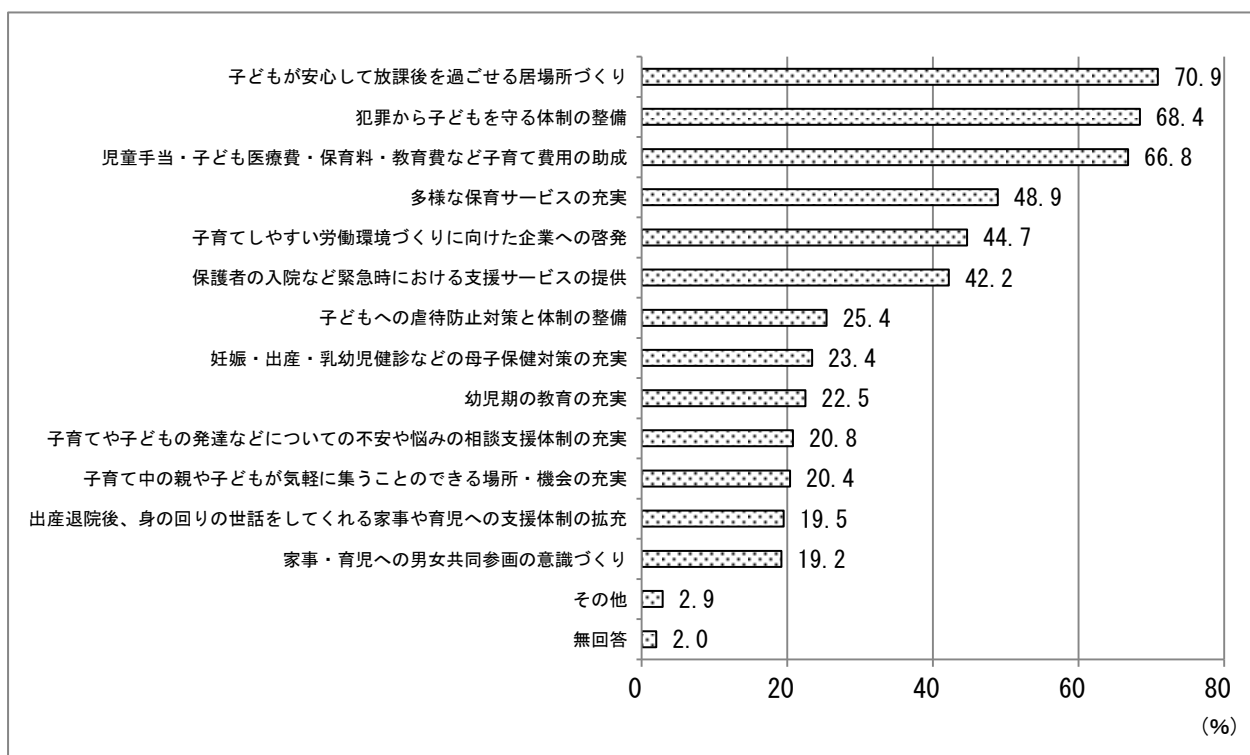
引き続き、中学生までの医療費への助成などを行うとともに、子ども施策についての国や都の制度や社会情勢の変化を踏まえ、十分な連携を図りながら、経済的負担が大きい子育て家庭に対する支援を行うことが求められています。

【区に進めてほしい子育て支援策＜複数回答＞】

《乳幼児》

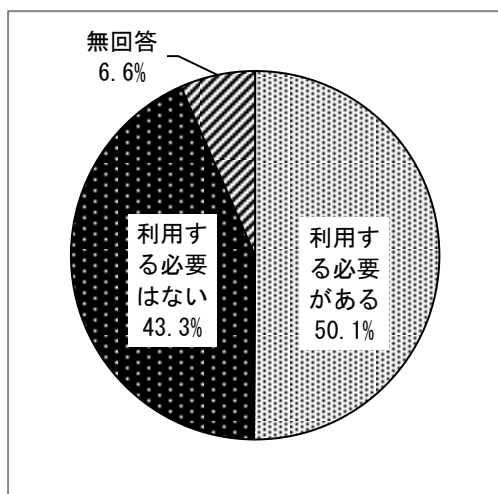


《就学児》

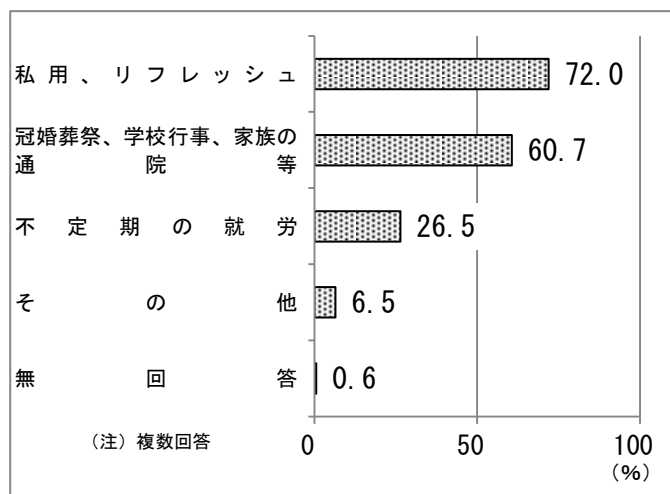


【一時預かりを利用したいと考える保護者の割合及び利用目的】

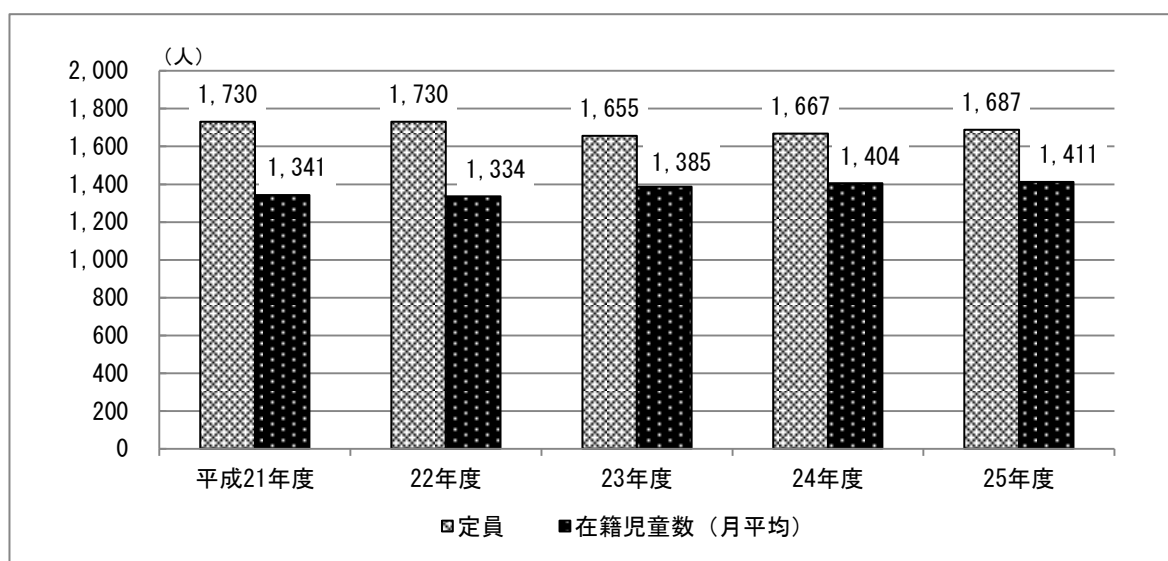
《一時預かりを利用したいと考える保護者の割合》



《利用する必要があると答えた方の利用目的》



【学童クラブの定員及び在籍状況の推移（地域支えあい推進室統計）】



■ 目指す姿

- ・すべての子育て家庭が必要とするサービスを受けることができます。
- ・子どもの年齢、保護者の就労など状況に応じた児童の放課後対策が図られ、保護者は安心して就労でき、子どもは安全な環境で放課後を過ごせています。

目標達成に向けた主な取組み

(1) 頼りになる子育て支援サービスの提供

①利用者支援事業の実施（★13）

新規・拡充

【地域ケア分野、地域活動推進分野】

すこやか福祉センターで、子育ての相談や地域の子育て支援に関する情報提供とともに、幼稚園や保育施設などの利用について、子育て家庭の状況に応じた個別のプランを作成するなど、必要とするサービスが利用できるよう支援します。

②一時的に必要となる養育・保育サービスの提供（★14）

【子育て支援分野】

保護者が入院や出産などで子どもを養育できないときに、一時的な宿泊を伴う養育支援（子どもショートステイ事業）や、保護者が仕事や病気などの理由により夜間の時間帯において一時的に児童を養育することが困難な場合に行う養育支援（トワイライトステイ事業）を、区内の専用施設で実施します。

また、保護者の急な傷病や出産による入通院、育児疲れなどにより家庭で保育ができない場合に、区内保育園で一時的に日中の保育を行います（一時保育事業）。

③休日保育（再掲 2-1）

④ファミリー・サポート事業（★15）

【子育て支援分野】

子育てを援助したい人と援助を受けたい人を会員として組織し、会員間の相互援助活動の調整、及び運営を中野区社会福祉協議会に委託して行います。

⑤ひとり親家庭への支援

【子育て支援分野】

小学生以下の子どもがいるひとり親家庭の保護者が傷病などの場合に、ホームヘルパーを派遣するホームヘルプサービスや、母子家庭等の母親や父親が就業につながる能力開発のために教育訓練指定講座を受講した場合の自立教育訓練給付金、資格取得のために養成機関において就業する場合の高等職業訓練促進給付金等の支給を行います。

また、医療費の自己負担分の助成（※）や、児童扶養手当（※）を支給します。

⑥放課後児童健全育成事業（学童クラブ）（★16）

新規・拡充

【地域ケア分野】

利用対象児童を小学生までとするとともに、民間学童クラブを誘致し特色ある学童クラブを増やします。また、利用ニーズに合わせた取組みを進めます。

⑦病児・病後児保育、病児対応（ファミリー・サポート事業）（2-1 再掲）

⑧乳幼児医療費助成・子ども医療費助成（※）

【子育て支援分野】

就学前の乳幼児及び小学生から中学生までの子どもの医療費（乳幼児医療費助成、子ども医療費助成）の自己負担分を助成します。

⑨児童手当、児童育成手当等（※）

【子育て支援分野】

15 歳到達の年度末までの子どもの保護者に支給する児童手当や児童育成手当などにより、経済的負担の軽減を図ります。

⑩就学援助（※）

【学校教育分野】

児童・生徒の保護者に対し、学用品、給食費、移動教室など就学に必要な経費を援助します。

（※）所得制限など条件あり

成果指標と目標値

指標	平成 25 年度 実績	平成 31 年度 目標値
《指標 1》 必要なときに子どもを預けることができた保護者の割合	77.5%	100%

★印のある項目は、子ども・子育て支援法に定められた事業です。第 4 章（65 ページ～）において、需要見込みと確保方策を定めています。

〈目標Ⅱ 取組みの柱 2 における子ども・子育て支援法に定められている事業〉

★13 利用者支援事業【71 ページ】

★14 子育て短期支援事業（子どもショートステイ）【77 ページ】、一時預かり事業（一時保育、短期特例保育）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）【79 ページ】

★15 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート事業）【79 ページ】

★16 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）【83 ページ】

目標Ⅲ 地域に生まれ豊かに育つ子どもたち

取組みの柱

- 1 子どもや子育て家庭と地域の連携の強化
- 2 子どもの安全を守る活動の充実

取組みの柱 1

子どもや子育て家庭と地域の連携の強化

現状と課題

区内の世帯に占める単身世帯の割合は、全世帯の60%となっています。また、地域活動に参加していない人の割合が60%を超えており、地域のコミュニティづくりの充実が課題となっています。

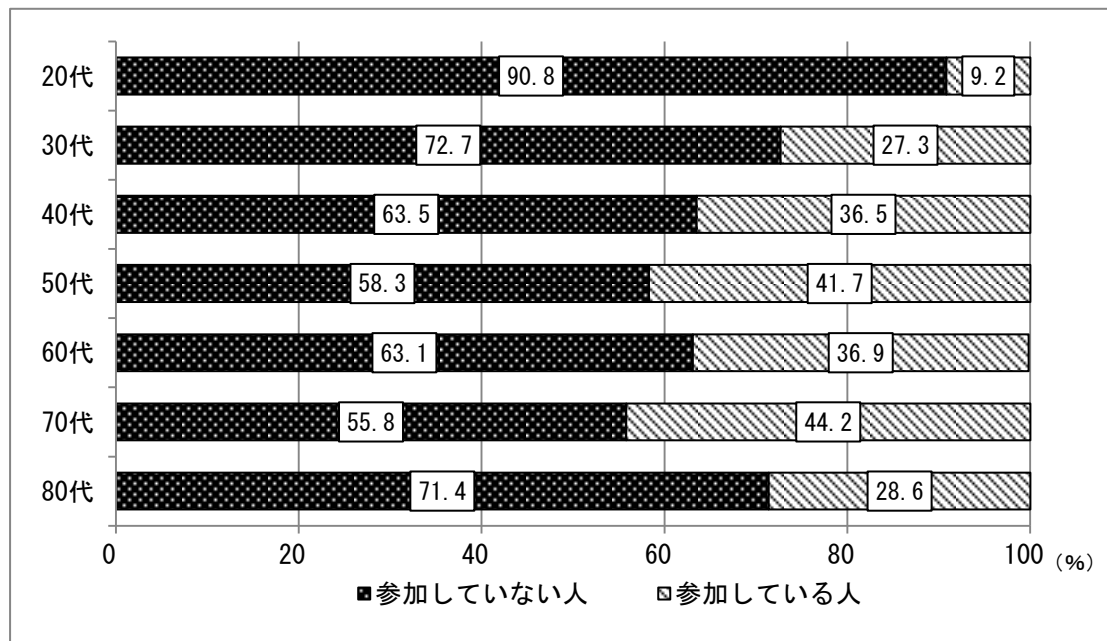
子どもは、保護者だけでなく、地域の大人たちに見守られながら、さまざまな体験をすることで、心豊かに成長することができます。地域では、青少年育成地区委員会、町会・自治会、商店街などの活動が活発に行われていますが、子育て支援活動に関心な大人が増えており、地域の育成団体においては、慢性的な人材不足の状況があります。

このような状況を改善するためには、学校を含めた地域の中で子どもと子育て家庭の問題・課題を共有し、解決に向けた取組みを進めるための拠点づくりが必要です。そして、そこに集まる人々が活動を通じて、お互いのつながりを深め、地域への愛着を育むことで、新たな活動の担い手が生まれ、地域全体で子どもの育ちを見守る環境が整えられることが求められています。

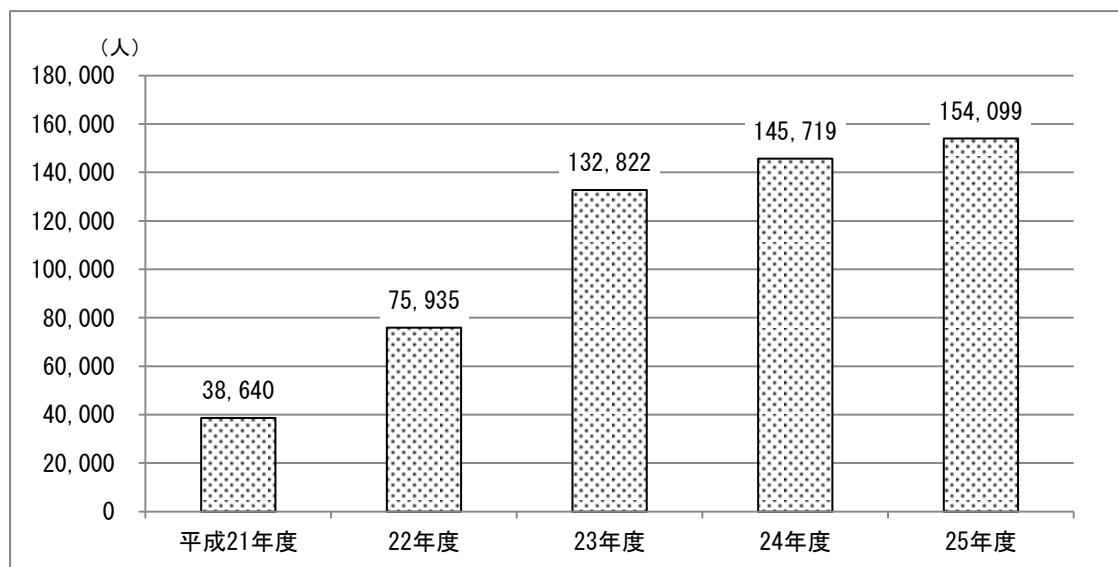
また、子どもたちのすこやかな自己形成や社会的自立を促すコミュニケーション能力を醸成するためには、学校と地域の連携した活動により子どもの社会参加や自らの意見を表明する場が確保され、社会全体で受け止める体制をつくることも大切です。

さらに、放課後の居場所としてのキッズ・プラザ*や、放課後子ども教室*等の充実により、すべての子どもが等しく豊かな体験ができる環境づくりを進める必要があります。

【地域活動への参加状況（平成 25 年度保健福祉に関する意識調査）】



【キッズ・プラザ利用状況（地域支えあい推進室統計）】



■ 目指す姿

- ・ すこやか福祉センター、子ども施設、学校と地区懇談会や次世代育成委員*などの地域の活動が連携し、地域全体で子どもと子育て家庭を見守っています。
- ・ 活動の中で新たな地域人材が増え、地域の育成活動が広がっています。
- ・ 放課後の安全な居場所が整い、地域の協力を得ながら、子どもたちが、さまざまな体験・活動をする機会が広がっています。

■ 目標達成に向けた主な取組み

(1) すこやか福祉センターを中心とした子育て・子育て支援のネットワークの強化

① すこやか福祉センターにおける子育て支援活動の情報提供 (★17)

新規・拡充

(利用者支援事業・地域子育て支援拠点事業の拡充)

【地域ケア分野、地域活動推進分野】

子育て相談や子育て支援に関する活動の情報提供を行うとともに、個別の利用プランを作成し、子育て家庭の状況に応じた教育・保育や子育て支援サービスをコーディネートします。

また、すこやか福祉センターをはじめ、商店街などの子育て家庭の親子が集える身近な場において地域子育て支援拠点事業(子育てひろば事業)を実施し、子育て家庭が交流や子育ての相談を気軽に行える環境を整えます。

さらに、地域で子育てひろば事業や乳幼児親子の居場所づくり事業を実施する団体の情報の収集及び共有などにより事業間の連携を図り、子育て支援ネットワークを強化するなど、子育て家庭の孤立感や子育ての負担感の解消を図る取組みを進めます。

② 地域ぐるみで子育てを行うための連携強化

【地域ケア分野】

中学校区単位に設置した地区懇談会では、子どもと子育て家庭をめぐる課題や、家庭・地域・学校の連携に関する課題の解決に向けて、協議やさまざまな取組みを行います。

今後進められる学校の再編に合わせて地区懇談会の地区割りを見直し、家庭・地域・学校が連携した活動を活性化します。

また、子育てや子どもの育ちを支援する地域の連携づくりに向けて、連携の要となる次世代育成委員の地域との関わりを深め、活動の充実を図ります。

(2) 子どもの充実した活動の推進と将来の地域人材の育成

① 放課後の子どもの居場所づくり事業 (★18)

新規・拡充

(放課後児童健全育成事業<学童クラブ>、放課後子ども教室)

【地域ケア分野】

民間学童クラブの誘致により、放課後の子どもたちの居場所を拡充するとともに、特色ある学童クラブ事業の充実を図ります。

放課後や学校休業日に小学校施設等を活用して、地域のボランティアの協力を得ながら、地域・学校・行政が連携し、学習やスポーツ、交流など子どものさまざまな体験・活動の機会を広げるため、放課後子ども教室の充実を図ります。

また、現在 8 つの小学校で実施しているキッズ・プラザ事業については、すべての子どもが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験や活動ができる居場所づくりを進める放課後子ども総合プランの推進を図るため、全小学校への整備を進め、学童クラブ事業と一体的に実施していきます。

② 中高生への健全育成事業（ハイティーン会議等）

【子育て支援分野】

中高生の社会参加を支援するとともに、自らの考えを発表する機会・場を提供する事業の充実を図ります。

成果指標と目標値

指標	平成 25 年度 実績	平成 31 年度 目標値
《指標 1》 地域子育て支援拠点事業の利用により地域とのつながりができたと考える乳幼児保護者の割合	—	80%

★印のある項目は、子ども・子育て支援法に定められた事業です。第 4 章（65 ページ～）において、需要見込みと確保方策を定めています。

〈目標Ⅲ 取組みの柱 1 における子ども・子育て支援法に定められている事業〉

★17 利用者支援事業【71 ページ】、地域子育て支援拠点事業【72 ページ】

★18 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）【83 ページ】

現状と課題

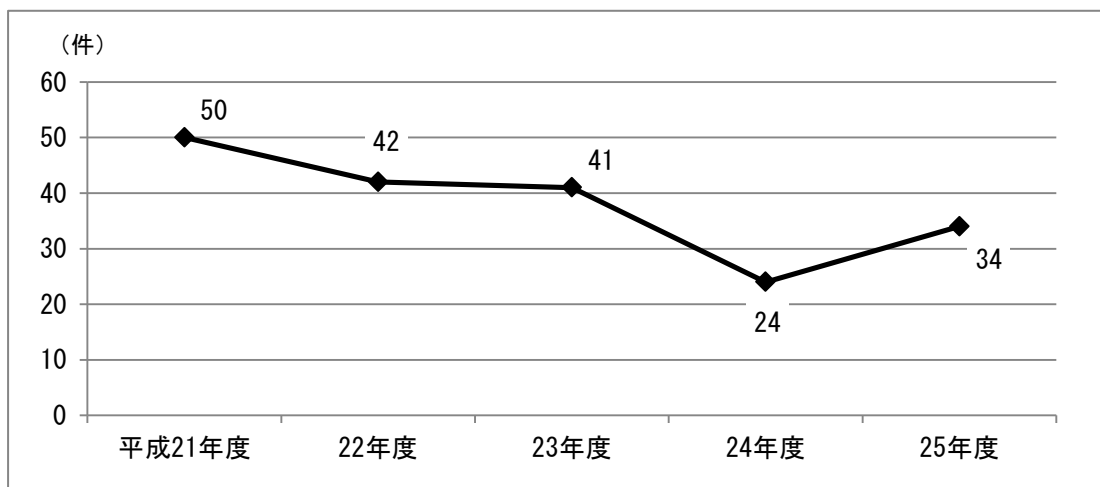
区内では「不審者から声をかけられた」「ちかん行為の被害に遭った・遭いそうになった」などの被害が発生しています。子どもの犯罪被害を未然に防止するため、区の青色灯防犯パトロールカーによるパトロール、町会でのパトロール活動やPTA連合会による子ども110番の家事業など、さまざまな取組みを行っています。

また、子どもの交通事故は、件数としては減少傾向にありますが、引き続き、交通安全指導や地域の交通安全活動への支援を充実していく必要があります。

一方、インターネットを通じた事件では、子どもが被害者となるケースが増えています。特に、出会い系サイト*の被害を受けた子どもの97%以上がアクセス手段として携帯電話を利用しているなど、電子モバイル機器*を利用した犯罪が増えています。また、インターネットや携帯電話の利用が急速に普及する中、大人の知らないところで、子どもが誹謗・中傷を受けるといった被害も発生しています。さらに、薬物乱用のケースも増加傾向にあります。

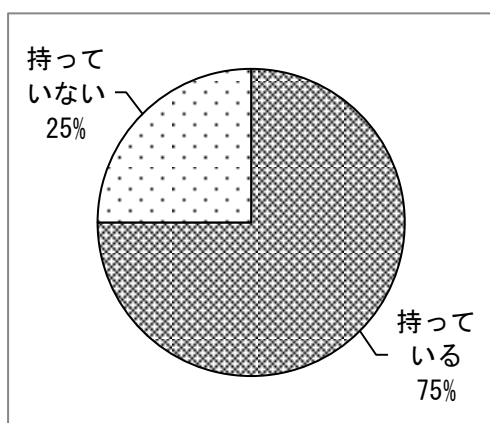
区教育委員会が平成26年5月に、区立小学校4～6年生及び区立中学校1～3年生を対象に実施した、「携帯電話、スマートフォン、通信機能付き携帯ゲームの利用状況等について」の調査において、自分専用の携帯電話等を持っている児童・生徒のうちフィルタリング等を設定している小学生は41%、中学生は45%でした。また、「フィルタリングがかけられているかわからない」と回答した小学生は43%、中学生は33%となっています。さらに、「知らない人と会話やメッセージのやり取りをしたことがある」と回答した小学生は23%、中学生は45%で学年が上がるにつれて増加しています。今後、ネット社会における匿名性がもたらす危険等について、児童・生徒への指導とともに、保護者への意識啓発に取り組む必要があります。

【子どもの交通事故発生件数（警視庁統計）】

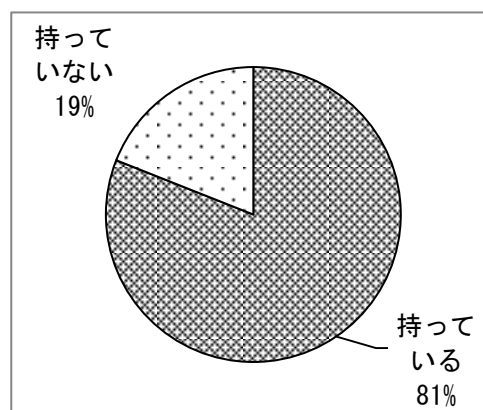


【児童・生徒の携帯電話等所持率（平成 26 年度教育委員会事務局調査）】

◆小学校 4～6 年生

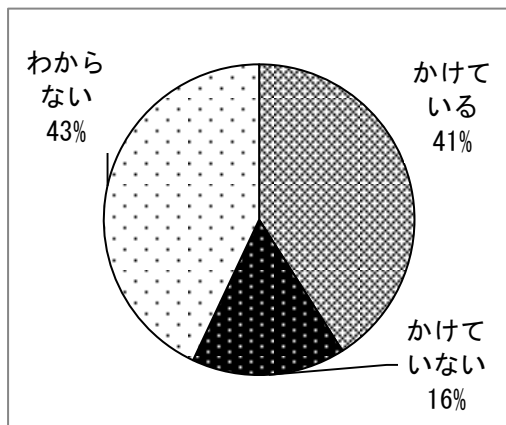


◆中学校 1～3 年生

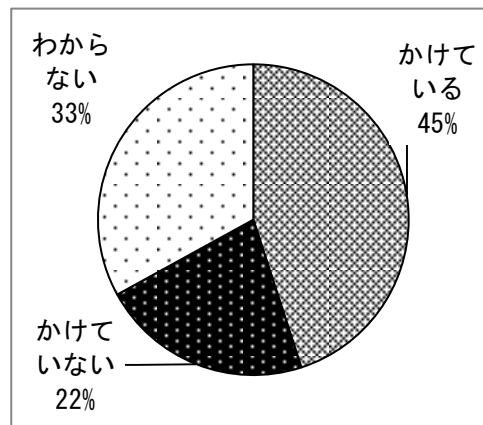


【フィルタリング等をかけている児童・生徒の割合（平成 26 年度教育委員会事務局調査）】

◆小学校 4～6 年生

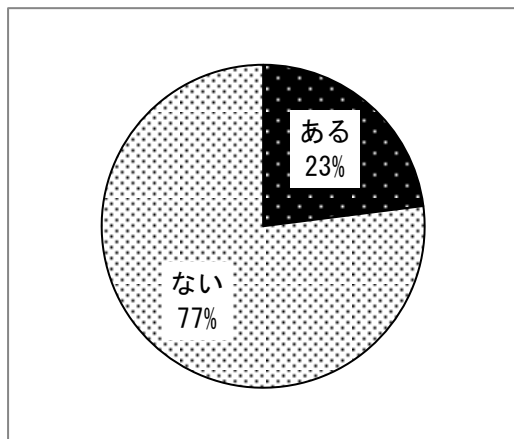


◆中学校 1～3 年生

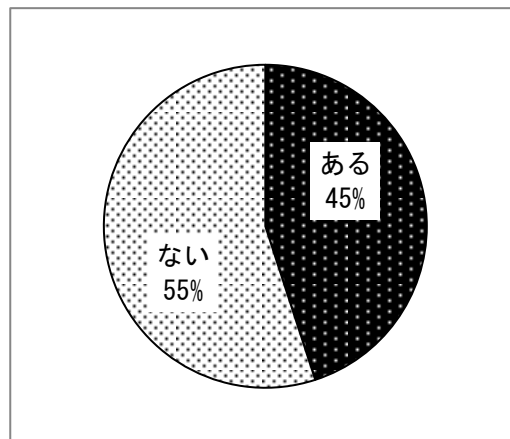


【知らない人と会話やメッセージのやり取りをしたことがある児童・生徒の割合
(平成 26 年度教育委員会事務局調査)】

◆小学校 4～6 年生



◆中学校 1～3 年生



■ 目指す姿

- ・子どもたちは、日常生活の中で、交通安全のルールや防犯意識を身につけ、犯罪などに巻き込まれない力が培われています。
- ・家庭と学校が連携し、情報モラルに関する教育を推進することにより、インターネットを通じた被害から子どもが守られています。

■ 目標達成に向けた主な取組み

(1) 防犯・防災知識の習得と防犯力の向上

① 中高生を対象とした防災訓練の推進

【防災・都市安全分野】

地域の防災活動のリーダーとして活躍できる中学生、高校生向けの防災訓練の学校等での実施を推奨、支援します。

② 事故や犯罪被害の防止

【学校教育分野、防災・都市安全分野】

児童の通学路への防犯カメラの設置や、家庭、学校、地域、警察署等と連携した通学路点検の実施により、事故や犯罪被害の防止を図ります。

安全・安心（防犯）メールによる適切な情報発信や、地域団体等による防犯パトロールを推進していくとともに、警察署をはじめとする関係機関との連携強化を図ることにより、安全で安心なまちづくりを進めていきます。

③ 子どもに対する交通安全指導（保・幼・小）、セーフティ教室（学校）

【防災・都市安全分野】

警察署やPTA等と協力し、自転車点検や安全指導などの交通安全教室を各小学校で実施します。小・中学校では、児童・生徒の健全育成の活性化を図るとともに、警察等関係機関及び保護者・地域と連携して犯罪被害防止教育の一層の充実を図ります。

④ 情報モラル教育の推進、保護者への啓発推進

【学校教育分野】

各学校において、ファミリールール講座*等を活用した情報モラル教育*を実施し、保護者への啓発を図っていきます。また、児童・生徒の携帯電話・スマートフォン等の利用状況を把握したうえで、情報モラル教育を実施していきます。

成果指標と目標値

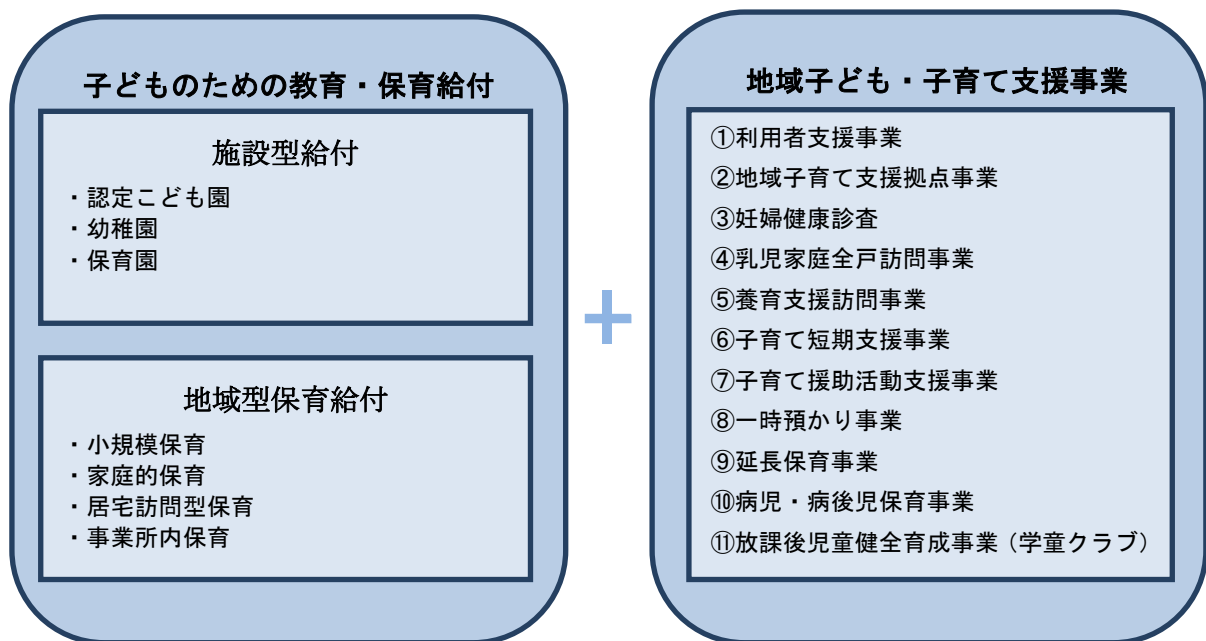
指標	平成 25 年度 実績	平成 31 年度 目標値
《指標 1》 子ども（中学生以下）の交通事故件数	34 件	減少
《指標 2》 携帯電話などの使い方のルールを家族で決めている児童・生徒の割合	—	小学生 90% 中学生 80%

第4章 需要見込みと確保方策

1 需要見込みと確保方策

区は、幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する計画区域を設定し、現在の利用状況や今後の利用希望などを踏まえた「需要見込み」と「確保方策」を定め必要なサービスを提供していきます。

需要見込みと確保方策を定める事業



■ 子どものための教育・保育給付

(1) 施設型給付

施設型給付は、「認定こども園」「幼稚園」「保育園」が対象になり、以下の給付構成が基本になります。

○満3歳以上の子どもに対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

○満3歳未満の子どもの保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

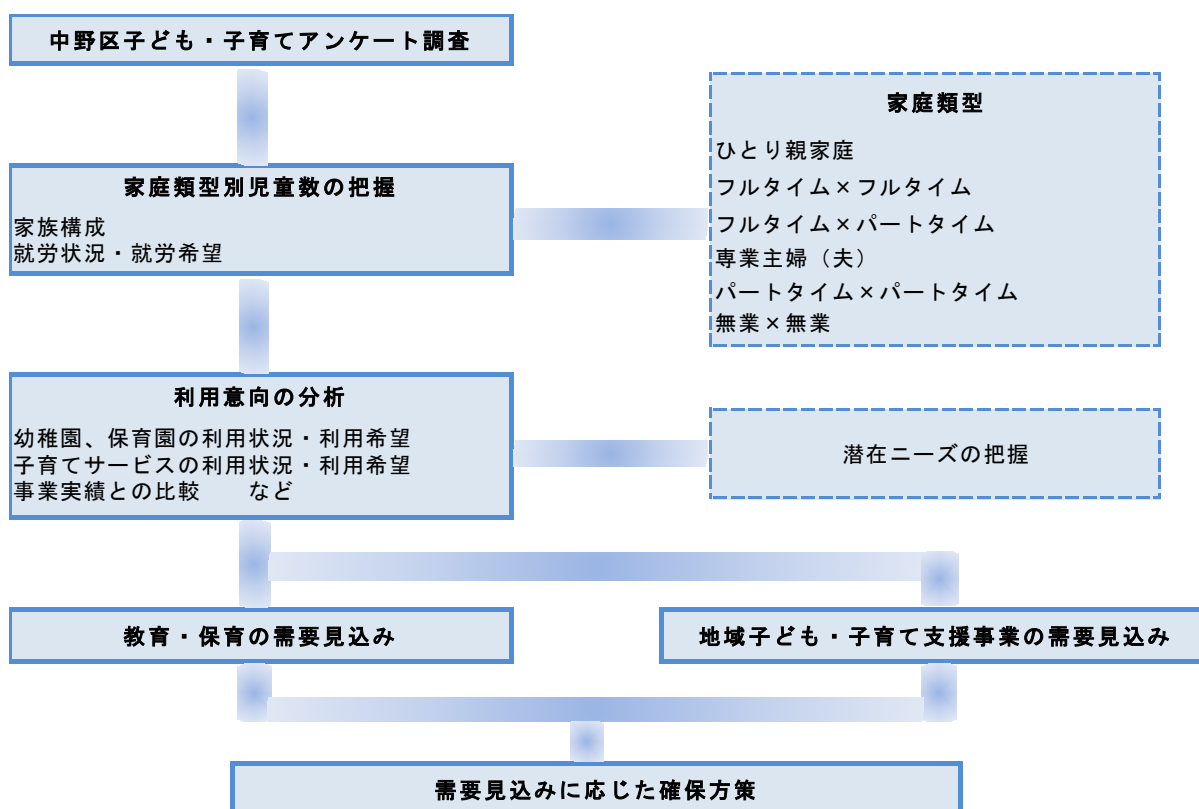
(2) 地域型保育給付

地域型保育給付は、新制度に基づき、新たに区が認可を行う地域型保育事業が対象になります。

地域型保育事業	
小規模保育事業	保育園に比べ、小規模な環境（定員6人以上19人以下）で保育を実施する事業
家庭的保育事業	家庭的な雰囲気のもと、少人数（定員5人以下）で保育を実施する事業
居宅訪問型保育事業	病気や障害などの理由から、保育施設で集団保育が難しい場合に、保護者の自宅で1対1の保育を実施する事業
事業所内保育事業	事業所の保育施設などで、従業員の子供と地域の子供を一緒に保育する事業

需要見込みの基本的な算出方法

幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の需要見込みは、子どもの保護者を対象に実施した「中野区子ども・子育てアンケート調査」の結果や区の実状に応じて推計します。



計画区域の設定

区全域を1つの区域として設定し、幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

2 幼児期の学校教育・保育の需要見込みと確保方策

計画期間における幼児期の学校教育・保育の需要見込みと確保方策は、保育の必要性の認定区分ごとに定めます。※ただし、3号認定は0歳と1～2歳に区分

■ 保育の必要性の認定区分

保育の必要性の認定は、子どもの保護者の申請を受けた区が客観的基準に基づき、以下の3つの区分で認定します。

区 分		利用施設
1号認定	満3歳以上 幼児期の学校教育	認定こども園、幼稚園
2号認定	満3歳以上 保育の必要性あり	認定こども園、保育園
3号認定	満3歳未満 保育の必要性あり	認定こども園、保育園、地域型保育事業

■ 確保方策の考え方（今後の方向性）

幼児期の学校教育・保育の需要については、区内の教育・保育施設の現状を考慮して以下の考え方にに基づき、必要な施設や定員を確保していきます。

①民間活力を活かした保育施設の整備

区立保育園の民営化や私立保育園の誘致を進めるとともに、小規模保育事業を中心に整備を進めることで、保育需要に対応します。

②認定こども園への転換に向けた支援

認定こども園へ転換する幼稚園について、円滑な施設運営が行えるよう必要な支援を行います。

③認可保育施設への転換に向けた支援

保育園や地域型保育事業へ転換する認可外保育施設について、必要な支援を行います。

④私立幼稚園における一時預かり事業の実施

教育時間の前後や長期休業中の保育需要に対応するため、在園児を対象とした一時預かり事業を進めます。

■ 計画期間における新規確保方策（新規施設は年度末までに開園する施設数）.....

幼児期の学校教育、保育の新規方策

計画年度	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
新規方策の内容	新規施設	施設合計	新規施設	施設合計	新規施設	施設合計
認定こども園	—	2園	—	2園	—	2園
幼稚園※1	—	24園	—	23園	私立幼稚園閉園 ▲1	22園
保育園※2	—	39園	7園	45園	2園	47園
小規模保育、家庭的保育等 （地域型保育事業）※3	—	16事業	小規模保育 8事業 家庭的保育 ▲1	23事業	—	23事業
認証保育所等 （認可外保育施設）	—	20園	—	20園	認証保育所から 保育園へ移行 ▲2園	18園

計画年度	平成29年度		平成30年度		平成31年度	
新規方策の内容	新規施設	施設合計	新規施設	施設合計	新規施設	施設合計
認定こども園	—	2園	—	2園	—	2園
幼稚園※1	—	22園	—	22園	—	22園
保育園※2	2園	49園	2園	51園	2園	53園
小規模保育、家庭的保育等 （地域型保育事業）※3	小規模保育 2事業	25事業	小規模保育 1事業	26事業	小規模保育 1事業	27事業
認証保育所等 （認可外保育施設）	認証保育所から 保育園へ移行 ▲1園	17園	認証保育所から 保育園へ移行 ▲1園	16園	認証保育所から 保育園へ移行 ▲1園	15園

※1 平成26年度は幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園の幼稚園部分含む。

平成27年度以降は幼稚園型認定こども園のみ含む。

※2 平成26年度は幼保連携型認定こども園の保育園部分含む。平成27年度以降は含まない。

※3 小規模保育、家庭的保育等は3号認定が対象の事業

□ 認定区分ごとの需要見込みと確保方策（確保方策は年度末の数値）

（１）幼児期の学校教育…認定こども園、幼稚園

1号認定…満3歳以上

需要見込みと確保方策

計画年度	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	1号	※2号	1号	※2号	1号	※2号	1号	※2号	1号	※2号
需要見込み（人）	3,158		3,112		3,018		2,924		2,758	
	2,794	364	2,754	358	2,670	348	2,587	337	2,440	318
確保方策（人）	3,867		3,797		3,797		3,797		3,797	
認定こども園、区立幼稚園 （施設型給付）	370		370		370		370		370	
私立幼稚園	3,497		3,427		3,427		3,427		3,427	
前年度からの増減（人）	—		▲70		—		—		—	
認定こども園、区立幼稚園 （施設型給付）	—		—		—		—		—	
私立幼稚園	—		▲70		—		—		—	

※共働き家庭など、保育の必要性は2号認定の要件であるが、実際は幼稚園を利用する者

（２）保育…認定こども園、保育園、地域型保育事業、認可外保育施設

2号認定…満3歳以上

需要見込みと確保方策

計画年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要見込み（人）	2,367	2,457	2,510	2,560	2,543
確保方策（人）	2,641	2,669	2,729	2,779	2,829
認定こども園、保育園	2,510	2,564	2,637	2,700	2,763
認証保育所等 （認可外保育施設）	131	105	92	79	66
前年度からの増減（人）	404	28	60	50	50
認定こども園、保育園	404	54	73	63	63
認証保育所等 （認可外保育施設）	—	▲26	▲13	▲13	▲13

3号認定…0歳

需要見込みと確保方策

計画年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要見込み（人）	646	638	662	681	698
確保方策（人）	665	659	683	695	707
認定こども園、保育園	416	428	449	464	479
小規模保育、家庭的保育等 （地域型保育事業）	65	65	77	83	89
認証保育所等 （認可外保育施設）	184	166	157	148	139
前年度からの増減（人）	113	▲6	24	12	12
認定こども園、保育園	73	12	21	15	15
小規模保育、家庭的保育等 （地域型保育事業）	40	0	12	6	6
認証保育所等 （認可外保育施設）	—	▲18	▲9	▲9	▲9

3号認定…1、2歳

需要見込みと確保方策

計画年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要見込み（人）	2,115	2,087	2,134	2,186	2,235
確保方策（人）	2,116	2,116	2,172	2,208	2,244
認定こども園、保育園	1,571	1,607	1,657	1,699	1,741
小規模保育、家庭的保育等 （地域型保育事業）	162	162	186	198	210
認証保育所等 （認可外保育施設）	383	347	329	311	293
前年度からの増減（人）	351	0	56	36	36
認定こども園、保育園	240	36	50	42	42
小規模保育、家庭的保育等 （地域型保育事業）	111	0	24	12	12
認証保育所等 （認可外保育施設）	—	▲36	▲18	▲18	▲18

3 地域子ども・子育て支援事業の需要見込みと確保方策

利用者支援事業

事業概要

子ども及びその保護者の身近な場所で、幼稚園や保育施設、地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

現状の取組み

区内4か所のすこやか福祉センターにおいて、子育てに関する相談・助言や地域の子育てサービスの情報提供等を行っています。

需要見込みと確保方策

《今後の方向性》

- ① すこやか福祉センターにおいて、子育ての相談・助言を実施するとともに、地域の子育て支援、幼稚園や保育施設等への入所や利用に関する情報提供を行うなど、子育て家庭が状況に応じて必要なサービスを利用できるよう支援します。
- ② すこやか福祉センターで利用者支援事業と地域子育て支援拠点事業を一体的に実施します。

需要見込みと確保方策

(確保方策は年度末の数値)

計画年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要見込み(箇所)	4	4	4	4	4
確保方策(箇所)	4	4	4	4	4

地域子育て支援拠点事業

事業概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

現状の取組み

中部すこやか福祉センター、児童館 13 館、U18 プラザ 3 館で実施しているほか、「中野区子育てひろば事業補助要綱」に基づき、乳幼児親子の交流の場づくりや相談・助言等を実施している団体に地域子育て支援拠点事業に係る経費を補助しています。

需要見込みと確保方策

《今後の方向性》

- ① 中部すこやか福祉センターで一体的に実施している利用者支援事業と地域子育て支援拠点事業を、平成 28 年度から南部すこやか福祉センターにおいても施設の移転整備に伴い実施し、地域との連携やコーディネート機能を強化することで、子どもと子育て家庭への支援を充実します。

また、北部すこやか福祉センターと鷺宮すこやか福祉センターでは、施設の本格移転整備に伴い実施します。

※なお、すこやか福祉センターでの新規実施にあわせ事業実施箇所の見直しを行います。

- ② すこやか福祉センター管内に 40～70 人（1 か所あたり）が利用できる場を複数箇所確保します。

需要見込みと確保方策

（確保方策は年度末の数値）

計画年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要見込み（人回）	198,819	192,503	191,202	189,837	188,157
確保方策（箇所）	19	20	20	20	20

妊婦健康診査

事業概要

妊婦の健康保持・増進及び経済的負担を軽減する事業

現状の取組み

妊婦に必要な健康診査を医療機関に委託し、実施しています。妊娠届の提出の際に母子健康手帳とともに妊婦健康診査 14 回分と妊婦超音波検査 1 回分の受診票を交付しています。

また、都外や助産院等の受診票が使用できない機関で受診した場合は、償還払いを実施しています。

需要見込みと確保方策

《今後の方向性》

妊婦健康診査を医療機関に委託し、引き続き、妊婦の健康保持等を確保するとともに、受診率の向上に努めます。

需要見込みと確保方策

計画年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要見込み（人）	2,750 健診回数38,500	2,728 健診回数38,192	2,718 健診回数38,052	2,691 健診回数37,674	2,659 健診回数37,226
確保方策	①実施場所 「東京都委託妊婦健康診査取扱医療機関」の標示がある医療機関 ②検査項目 ≪1回目≫問診、体重測定、尿検査（糖・蛋白定性）、血圧測定 血液検査（血液型（ABO/Rh）・貧血・血糖・不規則抗体） 梅毒（梅毒血清反応検査）、B型肝炎（HBs抗原検査） 風疹（風疹抗体価検査） ≪2回目以降≫ 【毎回実施】 問診、体重測定、血圧測定、尿検査、保健指導 【各回選択】 貧血、クラミジア抗原、C型肝炎、HTLV-1抗体、経膈超音波検査 血糖、B群溶連菌、NST（ノン・ストレス・テスト）、妊婦超音波検査 ※妊娠週数に応じて選択				

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

事業概要

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、養育環境等の把握や子育て支援に関する情報提供を行う事業

現状の取組み

区職員及び区から委託を受けた訪問指導員が訪問し、家庭の状況、さまざまな不安や悩み、健康状態等を把握するとともに、子育てに関する相談や情報提供を行います。

また、訪問において継続的な支援の必要性が認められた場合は、すこやか福祉センター等の専門職員が相談・支援を継続し、必要に応じて適切な子育て支援サービスにつなげています。

需要見込みと確保方策

《今後の方向性》

- ① 出産後、早期に訪問を実施し、適切な相談・支援につなげます。
- ② 乳児家庭全戸訪問事業などの母子保健事業と地域子育て支援拠点事業の連携の充実を図ります。

需要見込みと確保方策

計画年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要見込み（人）	2,128	2,111	2,102	2,081	2,055
確保方策	①実施体制 区職員、訪問指導員（看護師、助産師、保健師） ②実施機関 各すこやか福祉センター				

養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)

事業概要

(1) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を実施する事業

(2) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童等の適切な保護を図るために、関係機関が必要な情報を共有し、支援の内容に関する協議や進行管理を行う事業

現状の取組み

(1) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等で特に養育支援の必要が認められる家庭について、すこやか福祉センターが関係機関等との連携を図り、訪問やヘルパー派遣による支援を実施しています。

(2) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護のため、「中野区要保護児童対策地域協議会」を設置しています。子ども家庭支援センターが調整機関となり、関係機関との連携や情報共有を図るとともに、個別ケース検討会議等を開催し、具体的な支援を検討・実施しています。

需要見込みと確保方策

(1) 養育支援訪問事業

《今後の方向性》

適切な養育支援を実施するため、関係機関との連携強化や支援内容の充実を図り、引き続き、養育支援訪問事業を実施します。

需要見込みと確保方策

計画年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要見込み（人日）	998	1,022	1,048	1,074	1,101
確保方策	①養育支援が必要な家庭の把握 乳児家庭全戸訪問事業、すこやか福祉センター等関係機関との連携 ②訪問相談 保健師等の訪問による助言、経過観察 ③ヘルパーによる支援 養育支援ヘルパー、育児支援ヘルパーを派遣し、養育環境の改善に向けた支援を実施				

(2) 子どもを守る地域ネットワーク事業

《今後の方向性》

すこやか福祉センターの管内ごとに要保護児童サポート会議を開催し、地域ごとにきめ細かな要保護児童対策を推進します。

特に虐待ケースについての進行管理を行い、必要に応じて適切な支援につなげます。

要保護児童対策地域協議会の運営

計画年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施体制	代表者会議…原則年 1 回開催 要保護児童サポート会議…原則年 3 回開催 ※すこやか福祉センターの管内ごと 個別サポート会議…必要に応じて随時開催 実務者研修の実施				

子育て短期支援事業(子どもショートステイ)

事業概要

保護者が、入院や出張・親族の看護などにより一時的に子どもの養育ができない場合に、児童福祉施設において宿泊を伴う養育を行う事業

現状の取組み

保護者の入院などで子どもの養育が困難となった場合に、区が委託した乳児院（0歳以上3歳未満）と母子生活支援施設*（3歳から中学校3年生まで）の2施設で実施しています。

需要見込みと確保方策

《今後の方向性》

保護者の状況等に応じて必要なサービスが提供できるよう、引き続き、子どもショートステイを実施します。

需要見込みと確保方策

（確保方策は年度末の数値）

計画年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要見込み（人日）	406	511	644	812	1,022
確保方策（人日）	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095

■ 幼稚園における一時預かり事業

事業概要

通常の教育時間の前後や長期休業期間中において幼稚園の在園児を対象に一時的に預かる事業 ※地域子ども・子育て支援事業として新たに創設

現状の取組み

私立幼稚園 22 園（うち認定こども園 2 園）、幼稚園類似施設 1 園で預かり保育を実施しています。また、「私立幼稚園等預かり保育推進補助金交付要綱」に基づき、預かり保育に係る経費を補助しています。

需要見込みと確保方策

《今後の方向性》

- ① 新たに創設された一時預かり事業を進めます。
- ② 私立幼稚園で実施する預かり保育事業への経費補助は、引き続き実施します。

需要見込みと確保方策

（確保方策は年度末の数値）

計画年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要見込み（人日）	131,962	129,886	125,905	122,178	115,271
1号認定	45,574	44,922	43,552	42,198	39,800
※2号認定	86,388	84,964	82,353	79,980	75,471
確保方策（人日）	131,962	129,886	125,905	122,178	115,271

※共働き家庭など、保育の必要性は2号認定の要件であるが、実際は幼稚園を利用する者

一時預かり事業(一時保育、短期特例保育)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート事業)

事業概要

(1) 一時保育、短期特例保育

乳幼児を養育している保護者が一時的に保育できない場合に、保護者に代わって日中の保育を認可保育所において行う事業

(2) トワイライトステイ

保護者が仕事、病気などの理由により夜間の時間帯において、子どもの養育が一時的に困難な場合に児童福祉施設で預かる事業

(3) ファミリー・サポート事業

子育ての援助を受けたい方(利用会員)と子育ての援助をしたい方(協力会員)が会員になり、仕事や急な用事等で子どもの世話ができない時に、会員相互が助け合いながら子育てをする相互援助活動に関する連絡・調整等を行う事業

※会員には利用会員と協力会員のほか、両方会員(子育ての援助を受けながら、自らも援助活動をしたい方)がいる。

現状の取組み

(1) 一時保育、短期特例保育

一時保育専用室がある区立保育園 2 園、私立保育園 7 園において実施している他、区立保育園 16 園で定員に空きがある場合に実施しています。

特に利用要件を問わない一時保育と保護者が病気などの場合に利用できる短期特例保育があります。

(2) トワイライトステイ

母子生活支援施設(3 歳から小学校 6 年生まで)で実施しています。

(3) ファミリー・サポート事業

保育園・幼稚園・学童クラブ等への送迎や保護者の外出時の一時的な保育など、子育ての相互援助活動に関する連絡・調整等を中野区社会福祉協議会に委託して実施しています。

需要見込みと確保方策

《今後の方向性》

- ① 保護者の病気や出産等の緊急の理由や育児疲れ等の多様なニーズに対応するため、平成 27 年度中に私立保育園 2 園で一時保育を新たに実施し、子育てサービスの拡充を図ります。
- ② 保護者の状況等に応じて必要なサービスが提供できるよう、引き続き、トワイライトステイ、ファミリー・サポート事業を実施します。
- ③ ファミリー・サポート事業について、利用会員と協力会員のマッチングを促進するため、事業の周知を図るなど、会員の確保に努めます。

(1) 一時保育、ファミリー・サポート事業（未就学児童）、トワイライトステイ

需要見込みと確保方策					(確保方策は年度末の数値)
計画年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要見込み（人日）	22,411	22,231	22,085	21,930	21,482
確保方策（人日）	23,477	24,927	24,927	24,927	24,927
一時保育	14,070	15,520	15,520	15,520	15,520
ファミリー・サポート事業 （未就学児童）	9,114	9,114	9,114	9,114	9,114
トワイライトステイ	293	293	293	293	293

(2) ファミリー・サポート事業（就学児童）

需要見込みと確保方策					(確保方策は年度末の数値)
計画年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要見込み（人日）	3,064	3,064	3,064	3,064	3,064
確保方策（人日）	4,594	4,594	4,594	4,594	4,594

延長保育事業

事業概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外に保育園等で保育を実施する事業

現状の取組み

区立・私立保育園全園で実施しています。また、保護者の急な残業等に対応した延長保育のスポット利用（1日単位）を実施しているほか、認証保育所全園で13時間保育を実施しています。

需要見込みと確保方策

《今後の方向性》

保護者の就労状況等による延長保育のニーズに対応するため、引き続き、全園で実施するとともに、新たに整備する保育園等においても延長保育を実施します。

需要見込みと確保方策

（確保方策は年度末の数値）

計画年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要見込み（人）	1,938	1,958	2,005	2,051	2,070
確保方策（人）	1,938	1,958	2,005	2,051	2,070

■ 病児・病後児保育事業

事業概要

子どもが病気やけがにより集団保育等が困難な時期に、専用保育室のある施設において一時的に預かることにより、子育てと就労の両立を支援する事業

現状の取組み

病気等の回復期にある生後6か月から小学校就学前までの子どもについて、区立保育園1園、区が委託した乳児院の2施設で病後児保育を実施しています。

また、生後6か月から小学校6年生までの子どもについて、ファミリー・サポート事業において病児対応（特別援助活動）を実施しています。

需要見込みと確保方策

《今後の方向性》

病児・病後児保育の質の向上や定員の拡充を図るため、医療機関と連携し、平成29年度に病院等に付設された専用スペースで病児保育（病後児保育を含む）を実施します。

需要見込みと確保方策

（確保方策は年度末の数値）

計画年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要見込み（人日）	2,429	2,539	2,696	2,805	2,920
確保方策（人日）	2,448	2,448	3,180	3,180	3,180
病児・病後児保育	1,464	1,464	2,196	2,196	2,196
ファミリー・サポート事業 （病児対応）	984	984	984	984	984

放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

事業概要

保護者が就労等で昼間家庭にいない就学児童に対し、児童厚生施設などで放課後等に適切な遊びや生活の場を与えて、就学児童の健全育成を図る事業

現状の取組み

小学校1～3年生を対象に区立学童クラブ25か所、民間学童クラブ5か所で実施しています。また、障害等により特に保育が必要と認められる場合は小学校6年生まで利用できます。

需要見込みと確保方策

《今後の方向性》

- ① 就学児童の放課後の居場所を確保するため、学童クラブの利用希望が多い地域を中心に開設経費補助により民間事業者を誘致するなど、ニーズに応じて計画的に学童クラブを整備します。
- ② 低学年や特に配慮を要する児童など、保育の必要度が高い児童の利用ニーズへの対応を優先的にを行います。
- ③ 学童クラブの整備に合わせてキッズ・プラザ事業を推進するとともに、放課後子ども教室の充実により、放課後の居場所を確保します。

需要見込みと確保方策					
（確保方策は年度末の数値）					
計画年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要見込み（人）	2,754	2,820	2,862	2,914	2,980
低学年	1,752	1,805	1,832	1,860	1,894
高学年	1,002 (※101)	1,015 (※102)	1,030 (※103)	1,054 (※106)	1,086 (※109)
確保方策（人）	1,856	1,936	1,936	1,976	2,016
前年度からの増減（人）	160	80	—	40	40
学童クラブ開設数（箇所）	4	2	—	1	1

※高学年のうち障害等により特に保育の必要度が高い児童

資料 1 各指標の出典一覧

目 標	取 組 み の 柱	頁	指 標	成果指標の出典
目標Ⅰ すこやかに育つ子どもたち				
	1	32	3 か月児健康診査での産後うつアンケートにおけるハイリスク者の割合	地域支えあい推進室地域ケア分野データ 「3 か月児健康診査受診者アンケート調査」
	2	36	3 歳児健康診査における「う歯」（むし歯）罹患率	地域支えあい推進室地域ケア分野データ 「3 歳児歯科健康診査の受診者」
			生活習慣病予防健康診査（中学校 1 年生）における要指導生徒の割合	教育委員会事務局データ 「生活習慣病予防健康診査の受診者」
	3	39	1 年間に新たに発生する虐待の件数	子育て支援分野（子ども家庭支援センター）データ
			子育てに困難さを感じている乳幼児の保護者の割合	地域支えあい推進室地域ケア分野データ 「1 歳 6 か月児健康診査受診者調査」
	4	42	発達に支援を必要とする児童が、適切な相談・支援が受けられたと考える保護者の割合	子育て支援分野データ 「乳幼児医療助成の受給者へのアンケート調査」
			発達の心配があっても、安心して保育園や教育施設などに子どもを通わせている保護者の割合	保育園・幼稚園分野データ 「保育園の在園児保護者へのアンケート調査」
	5	45	子育てに肯定感を持つ中高生等の割合	保育園・幼稚園分野データ 「保育体験に参加した中高生アンケート調査」
			大きな戸惑いを感じることなく、子育てをしている保護者の割合	子育て支援分野データ 「乳幼児医療助成の受給者へのアンケート調査」
目標Ⅱ 充実した教育や支援に支えられる子育て家庭				
	1	51	保育サービスの内容に満足している保護者の割合	保育園・幼稚園分野データ 「保育園の在園児保護者へのアンケート調査」
			小学校 1 年生の担任から見た就学前の集団生活を通して社会性の基礎が培われていると感じる子どもの割合（平均）	保育園・幼稚園分野データ 「小学校 1 年生の担任教諭へのアンケート調査」
	2	56	必要なときに子どもを預けることができた保護者の割合	子育て支援分野データ 「乳幼児医療助成の受給者へのアンケート調査」
目標Ⅲ 地域に生まれ豊かに育つ子どもたち				
	1	60	地域子育て支援拠点事業の利用により地域とのつながりができたと考える乳幼児保護者の割合	地域支えあい推進室地域ケア分野データ 「地域子育て拠点事業等利用者アンケート調査」
	2	64	子ども（中学生以下）の交通事故件数	警視庁データ
			携帯電話などの使い方のルールを家族で決めている児童・生徒の割合	教育委員会事務局データ 「携帯電話等利用状況調査」

資料2 用語の意味

頁	用語・語句	解 説
1	子ども・子育て関連3法	幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実を目的として平成24年8月に成立した次の3つの法律のこと。「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」
14	認定こども園	0～5歳児を対象に、幼稚園と保育所両方の利点を活かして、幼児期の教育と保育を一体的に実施する施設。
	認証保育所	児童福祉法に基づく認可を受けていない保育施設のうち、東京都が施設・設備、面積、職員配置数など認可保育所に準じた独自基準を定めて認証したもの。
	グループ型家庭的保育事業	区が認定した複数の家庭的保育者を事業者が配置し、保護者等の就労等で保育を必要とする0～2歳までの児童を預かる保育事業。
22	育児休業制度	1歳未満の子を養育する労働者が法律に基づいて取得できる休業のこと。一定の要件を満たす場合は、子が1歳6か月に達するまでの間、延長ができる。育児休業の期間中には、勤務の実態に基づき給与は未支給または減額されるが、それを補うものとして育児休業基本給付金と育児休業者職場復帰給付金の支給を受けることができる。
	看護休暇制度	小学校就学開始時期に達する前までの子を養育する労働者が、事業主に届けることで子どもの病気や負傷など看護のために、子の人数に関わらず1年間に5日を限度として休暇を取得できる制度のこと。
32	産後ケア	育児不安や体調不良等により日常生活に支障がある産婦に対し、母体ケアや乳児ケア、育児相談・指導を行う事業。
	産後うつアンケートにおけるハイリスク者	母親となった女性の産後うつ病の可能性を調べるためのアンケート（母親メンタルアンケート【EPDS】）調査により、一定の点数以上の結果が出た者のこと。点数が高いと産後うつ病になるリスクが高いと判断される。
35	MR	麻しん（ましん、はしか:Measles）と風しん（ふうしん:Rubella）を英語の頭文字で略したもので、MRとは、麻しん・風しんの混合ワクチンのこと。
36	中野区運動遊びプログラム	身体を動かすことが好きな子どもを育てることをねらいとして、中野区の子どもの実態を踏まえて区独自に作成した運動遊びの取組み。
	親子元気アップ事業	子どもの体力や規則正しい生活習慣の重要性についての理解や認識を深めてもらうため、親子で一緒に楽しく運動する場を提供する事業。
	食育	国民一人ひとりが、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身につけるための学習等の取組み。
38	養育支援ヘルパー	家族等の援助が受けられず、養育についての支援を必要とする者に対し、家事等の補助を行う事業。
	育児支援ヘルパー	出産前後の家事や育児について、家族等からの援助が受けられず、日常生活に支障がある者に対し、家事等の援助を行う事業。

39	虐待対策コーディネーター	子ども家庭支援センターに配置され、センターの組織的な対応力の強化と関係機関との連携促進を行う職員で、児童福祉法第13条第2項各号のいずれかに該当し、虐待対策ワーカーとして相談援助業務の実務経験が3年以上ある専任の常勤職員。
41	移行支援会議	保育園・幼稚園、小学校、中学校への移行にあたって、個別支援計画に基づき、子どもを中心とした関係機関による支援ネットワークを形成するための協議を行う。
	個別支援計画	乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、医療、保健、福祉、教育等の関係機関が連携して、障害のある子ども一人一人のニーズに対応した支援を効果的に実施するための計画。
	児童発達支援事業	児童福祉法に基づき、障害のある子どもに対して、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練などを実施する事業。
	放課後等デイサービス事業	児童福祉法に基づき、学校通学中の障害のある子どもに対し、放課後及び長期休業期間中に、生活能力向上のために必要な訓練等を実施する事業。
42	特別支援教室	通常の学級に在籍する、知的な遅れの無い発達障害の児童が、障害の状態に応じた指導を受ける教室のこと。各学校に設置され、対象となる児童は必要な時間に在籍学級から特別支援教室に移動して指導を受ける。特別支援教室担当の教員が、拠点校から各学校を巡回して指導（巡回指導）を行う。
	特別支援学級	学校教育法に基づき、通常の学級における学習では、十分にその効果を上げることが困難な児童・生徒のために特別に編成された学級のこと。知的障害、肢体不自由、情緒障害等、弱視、難聴、言語障害の特別支援学級がある。 なお、中野区には、知的障害、情緒障害等、難聴、言語障害の特別支援学級を区立小・中学校の中に拠点的に設置している。
43	ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」こと。
47	地域型保育事業	主に0～2歳を対象に、少人数による保育を行う事業で、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4つに分類される。
	子ども・子育て支援新制度	平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の充実を進めていくため、平成27年4月に各区市町村で始まる新制度。
	第三者評価制度	保育所等が提供するサービスの質を、当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価するもの。
57	キッズ・プラザ	小学生がのびのびと学年を超えて交流し、豊かな体験ができるように、小学校施設を活用し設置している、「放課後の子どもたちの安心、安全な遊び場」のこと。
	放課後子ども教室	放課後や土・日曜日、休日などを活用し、スポーツや文化活動、創作活動、異年齢の子どもたちが自由に遊ぶための場など、幼児から小・中学生のさまざまな居場所づくりを行う事業。
59	次世代育成委員	地域に暮らす立場から、育成活動、子育て支援活動、学校や子ども関連施設と連携し、子育てネットワークづくりを進める委嘱委員。

61	出会い系サイト	人と人が出会うきっかけを作るウェブサービス。ユーザー同士の交流を図ることができる点を悪用した犯罪が問題となっており、子どもがトラブルに巻き込まれることも多い。
	電子モバイル機器	小型軽量で持ち運ぶことができる情報端末機器のこと。小型ノートパソコン・スマートフォン・タブレット型端末など。
64	ファミリールール講座	インターネットの普及に伴い、保護者がインターネットやゲームに関する知識や問題意識を持ったうえで、子どもたちと関わっていくことが重要であるという考えのもと、家庭での実践的なルール作りを支援する講座のこと。東京都青少年・治安対策本部内にあるファミリールール事務局が実施主体となっている。
	情報モラル教育	個人情報や著作権の保護、誹謗中傷やIT犯罪から身を守ることなど、情報社会において適正に活動するための基になる考え方や態度のこと。また、この考え方や態度を育成していくことを情報モラル教育という。
77	母子生活支援施設	生活・就労・教育・住宅等の解決困難な問題を抱える18歳未満の子どもを養育している母子世帯に対し、専用の施設で養育支援や家庭運営支援、就労支援など将来の自立に向けた支援を行う児童福祉法に定められた児童福祉施設。

〒164-8501 中野区中野 4－8－1

中野区子ども教育部 子ども教育経営担当（区役所 5 階）

TEL03－3228－5610 ／FAX03－3228－5679

E-mail: kodomokeiei@city.tokyo-nakano.lg.jp